

3月8日(月)

出席委員

委員長 渡部 茂 君
副委員長 西村 直子 君
同 つる 伸一郎 君
委員 おくの 晋治 君
同 くにば 雄大 君
同 松本 ときひろ 君
同 小芝 新 君
同 せお 麻里 君
同 のだて 稔史 君
同 横山 由香理 君
同 筒井 ようすけ 君
同 田中 さやか 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 新妻 さえ子 君
同 湯澤 一 貴 君
同 松澤 和 昌 君
同 石田 ちひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 高橋 しんじ 君
同 須貝 行 宏 君

委員 あくつ 広王 君
同 塚本 よしひろ 君
同 芹澤 裕次郎 君
同 大倉 たかひろ 君
同 木村 けんご 君
同 高橋 伸明 君
同 鈴木 博 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 あべ 祐美子 君
同 西本 たか子 君
同 藤原 正則 君
同 こんの 孝子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 本多 健信 君
同 鈴木 真澄 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 裕一 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
和 氣 正 典 君

企 画 部 長
堀 越 明 君

企画調整課長（計画担当課長兼務）
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
品 川 義 輝 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

総 務 課 長
立 川 正 君

戸 籍 住 民 課 長
木 村 浩 一 君

子ども未来部長
柏 原 敦 君

子ども育成課長
廣 田 富美恵 君

児童相談所移管担当課長
加 島 美弥子 君

子ども家庭支援センター長
崎 村 剛 光 君

子育て応援課長
三ッ橋 悦 子 君

保 育 課 長
立 木 征 泰 君

保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

保 育 支 援 課 長
若 生 純 一 君

福 祉 部 長
伊 崎 みゆき 君

福祉計画課長（特別定額給付金担当課長兼務）
寺 嶋 清 君

高 齢 者 福 祉 課 長
宮 尾 裕 介 君

高 齢 者 地 域 支 援 課 長
菅 野 令 子 君

障 害 者 福 祉 課 長
松 山 香 里 君

障害者施策推進担当課長
築 山 憩 君

生 活 福 祉 課 長
櫻 木 太 郎 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

国保医療年金課長
池 田 剛 君

会 計 管 理 者
中 山 文 子 君

教 育 課 長
中 島 豊 君

教 育 次 長
齋 藤 信 彦 君

区 議 会 事 務 局 長
米 田 博 君

○午前10時00分開会

○渡部委員長 ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、令和3年度品川区一般会計予算、第6号議案、令和3年度品川区国民健康保険事業会計予算、第7号議案、令和3年度品川区後期高齢者医療特別会計予算および第8号議案、令和3年度品川区介護保険特別会計予算を一括議題に供します。

本日の審査の項目は、一般会計予算の歳出第3款民生費、ならびに国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療特別会計予算および介護保険特別会計予算の歳入・歳出でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○品川財政課長 おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、本日は212ページからお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費は8億3,531万円で、右側213ページ8行目、高齢者福祉施設整備費では、2行下、小山台住宅等跡地複合施設整備、その7行下、八潮南特別養護老人ホーム増改築は基本計画等を行うもの、2行下、地域福祉推進費では、5行下、重層的支援体制整備検討経費は新規計上であります。

214ページをお願いします。2目高齢者福祉費は79億1,045万1,000円で、217ページ、下から3行目、荏原特別養護老人ホーム等大規模改修工事は実施設計を行うものであります。

219ページをお願いいたします。1行目、高齢者福祉施設支援事業では、2行下、介護サービス従事者へPCR検査を行ってまいります。

220ページをお願いします。3目高齢者地域支援費は9億7,514万1,000円で、223ページをお願いします。2行目、北品川シルバーセンター改築の基本設計および実施設計を行います。

左側222ページ、4目障害者福祉費は83億8,561万9,000円で、225ページをお願いします。6行目、手話理解促進は新規計上で、227ページをお願いします。下から6行目、医療的ケア児地域生活支援促進事業では、医療的ケア児とその保護者に対するインクルーシブな環境で過ごす場の提供等を行ってまいります。

233ページをお願いします。8行目、障害児者福祉施設管理経費で、2行下、西大井三丁目グループホーム整備は、障害者グループホームの建設に向け基本設計等を行うものであります。一番下、障害者福祉事務費では、235ページ、9行目、障害福祉サービス従事者にPCR検査を行ってまいります。

左側234ページ、5目国保医療年金費は80億1,387万5,000円であります。

以上によりまして、社会福祉費の計は261億2,039万6,000円で、対前年7.0%の減であります。

236ページをお願いします。2項児童福祉費、1目子ども育成費は40億6,883万7,000円で、右側237ページ中段、地域子育て支援グループ活動支援は新規計上であります。

239ページをお願いします。上から4行目、東大井児童センターなど、児童センターの改築工事を進めてまいります。

241ページをお願いします。中段やや下、児童相談所移管推進事業では、令和6年度の開設に向け、引き続き工事等を進めてまいります。

左側240ページ、2目子ども家庭支援センター費は4億6,493万2,000円で、右側241ページ、下から4行目、要支援ショートステイ事業は新規計上であります。

242ページ、3目子育て応援費は92億4,405万3,000円で、247ページをお願いいたします。中段やや上、養育費相談支援事業は新規計上であります。

左側246ページ、4目児童保育費は136億4,075万9,000円で、249ページをお願いいたします。中段やや下、保育園改築事業では、一本橋保育園などの改築工事を進めてまいります。251ページ下から6行目、公・私立保育園地域連携推進事業および257ページ、3行目、入園選考AI導入経費は新規計上であります。

左側256ページ、5目保育支援費は262億4,055万1,000円で、259ページをお願いいたします。6行目、区内私立保育園開設経費では、保育園の新規開設について引き続き支援してまいります。262ページをお願いいたします。以上によりまして、児童福祉費の計は536億5,913万2,000円で、対前年0.5%の減であります。

3項生活保護費、1目生活保護費は265ページをお願いいたします。中段、生活保護費は、受給世帯数増加に伴う増であります。

268ページをお願いいたします。以上によりまして、生活保護費の計は137億7,710万1,000円で、対前年6.5%の増とし、民生費の計は935億5,662万9,000円で、対前年1.5%の減であります。

民生費は、以上になります。

次に、国民健康保険事業会計に移ります。

恐れ入りますが、19ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ349億5,808万6,000円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分および金額は20ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は事項別明細書でご説明いたします。

それでは、424ページをお願いいたします。歳入でございます。1款国民健康保険料、1項国民健康保険料は426ページをお願いいたします。94億1,741万円で、対前年0.2%の減。2款使用料及び手数料、1項手数料は12万円で、対前年11.1%の減。3款国庫支出金、1項国庫補助金は科目存置で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は皆減であります。

428ページをお願いいたします。4款都支出金、1項都負担金・補助金は216億7,508万5,000円で、対前年0.1%の減。5款繰入金、1項繰入金は430ページをお願いいたします。36億2,063万6,000円で、対前年1.2%の減であります。

430ページをお願いいたします。6款繰越金、1項繰越金は2億円で、対前年同額。7款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は120万3,000円で、対前年同額であります。2項雑入は432ページをお願いいたします。4,363万1,000円で、対前年2.8%の増であります。

歳入は以上でございます。

436ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。1款総務費、1項総務管理費は7億8,967万9,000円で、対前年0.7%の減。

438ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は186億3,373万2,000円で、対前年0.6%の減であります。

440ページをお願いいたします。2項高額療養費は26億5,491万3,000円で、対前年3.6%の増。3項移送費は20万1,000円であります。

442ページをお願いいたします。4項出産育児諸費は1億3,446万8,000円で、対前年15.8%の減。5項葬祭費は3,010万円で、対前年4.4%の減であります。6項結核・精神医療給付金は2,501万2,000円で、対前年2.2%の増。7項傷病手当金は科目存置であります。

444ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は83億4,615万7,000円で、対前年0.8%の減。2項後期高齢者支援金等分は25億7,439万2,000円で、対前年0.6%の減であります。3項介護納付金分は446ページをお願いいたします。11億8,444万円で、対前年5.4%の増であります。4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は3億1,628万4,000円で、対前年5.6%の減。2項保健事業費は1,315万2,000円で、対前年6.8%の減であります。

448ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項償還金及び還付金は450ページをお願いいたします。5,555万5,000円で、対前年8.5%の減であります。6款予備費、1項予備費は2億円で、対前年同額であります。

国民健康保険事業会計は以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計に移ります。

恐れ入りますが、25ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ89億5,611万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分および金額は26ページ、第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入ります。470ページをお願いいたします。ここからは歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料は43億9,451万2,000円であります。2款使用料及び手数料、1項手数料は3,000円。3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は733万8,000円で、対前年同額であります。2項広域連合補助金は472ページをお願いいたします。2,466万円で、対前年66.0%の増であります。4款繰入金、1項繰入金は43億248万9,000円で、対前年1.1%の増。5款繰越金、1項繰越金は科目存置。6款諸収入、1項受託事業収入は474ページをお願いいたします。2億2,629万3,000円で、対前年2.9%の減。2項雑入は82万3,000円であります。

歳入は以上でございます。

478ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。

1款総務費、1項総務管理費は1億7,192万円で、対前年0.4%の増。2項徴収費は3,996万円で、対前年17.6%の増。

480ページをお願いいたします。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は82億6,979万4,000円で、対前年0.7%の増。3款保健事業費、1項保健事業費は2億9,478万7,000円で、対前年1.9%の増で、右側481ページ、下から5行目、歯科健康診査は対象年齢を76歳から80歳に拡大してまいります。

482ページをお願いいたします。4款保険給付費、1項葬祭費は1億5,232万円で、対前年8.2%の減。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は733万8,000円で、対前年同額であります。6款予備費、1項予備費は2,000万円で、対前年同額であります。

後期高齢者医療特別会計は以上でございます。

次に、介護保険特別会計に移ります。

31ページをお願いいたします。介護保険特別会計予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ268億3,790万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分および金額は32ページ、第1表歳入歳出予算によるもので、その内容は

事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入ります。502ページをお願いいたします。

歳入であります。1款保険料、1項介護保険料は59億3,359万8,000円で、対前年8.8%の増。2款使用料及び手数料、1項手数料は科目存置。3款国庫支出金、1項国庫負担金は43億1,790万1,000円で、対前年2.8%の増。2項国庫補助金は504ページをお願いいたします。14億5,427万5,000円で、対前年2.0%の増。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は506ページをお願いいたします。69億1,546万4,000円で、対前年2.8%の増。5款都支出金、1項都負担金は35億8,794万6,000円で、対前年2.5%の増。2項都補助金は2億5,294万5,000円で、対前年4.8%の増。6款財産収入、1項財産運用収入は508ページをお願いいたします。5万6,000円であります。7款繰入金、1項一般会計繰入金は43億3,559万1,000円で、対前年3.2%の増。2項基金繰入金は81万9,000円で、対前年99.7%の減。8款繰越金、1項繰越金は510ページをお願いいたします。2,000万円で、対前年同額であります。9款諸収入、1項雑入は1,931万2,000円で、対前年27.6%の増。2項延滞金、加算金及び過料は科目存置であります。

歳入は以上であります。

514ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。1款総務費、1項総務管理費は4億7,630万4,000円で、対前年3.4%の増。2項徴収費は516ページをお願いいたします。4,533万8,000円で、対前年6.1%の増。3項介護認定審査会費は1億7,288万8,000円で、対前年6.9%の増。4項趣旨普及費は518ページをお願いいたします。1,008万4,000円で、対前年60.8%の増。制度案内全戸配布経費の増であります。5項介護保険制度推進委員会費は111万7,000円で、対前年91.5%の減。介護保険事業計画改定経費の減であります。6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は60万5,000円で、対前年15.1%の減。

520ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項居宅介護サービス等諸費は522ページをお願いいたします。153億4,971万4,000円で、対前年3.6%の増。2項施設介護サービス費は524ページをお願いいたします。65億2,274万4,000円で、対前年0.9%の増。3項介護予防サービス等諸費は526ページをお願いいたします。10億5,638万2,000円で、対前年3.8%の増。4項その他諸費は2,636万5,000円で、対前年1.9%の増。

528ページをお願いいたします。5項高額介護サービス等費は8億4,813万3,000円で、対前年1.9%の減。6項特定入所者介護サービス等費は530ページをお願いいたします。5億2,234万7,000円で、対前年3.4%の増。7項特別給付費は1,349万3,000円で、対前年0.9%の減。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は532ページをお願いいたします。10億8,686万2,000円で、対前年3.4%の増。2項一般介護予防事業費は1億9,743万3,000円で、対前年19.2%の増。

534ページをお願いいたします。3項包括的支援事業・任意事業費は536ページをお願いいたします。4億7,819万4,000円で、対前年3.6%の増。4項その他諸費は538ページをお願いいたします。285万円で、対前年同額。4款基金積立金、1項基金積立金は5万6,000円。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は700万円で、対前年7.7%の増。6款予備費、1項予備費は2,000万円で、対前年同額であります。

以上で本日の説明を終わります。

○**渡部委員長** 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

本日は、32名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。小芝新委員。

○**小芝委員** おはようございます。私からは、217ページ、在宅介護支援センター運営費、そして225ページ、手話理解促進について質問させていただきます。

まず初めに、在宅介護支援センター運営費に関連しまして、障害福祉サービスから介護保険への移行について質問させていただきます。障害のある高齢者は65歳を境に介護保険に組み込まれるということで、これまで受けていた障害福祉サービスから介護保険の対象に移行するとまず認識しております。ただし、人によっては、これまで受けていたサービスが介護保険の対象にはならない方も当然いると聞いております。確認でございますが、障害福祉サービスの対象ではあるが、一方で、介護保険のサービスを受けることができなくなるものをまず教えていただきたいと思っております。

○**松山障害者福祉課長** 障害福祉サービス固有のものについて、私からお答えいたします。まず行動援護、そして同行援護、それから自立訓練、あと就労系サービス、就労移行支援、就労継続支援等が、介護保険にはない障害福祉固有のサービスでございます。

○**小芝委員** それらのものが障害福祉サービスの対象になることは理解できました。介護保険の対象になるサービスと、またそうでなくて障害福祉サービスの対象になるものがあると。そのあたりの手続きだとか、また、ハードな面で課題があると思われそうですが、品川区の取組み状況について教えていただきたいと思っております。

○**松山障害者福祉課長** 障害福祉サービスと介護保険の制度との品川区の取組みについてお答えします。まず区では地域共生社会の実現のために、在宅介護支援センターに併設した事業所において障害者の計画相談、いわゆるケアプランの作成を行いまして、包括的な相談支援体制を整備しているものでございます。令和元年度、令和2年度につきまして、2箇所ずつ設置いたしました。来年度につきましては、また2箇所増やす予定でございます。

高齢者福祉課とも連携しまして、異なる制度の理解についての勉強会を開催し、ケアマネジャーと相談支援の相互理解を深めております。

○**小芝委員** 今、説明がありましたが、地域ごとに在宅介護支援センターがあると認識しております。これが地区別で分かれています。また、そのさらに下に、それぞれの地区の中に3箇所、支援センターが細分化されていると認識しております。きめ細やかな対応を取るという必要性は大変感じられますが、その在宅介護支援センターの取組みについて、また教えていただきたいと思っております。

○**松山障害者福祉課長** 在宅介護支援センターにおける障害者の計画相談支援事業所の取組みについてですが、介護保険制度のケアマネジャーがプランづくりをするときに協力するという。これまでも協力はございましたが、併設している在宅介護支援センターだけではなくて、その地域のほかの在宅介護支援センターや民間の居宅支援事業所からも、障害について不明な点等の問い合わせを受けたり、連携を深めているところでございます。

○**小芝委員** 引き続き、利用者に負担がかからない、きめ細やかな取組みを進めていただきたいと思ひまして、次に移ります。

225ページ、手話理解促進に関連しまして、手話言語条例に向けた質問をさせていただきます。これまで聴覚障害の方のオリンピック、デフリンピック、これを4年後に行う予定でございますが、それ

を見据えて、これまでに何度か聴覚障害の理解促進を求める質問や提案などをさせていただきました。これまでに会派からも手話言語条例の制定に向けて要望させていただいた経緯がございましたが、まず確認をいたしますが、手話言語条例の実現に向けて、これまでの経緯を教えてくださいと思います。

○松山障害者福祉課長 手話言語条例制定に向けての経緯についてお答えいたします。令和元年度に品川区聴覚障害者協会から条例制定についてのご要望をいただきまして、その後、区内の登録手話通訳者の会、手話サークル、そして明晴学園と合同でこれまで協議をしてまいりました。その協議を経ておおむね合意が図れましたので、条例案につきましては、第2回定例会に上程する予定で現在準備を進めているというところでございます。

○小芝委員 前向きな動きということは把握ができました。この動きは、SDGsの2030年を達成期限とします17のゴールに大変寄与する動きであると認識しております。実現に向けての時期ということで、第2回定例会に上程されるということも把握ができました。条例の制定に向けて動き始めていることは大変評価させていただきたいと思います。

そうすると、条例制定に向けての取組み、また、この制定後にスタートする取組みもあると考えますが、まず条例制定に向けて、例えば、予算にも計上されております手話理解促進の趣旨に沿う取組み、どのように展開していくのか、教えてもらいたいと思います。

○松山障害者福祉課長 手話理解促進の取組みについてでございます。これまでも区では手話講習会等の開催を通じまして手話の理解を進めてまいりましたが、条例の制定を目指して、来年度は主に4つの取組みを予定してございます。

まず、手話が言語であることへの理解を促進するためのパンフレットを作成しまして周知いたします。次に、区職員の理解促進を図るために、手話の研修を実施する予定でございます。

また、手話が少し通じます商店街事業と題しまして、聴覚障害者が買い物をする際に少しコミュニケーションができるように、商店街の方々のご協力を得て学んでいただくものでございます。

また、4つ目としまして、障害者福祉課に配置しております手話通訳者の日数を増やすということを予定してございます。

○小芝委員 また併せまして、この条例制定には聴覚障害者の方々の声、また地域の声、民間の声をフル活用して、その方々の思いを条例の文章に落とし込んでいただくよう切にお願いしたいところですが、まず、この条例案に向けての考えを教えてくださいと思います。

○松山障害者福祉課長 条例案に向けての考え方についてお答え申し上げます。これまでの複数回にわたる協議の中で非常に思いを受け取り、くみ取って、条例案の前文にできるだけ反映するような形で文言の調整を行ってまいりました。

条例案の前文に関しましては、手話が言語であること、また、障害者基本法に手話が規定されていること、そして、歴史的な経緯も含めまして、文言を今調整しているところでございます。それ以降につきましては、他区の条例と同様に、目的や基本理念、あるいは区の責務といった条例案の構成を予定しております。

○小芝委員 そうしますと、いわゆる努力義務を求める条例にしていくのか、また、具体的なものにしていくのか。恐らく、今の課長の答弁ですと、努力義務といいますか、そういったものを定めていく条例になっていくのかなというふうに考えますが、いずれにせよ、将来振り返りまして、この条例があったからこそ聴覚障害者の方々への理解が進んだと評価されるような条例であるべきと考えますが、最後、一つ考えをお願いいたします。

○松山障害者福祉課長 条例のところの中身につきましては、今後、微妙な調整等がございますので、今、この場で申し上げることは難しいのですが、ただ、これまでの協議の中で聴覚障害者協会、当事者の会、そして手話を使うような団体の方々と協議をしていく中での思いが反映され、条例をつくることによって今後理解が促進するようなものにしていきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私からは、269ページ、生活困窮者自立支援事業、フードパントリー事業について、223ページ、高齢者地域支援事務費に関連いたしまして、終活支援、239ページ、すまいるスクール委託事業者との連携について、時間がありましたら、223ページ、高齢者住宅運営費についてお伺いいたします。

まず冒頭、ただいま手話言語条例のお話がありました。公明党といたしましても、明晴学園にお話を伺うなど、手話言語条例の策定に向けて取組みを進めております。それぞれがいい形の条例になります、実のある条例になりますよう、取組みをお願いいたします。

まず生活困窮者自立支援事業ですが、フードパントリーにつきましてお伺いいたします。令和2年度から、食の提供をきっかけとして自立を促していくということで、フードパントリー事業を進めております。改めてこの事業のご説明と、この間のフードパントリーの利用者数をお知らせください。

○櫻木生活福祉課長 フードパントリー事業でございます。ピックアップ型フードパントリー事業としまして、暮らし・しごと応援センターにご相談にいらっしゃった方の中で、食の支援があると自立に向けて資すると思われる方について、秋葉原もしくは浅草橋の近くにございますフードバンクのほうの紹介状を渡して、それを持って取りにいらしていただいて、食の支援を行うという制度でございます。

利用者数につきましては、昨年7月から開始しまして、1月までに9名の方にご利用いただいております。

○新妻委員 昨年の6月30日の厚生委員会で報告されてからスタートしていただいております。この委員会でも会派から質問させていただいておりますが、この場所が今秋葉原か浅草橋ということでお話がありました。非常に遠いなという印象があります。私の知り合いで浅草橋まで歩いてこの食料を取りにいったという方もいらして、やはり交通費がかかるという、そういう心配でした。

これがセカンドハーベスト・ジャパン、ここが非常に老舗の団体でありまして、2000年から日本初のフードバンクということで、食品ロス削減の観点から、必要な方へ食料をお渡しするという、そういう事業をされておまして、ここにご協力をいただけるということは大変ありがたいことと思っております。ただ、しかし、この品川区からはちょっと遠いなということが否めないと思います。区内の中で、この事業の展開というのを検討されなかったのか、そういう経緯があるのかどうかお知らせください。

○櫻木生活福祉課長 区内でのフードパントリーの拠点というお話でございます。区が直接というわけではございませんが、区内でフードパントリーの拠点を設けて活動いただけるようなNPOや、もしくは事業者を支援する仕組みについて今年度検討しておりましたが、コロナの影響で、NPOや事業者の方もなかなか対応が難しくなっているという状況でございます。

また、フードドライブに食料を提供されている企業様についても、昨今の状況で継続的な支援が難しいということで、なかなかうまくいっていないということでございます。

○新妻委員 検討されたけれども、コロナの影響があったということです。来年度、又引き続きご検討いただけますのか、ぜひ、それは強力に進めていただきたいと思っております。また改めてご答弁をいただ

ければと思います。

続きまして、高齢者地域支援事務費に関連いたしまして、終活支援についてお伺いいたします。私は2017年10月の決算特別委員会の総括質疑で、終活支援またエンディングノート、おくやみワンストップ窓口について取上げました。また、つる副委員長も一般質問で、横須賀市のエンディングプラン・サポート事業を参考に終活支援事業をとということで提案させていただいております。この間、終活支援またエンディングノート、おくやみワンストップ窓口につきまして、進められていること、検討されていること等ありましたらお知らせください。

○櫻木生活福祉課長 フードパントリーについてでございますが、先行きが見通せる状況ではございませんが、状況を見ながら、何かできることはないかと考えていきたいと思っております。

○寺嶋福祉計画課長 いわゆる終活支援ということでございます。品川成年後見センターのほうで、いわゆる一般の本屋等で売っております終活ノート、これに類するライフプランノートというものを作成いたしまして、こちらのほう、社協および区内の本屋でも購入が可能になっているのですけれども、まずこういったノートをつくりまして終活支援を行っているということ。

それから、このノートをつくただけではなく、講座を開きまして、一般の方に参加していただいて、このノートの活用方法等々につきまして広く支援をしているといった、こういった活動がございます。

○木村戸籍住民課長 おくやみコーナーでございます。ご要望いただいて以降、この「ご遺族の方へ」というパンフレットをお渡ししながら、引き続き関係部署と研究を進めているところでございます。

○新妻委員 それぞれ利用者が増えますよう取組みをお願いしたいのと、おくやみ窓口におきましては、パンフレットを私も拝見させていただきました。参考になる、まとめていただいた資料だと思っております。

今回、豊島区が終活あんしんセンターというのを開設して、この2月から補正を組み、そしてまた新年度もやっていくと。これはまず終活に関してのご相談を承るということでした。豊島区はひとり暮らしの高齢者が多く、また、コロナ禍の中で高齢者の方のご相談が非常に増えたということから、こういう終活あんしんセンターというのを開いた。これは社協に委託して行っているということです。まだ実績はないということですが、ご相談の中から事業展開も検討していくという、そういうようなお話を伺わせていただきました。

なかなか視察に行けないもので、現地を見ているわけではありませんが、こういう場ができてくるといことは、需要があるなど。これは品川区でも一緒だなと思っております。社協や様々、福祉部門での高齢者地域支援課とか、高齢者のご相談窓口はたくさんあると思うのですが、今進めていただいている高齢者の支援というところで、おくやみワンストップ窓口も含めて、何かそういう高齢者の方が安心して、最期、人生の総仕上げをどうしていくのか、おうちの片づけとか、財産とか、また遺産相続も含めて、その一つは、今、社協に担っていただいていることとは思うのですが、このおくやみワンストップ窓口も含めた、何かそういう大きなくくりでの終活相談の場というのが分かりやすく、区民の方にそういう場があるということが展開されるといいのではないかなと考えるところなのですが、何かありましたらご答弁をいただければと思います。

○寺嶋福祉計画課長 先ほどのライフプランノートが1つのきっかけということには今なっております。先ほど申し上げた講習会というのも、令和元年度は、実際に6回計画しているうち、1回はコロナで中止になりましたが、5回開催しております。それ以外に、各地域のご要望に応じて出前講座というのをやっておりまして、こちらは令和元年度、区内で14回開催できております。こういったところ

にご参加いただきまして、いろいろご意見をお聞きしながら、終活の支援を引き続き社協のほうやっておりますけれども、区としても可能な限りの支援をしていきたいと考えてございます。

○新妻委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、すまいるスクールについてお伺ひいたします。現在、区内には37箇所のすまいるスクールがあります。区内の就学人口が増えたこと、また、コロナの3密を避けることなどで、学校内でのすまいるスクールの教室の確保に支障を来している状況を伺ってまいりました。現在、この37箇所、業務委託をされていると思います。委託先が何か所あって、どういう連携が区と取られているのか、また、区の職員がいらっしゃると思うのですが、その方の役割をお知らせください。

○廣田子ども育成課長 委託の事業者は8社入っております、基本的に、運営については委託業者が実施しております。区の職員が1名ずつ配置されておりますけれども、学校であるとか、教育委員会、区、保護者との調整役をしているところでございます。

連携に関しましては、現場でも行っておりますが、月に1回、本課にてスーパーバイザーであるとかリーダーと報告会を実施して、反省会等を行っているところでございます。

○新妻委員 コロナでの自粛が長くなっており、家庭でのご負担も多くなっております。すまいるスクールの誰でも利用ができやすいような体制も、またご検討いただければと思います。

○渡部委員長 次に、松澤委員。

○松澤委員 私からは、215ページ、在宅高齢者支援事業、同じく215ページの認知症高齢者支援事業について質問いたします。

2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われており、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症への理解・普及啓発を推進してまいりますとの区長からの発言もありましたように、品川区では、昨年9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、認知症の方やご家族、厚生労働省任命の認知症本人大使、通称「希望大使」とともに区役所の前の花壇にマリーゴールドなどオレンジ色の花を植える、「しながわ みんなで想う橙（オレンジ）プロジェクト」を実施、また、区役所3階の廊下で認知症への理解を深めるパネル展を展開したり、お言葉どおり、認知症になっても安心できる地域を構築するため、大変積極的に周知されております。

今後は医師会との連携において、現在はコロナ禍のため、すぐに連携という話に進んでいかないとは思いますが、認知症の早期診断、早期発見に取り組んでいくとお話もありましたが、この早期発見の中で増えつつある若年性認知症についてお聞きいたします。

認知症は一般的に高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、若年性認知症とされます。若年性認知症は働き盛りで発症するため、ご本人だけではなく、ご家族の生活への影響が大変大きくなりやすいというのが特徴であります。若年性認知症の相談窓口は、東京都では目黒と多摩の2か所しかありません。品川区では在宅介護支援センターとなり、高齢者の認知症の方と同じ相談窓口になります。

隣の大田区では昨年の10月に若年性認知症の相談窓口が開設されました。実際に大田区の担当者とお話をしてまいりましたが、国の新オレンジプランの政策の柱の中にも、若年性認知症施策の強化が取組まれていること、また、親子ほど年の違う方と同じサービスを受けるのはつらいなどの声を聞いて開設に至ったとのことでありました。

そのことを踏まえて、品川区の若年性認知症に対するご見解をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 若年性認知症に対するお答えでございます。

まず認知症といえますと、皆様、高齢者の方というイメージを持たれることがあるかと思うのですが、

決してそういうことではございませんで、若くして認知症になられるという方もいらっしゃいます。そういったイメージ、こうしたものをしっかりと啓発していく。こういったことも我々、区に課せられた大切な役割だと認識してございます。こうしたことを踏まえまして、昨年の秋に講演会を開催していただいたのですが、その中でお話をいただいた方のお一人が実際に若年性認知症の方でございました。こういったことで、我々、区としまして、こうした取組みを推進してまいりたいと思います。

あと、相談窓口でございますが、委員のおっしゃったように、基本的には在支、それから、もちろん高齢者福祉課本課のほうでも相談をお受けするような形で今進めております。必要に応じて、今、委員からお話のありました目黒区碑文谷でございます、東京都の窓口をご案内するなどしております。

相談に当たりまして、プライバシーにはしっかりと配慮するよう心がけておりまして、状況によっては、実際に訪問して相談をお受けする、こういったことにも取組ませていただいているところでございます。

○松澤委員 先ほど答弁がありました秋の講演会でしたか、私も聞きにいこうと思ったのですが、ちょうどその通り沿いでお餅を売ってしまっていて、行くタイミングがなかったの聞いてみたいなと思っていました。ありがとうございます。

次に、認知症対策検討会議、本人ミーティングについて質問いたします。私が当事者の方のお話を聞いたり、医師からよく聞く話によりますと、本人に質問して答えてもらいたいのですが、家族が代わりに答えてしまったり、本人が発言する機会がなかったりということをよく伺います。家族が答える、これはとても大切だと思っています。しかし、やはり支援を受けているのは本人ですから、やはり本人がどう思っているのかというのが重要だと感じています。

介護の資格取得で学んだ際の、本人が主人公であり、その人の人生を理解しなければならないという言葉が、私は大変心に残っております。この本人ミーティングは、まさにその人、人となり分かる素晴らしい取組みだと思いますが、事業内容のご説明をお願いいたします。

○宮尾高齢者福祉課長 本人ミーティングに関するお尋ねでございます。本人ミーティングは、これまで認知症の方ご本人の意見を発する場というのが、全くゼロではないのですが、なかなかそういう機会がなかったということ、また、これまでの認知症支援といいますと、どちらかという、支援をする側、サポートをする側からのメッセージを伝達するというやり方が主だったのですが、この本人ミーティングというのは、その逆をいくものでございます。ご本人にとっては、例えば、社会参加につながるというようなメリットがあったり、あるいは、我々、行政側にとってみれば、そのお声をサービスの向上につなげることができるというようなメリットがございます。

令和3年度に、今考えておりますのが、当事者、ご本人の方も交えて会議を設定させていただいて、その中でいろいろ区の支援策等々も検討していく、そのような場にしたいなと思っております。

○松澤委員 私も実際に本人ミーティングに向けて頑張っている担当者と関係者たちの話し合いの場というのですか、そのZoom会議に参加させてもらったことがあるのですが、熱量がすごいというか、皆さんすごくやる気があるなというのがすごく印象的でした。やはり当事者の方も、介護職員も、行政も、ボランティアの方も、みんなと一緒に、まさにインクルーシブな集まりというのがそこにあります。佐賀や福岡市、区民委員会で視察に行った際に担当者が言っていた、「情熱を持って取組めば人は動きます」という言葉、まさに私、このことなのだなと大変うれしく感じました。

今後、本人ミーティングで出た課題や要望を区としてどのように取りまとめていくのか、お考えをお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 令和3年度に予定しております本人ミーティング検討会議は、こういったものをつくり上げていくかという制度構築に関しても、実際にご本人に加わっていただきたいと思っております。その会議の場には、我々、行政職、事務職だけではなく、介護職、あるいは医療職の方などもメンバーに入っただけならなどと思っております。

そこで、いろいろな意見、お考えを出していただいて、それをしっかりと我々のほうで受け止めて、分析して、それをこれからの支援にどうつなげていくか、あるいは、関係する皆様との認識の共有化を図っていくか、こういったことを展開していきたいということで、さらにご本人に寄り添った支援策ができればなどと思っております。

○松澤委員 制度の構築、大変うれしい言葉であります。認知症だけにとどまらず、障害のある方にも、やはりこのような本人中心の集まりの中で、当事者目線の課題・要望が取組まれる支援が広がることを望みます。

さて、この本人ミーティングに関連しますと、認知症カフェにつながると思っております。区では、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが住み慣れた地域で安心して気軽に集まることができる場を、認知症カフェとして認定しております。昨年の答弁では19箇所で開催されているとお聞きしました。コロナの影響もありそうですが、1年が経ち拡充があったのか教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 認知症カフェにつきましては、基本的に集まるということが主なスタイルというか、やり方になっておりますので、残念ながら、委員のおっしゃるとおり、このコロナ禍の影響を受けて、箇所数自体は、現時点で19箇所が増えてございません。ただ、いずれコロナが終息することを見越して、拡充の方向で我々は進めてまいりたいと思っております。

○松澤委員 認知症カフェには実際に当事者の方が働いているところがありまして、私も参加させていただいたことがあります。一般質問にて認知症の就労支援のお願いをしまして、現在は制度化されたものがないとの回答でしたが、認知症カフェは就労支援の一つになるのではないかと考えております。本人が働く喜びや人と話す喜び、そういうたくさんの方の気持ちの中で高揚していくと、大変多くの喜びの音が聞こえておりました。認知症カフェを起点とした就労支援の一助になるよう進化していくことを望んで、質問を終わります。

○渡部委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 215ページ、高齢者災害対策支援事業費、および235ページ、避難行動要支援者個別計画作成について、つまり、高齢者・障害者の災害時の避難生活支援についてお伺いしたいと思います。

個別計画作成ということですが、高齢者については、ケアマネジャーを中心に、今年度作成と検討が示されました。障害者については、個別性が高いため、30名分を作成してからということですが。多くの災害で高齢者、障害者が発災後の避難生活で命を落とす災害関連死が大問題なだけに、個別計画作成と訓練はとても重要だと思います。

まず高齢者についてお伺いいたしますが、個別計画作成する対象はどのような方なのか、何人分の作成を目指すのか、伺いたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 個別支援計画作成する対象とその人数でございます。基本的には、避難のときに特別な配慮を要する方が対象となります。具体的に、今、その対象をどうするかということも、今年度からの検討対象に入っているところでございます。したがって、それに伴って対象像が

固定・確定されると同時に、人数も絞り込めてくるのかなと認識しているところでございます。

○中塚委員 これから検討ということですが、必要な支援をしっかりと対象に加えていただきたいと思います。

大震災発災後の避難生活を送るために、まず大前提になりますのは、安全な住宅と家具転倒防止など安全な部屋をあらかじめ確保することだと思います。家の倒壊や家具の転倒による圧死を防ぐ対策が大前提になると思います。その上で、在宅で避難生活を送るためには、ヘルパーなどの専門的な支援を中心に、地域住民の協力も得て、重層的に計画を組み立てることが必要になってくると思います。しかし、その事業所も、そこで働く介護従事者も、地域住民も、同じ被災者です。個別計画策定の検討に当たっては、ここをどのように組み立てていくのか、お考えを伺いたいと思います。

そして、この個別計画の策定の決定者は品川区になるのか、お伺いしたいと思います。

そして、もう1点だけ、この個別計画ですが、発災後、何日目からの対応を想定しているのか、以上3点伺いたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 まず発災時には、住み慣れたご自宅で生活を継続できるということが、これがもう何よりも大切だと思っております。ですので、その方たちを、いかにその人数を増やすことができるかというところで、我々も引き続き様々な対策を講じてまいりたいと思っております。

やはりこの個別支援計画の検討を始めまして、既にいろいろな方に様々な形で関わっていただいております。そういった方たちの先行する取り組みをしっかりと尊重して受け止め、丁寧に進めていく必要があると考えております。

2点目の個別支援計画を決めるのは誰かと。様々な方のご意見、ご協力をいただく必要がございますが、最終的に決めるのは当然区だと認識しております。

それと、最後の具体的に何日目からかというところでございますが、その点についても、今、検討の中で、どういう条件設定をするか、どういう想定を立てるのがこの計画の実効性に対して有効であるかというところも検討のテーマとして入っているところでございます。

○中塚委員 住み慣れた家で継続して避難生活を送ることが大事だというご説明がありました。古い木造のアパートで、お一人暮らしでお住まいになっているお年寄りもいらっしゃいます。そこで、日頃からヘルパーなど介護事業を利用されている方もいらっしゃいます。まずは前提となる安全な住宅、そして安全な空間、これを保障するよう、その支援の強化は要望しておきたいと思います。

個別計画の基本的な体系について、最終決定者は品川区というお話ですが、品川区が、事業所や病院など、介護・医療などの意見も踏まえて、策定項目や基本的な柱を作成し、ケアマネジャーの力も借りて具体化をすることが大切だと思います。

同時に、これは重要なだけに時間もかかる業務だと思っております。この業務は介護報酬の対象になるのか、業務にかかる報酬についてはどのように手当てをしていくのか、お伺いしたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 個別支援計画の作成に当たりましては、繰返しになりますが、様々な方のご協力、ご支援が必要だと思っております。中でも、高齢者の支援計画の作成に当たりましては、ケアマネジャーたちの協力が必須でございます。ここがなければ一歩も前に進めることはできないと思っております。

ただ、現状では、そのご協力いただいたものに対する対価と申しますか、それに対して国が制度化するということには、今のところなっておりません。ただ、区は、それをそのままいいのかということではなく、今年度も予算措置はさせていただいておりますし、来年度も、それに対する予算をこちらに

計上させていただいているところでございます。

○中塚委員 この個別計画の作成に当たる業務については、現状、制度がないということですが、しっかり手当てをする仕組みをつくっていただきたいと思いますが、その点、改めてご答弁いただきたいと思いますが、つまり、ボランティアではないですから、必要な業務に対しては必要な手当てをするということを改めてご答弁いただきたいと思いますが。

続いて、障害者についても併せて伺いたいと思います。

まず30人分のことでございますけれども、障害の区別について、知的、身体、視覚、聴覚、精神など、その内訳を伺いたいと思います。

併せて、障害者のほうの個別計画の対象者は誰なのか、高齢者と同様、決定者は品川区ということではよろしいのか、伺いたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 まず介護職の方に対する報酬といたしますか、考え方でございますが、区のほうでも予算措置はしておりますが、ここへきて、そういった策定に関する事務経費、これを国のほうでも考えているというような考え方も示されておりますので、そこをしっかりと見て対応していきたいと思っております。

○松山障害者福祉課長 障害者分野の30人の方の障害種別についてお答えいたします。

現段階で特定の障害について決めているわけではございません。国が今後作成要領を示すということですが、現段階では待っているわけにいかないで、まず今は在宅人工呼吸器の使用の方につきまして、保健センターと連携して作成に着手しているところでございます。

対象者につきましては、実際に作成する相談支援センターと協議をして対応してまいりたいと思っております。

また、決定についてでございますが、高齢者と同様、区が決定するものでございます。

○中塚委員 まずは人工呼吸器の方ということで、もちろん危険というか、大変な方を優先するというのは、そのとおりだと思います。同時に、障害の種別によって支援の形も様々変わるので、そこについてはどのように検討されていくのか、お伺いしたいと思います。

同時に、高齢者と同様、この業務に関わる費用ですが、ここはどこから捻出していくのか、しっかりと事業として手当てをしていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 まず委員お尋ねの障害特性に対する個別計画というのは、かなり異なっております。それぞれの障害特性、加えて個別性も高いものでございますので、お一人お一人に合わせた計画をつくるというのは時間を要するというところで認識しております。

また、障害特性に沿った備蓄も考えなければならない、対応方法も異なるということで、丁寧に対応していきたいと思っております。

また、費用につきましては、高齢者と同様に予算化しているところでございます。

○中塚委員 分かりました。いずれにしても、多くの震災を経験し、そのために介護が必要な方や障害のある方が避難生活で苦しい思いをしている、命を落とす時代が繰り返されている、この状況を目の当たりにしたときに、ようやくこの対応が進んだことはうれしく思います。

一方で、早く着実につくっていく必要があると思います。計画の決定者は区が責任を持ってということですので、ぜひ、責任を持って進めていただきたいと思うのですが、その計画の具体化については、例えば、ヘルパーだったり、支援員だったり、専門性と併せて、地域には介護や医療に従事してきたOBもいます。大学を通じて、学生の支援も力になると思います。幅広く協力を求めて、支援の輪

を日常的に重ねていく、そうした視点が必要だと思えます。支援を広げるために、講演会やイベントなど、例えば、協力員の登録を呼びかけるなど、様々な力を合わせることで、その具体化を担保することにつながるとは思いますが、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 こちらの計画をつくっていくに当たっては、やはりいろいろな立場の方にご意見をいただき、ご協力をいただく場面が必要だろうと、我々も認識しているところでございます。

ですので、そういった方としっかりやり取りをして進めていかないことには、実効性のある計画はつくれないと思っておりますので、そこはしっかりと丁寧に進めてまいりたいと思っております。

○中塚委員 計画自体は品川区が責任を持って定め、その具体化に対して、実効性のあるものにするためには、やはり地域の様々な力を借りながら、また、訓練とともに担保していくという視点がとても大事だと思います。

ご本人の意志を尊重し、家族や地域の理解を得るためにも、個別計画策定に向けて、策定する過程においても理解と協力を求めることが大切だと思いますが、そのためにも、パンフレットを作成して、幅広く力を借りることが必要ではないかと思えます。介護事業所の協力を得るためにも、個別計画策定への理解も重要ですから、こういう事業を品川区は進めていきたいと、事業所の皆さん、地域の皆さん、ぜひ協力していただけないかという基本的なパンフレットをつくっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

いずれにしても、介護が必要な方、障害がある方、着実に、そして、同時に急いで進めていただきたいと思えますが、この点についてもお伺いしたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 計画をつくっていくに当たって、パンフレットを作成してはいかがかというところでございますが、まず、そのパンフレットをつくるためにも、関係者間でしっかりとした共通認識を持ち、課題を受け止め、我々に求められているものは何か、こういったことをしっかりと固める、詰めていくことが、まずは第一歩として必要だと思っております。現に、その方向で今進めさせていただいているところでございます。

ただ、繰り返しになりますが、こちらの計画を前に進めるためには、様々な立場の方のご理解、ご協力をいただかないと進まないことだと思っております。簡単に進められることだとは思っておりませんが、それでも着実に進めていきたいと思っております。

○中塚委員 私も簡単ではないと思えますが、ぜひ、着実に進めていただきたいと思えます。阪神・淡路大震災、東日本大震災、また各地で起こる豪雨災害や様々な災害を見るたびに、避難所での生活、そして自宅での生活、多くの高齢者や障害のある方、もちろん妊婦さんや、若くても基礎疾患、様々なご病気のある方、大変な苦労とともに命を落とす時代が繰り返されております。ぜひ、着実に、そして、スピード感を持って進めていただきますよう要望して、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○渡部委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、214ページ、高齢者福祉費、212ページ、福祉計画費、220ページ、高齢者地域支援費、今後の高齢者向け支援施策全般についてお伺いいたします。また、269ページ、生活困窮者自立支援事業についてお伺いいたします。

第八期品川区介護保険事業計画を策定する運びとなりました。2025年問題もあります。団塊の世代の方が一気に75歳以上になっていくという状況ですけれども、品川区の高齢者人口、今後の推移をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 高齢者人口の今後の推移ということでございますが、当面の65歳以上の方の人口は増加傾向で推移していくというふうに推測しております。

その中でも、75歳以上の方の65歳以上の方全体に占める割合、これが当面微増していくというふうに捉えているところでございます。

○筒井委員 微増ということで、分かりました。

高齢化率ですが、品川区の高齢化率というのは幾つぐらいなのか、それが全国と比べて高いのか低いのかをお知らせください。

○宮尾高齢者福祉課長 高齢化率に関するお尋ねでございます。本区の高齢化率でございますが、本年1月1日現在ではございますけれども、1月1日現在で、全人口に占める65歳以上の割合は20.21%ということで、これは特に、例えば、全国的に見て、都内で見ても、23区で見ても、品川区が突出して何か特徴的な数値かと言われると、そこまではいっていないという認識でございます。

○筒井委員 分かりました。全国とかと比べても、平均的な数値ではないかという認識だということで理解いたします。

高齢化率ですが、ただ、品川区内の地区別だと、かなりばらつきがあるのではないかなと思います。例えば、八潮地区とか、大崎地区とか、地区別の高齢化率をお知らせください。

○宮尾高齢者福祉課長 先ほど高齢化率のところ、全国と見てもと申し上げました。全国とで見ると、品川区は若干低いと捉えております。訂正いたします。

それと、地区別の高齢化率でございますけれども、これは昨年4月1日現在というところでございますが、昨年4月1日現在の区全体の高齢化率20.2%に対しまして、地区によってばらつきと申しますか、差がございます。高齢化率が一番低いところが大崎地区で17.1%、一番高いところが八潮地区でございまして、こちらが35.5%、いずれも昨年4月1日現在の数値でございます。

○筒井委員 分かりました。おっしゃるとおり、大崎地区は比較的高齢化率が低い。若年人口が増えているという影響もあるかと思っておりますけれども。一方で、八潮地区が35.5%と、品川区の地区内でもかなり大きな差があるかと思っております。

高齢者向け施策、対策ですけれども、ですから、やはり一律にやっていくというよりは、地区別の対策というのでも考慮していかなければいけないのかなと考えているのですけれども、区としては、その点、いかがお認識なのでしょう。

○宮尾高齢者福祉課長 当然、私どもも日々の業務を進めていくに当たって、地区別に高齢化率が高い低いというのは認識して進めさせていただいております。

ただ、一方で、区内のどちらにお住まいであっても、必要なときに等しく介護サービスを提供できる、こういった視点を大切に、日々業務を進めているところでございます。

○筒井委員 分かりました。異動とか、いろいろそうした物理的な制約とかありますけれども、その辺うまく工夫して進めていただきたいと思います。

やはりどうしても特別養護老人ホームの増設とか、施設などハード面の対策というのでも、用地確保等難しい点も多くありますけれども、ある程度そうしたハード面の整備も進めなくてはいけないと思っておりますけれども、区の認識としては、その点いかがお考えなのでしょう。

○寺嶋福祉計画課長 高齢化人口、高齢化率がまだまだ上昇していく中で、様々なニーズに対応できるような整備が必要だと思っております。そういった中で、今、委員からありました特養ホーム、それから、先日もご答弁申し上げました地域密着型サービス、こういったものをうまく組み合わせながら、

用地の取得にも努めながら、一定程度整備を進めていく必要があるかと認識してございます。

○筒井委員　ぜひよろしく申し上げます。

とはいっても、やはり施設をどんどん増やしていくというのは、物理的に困難なことがあるかと思えます。やはり区で言われている元気高齢者というのを増やしていく、また維持していくということが非常に重要な点と考えております。特に在宅介護や予防、認知症予防とか、特にフレイル予防というのは今後重要な視点になってくるかと思えますけれども、区のお考えとしても、そうした元気高齢者を増やしていく、特に予防に重点を置いていくという対応をとられていくというお考えでよろしいのでしょうか。

○菅野高齢者地域支援課長　高齢化が進む中、予防についてというご質問です。そちら、第八期介護保険事業計画の8つのプロジェクトの中のプロジェクト2のところ、「健康づくりと介護予防サービスの充実」というところを掲げております。心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指すこと。また、介護予防サービスの利用促進により住み慣れた自宅で自立して暮らせるよう自立支援の仕組みの取組みを支援していきたいと思っております。

○筒井委員　ぜひよろしく申し上げます。先進的医療とか高度医療が発達する前は、こうした予防事業で何とか踏ん張っていただきたいと考えております。

それで、今回の新規事業の「通いの場」について、ページ数は分からなかったのですが、事業内容的には、やはり区民の方、高齢者の方から、こうした気軽に集まれるところが欲しいという声をいただいております。ぜひ進めていっていただきたいと思っておりますけれども、この「通いの場」、地域住民が立ち上げるということになっておりまして、それはどこかの団体を活用されるのか、現在、具体的にどのような状況、具体的に進んでいこうとしているのか、今の状況をお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長　「通いの場」のご質問についてお答えいたします。こちらの現在の進捗状況ということですが、リハビリテーション専門職とともに、「通いの場」の条件や区の支援策を現在検討中となっております。

既存の団体、例えば、ほっとサロン事業や高齢者クラブなど、既に活動されている団体等も意識しつつ、今後、どういった形で「通いの場」を立ち上げるべきかというのは、アプローチの仕方などを検証しまして、地域での立ち上げを目指していきたいと思っております。

○筒井委員　分かりました。まだ検証段階ということで、うまくいくように私も期待しておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

続いて、生活困窮者自立支援事業に移ります。暮らし・しごと応援センター関連ですけれども、住居確保給付金などをやられていると思います。まず原則3か月ですけれども、延長が可能で、最長9か月ということで、現在、この住居確保給付金の延長をされているという世帯はいらっしゃるのでしょうか。

○櫻木生活福祉課長　延長している世帯数について数字はないのですが、現在、延べで680余の方に支給していただいております。そのうち1回目の延長率が大体50～60%という数値になっておりますので、それが繰り返し続いているということでございます。

○筒井委員　分かりました。就職活動をするということが要件だと思うのですがけれども、実際、今、実質的失業者が増えているとか、再就職というのは相当厳しい状況だと思うのですがけれども、現在の就職状況というのをお聞かせいただきたいのと、また、今後暮らし・しごと応援センターに相談される方の数はどんどん増えてくると思うのですがけれども、これは今後増加していくのかどうかという区の認識と、今、大体どういった相談内容が多いのでしょうか。その3点をお聞かせください。

○櫻木生活福祉課長　まず就職状況ということでございますが、現実のところ、就職というよりは、基本的に在職中の方の一時的な所得の減少に伴ってということが条件に入っておりますので、それで収入状況が改善したということで制度を抜けられる方がいらっしゃいますので、完全に失業された方というのは、その中の一定の割合ということでございますので、就職状況については、こちらで把握できておりません。

相談者数につきましては、今のところ、今年度当初、4月、5月あたりで爆発的に増加しまして、その後、少しずつ落ち着いてきている状況ではございます。

多い相談内容とも関係するところでございますが、今多いご相談内容としては、緊急小口資金や総合支援資金という社協が実施している資金が満了したということで、今後の生活についてどうしたらいいかというご相談が増えてきているところでございますので、国による支援等がなくなってしまったということがあれば、今後増えていく可能性はあるかと思っております。

○筒井委員　分かりました。今、相談者数は落ち着いているということで。ただ、緊急事態宣言が再々延長されたので、今後どうなるかということは、緊張感を持っていかなくてはいけないと思っておりますし、やはり今後の生活に対して不安だという方が増えている。特に資金面での不安を抱えている方がいらっしゃるのかなと思っております。

今、緊急小口資金の支援が終わってしまったということなのですから、今後、品川区として、国や東京都に期待する支援策というのはあるのでしょうか。

○櫻木生活福祉課長　緊急小口資金、総合支援資金等も再貸付という制度がまた整えられておまして、国においても様々議論されているところでございますので、そちらの状況を注視しつつ対応してまいりたいと思っております。

○渡部委員長　次に、田中委員。

○田中委員　225ページ、1項4目手話理解促進、基幹相談支援センター運営費、障害児者福祉計画、245ページ、2項3目女性福祉事業、239ページ、児童センター改築検討経費等、258ページ、5目メンタルヘルス相談窓口設置事業、265ページ、3項1目生活保護者自立支援事業、そして、時間があつたら213ページ、1項1目小山台住宅等跡地複合施設整備について伺います。

まず手話理解促進、先ほども質問がありました手話言語条例について伺います。第2回定例会で上程予定ということです。条例制定に生活者ネットワークは大変歓迎しております。制定に向けて、当事者団体等と協議を進めてきたと確認ができました。条例が機能するためには、区民の理解も必要です。そのためにパブリックコメントの実施を求めますが、いかがでしょうか。どのような制定スケジュールを検討しているのかも併せて伺います。

そして、条例制定を機会に、庁舎の手話通訳者の配置日数を増やすとのことでした。どの程度増えるのかお知らせください。

そして、今回の条例制定では、手話に限った条例一本となっています。他区では、手話言語条例とともに、障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例など、コミュニケーションにハンディのある方全体を対象にした条例と2本セットのケースが多いようです。生活者ネットワークも、様々な障害者のコミュニケーションが円滑になるよう、2つの条例制定が必要と考えますが、見解を伺います。

○松山障害者福祉課長　私から手話言語条例についてお答えいたします。

まずパブリックコメントの実施ですが、区では予定しておりません。今のところ、区民に対して非常に責務があるといったようなものを想定していないというところでございます。

2点目の通訳者の配置ですが、現在、障害者福祉課に週に2日配置しておりますが、そちらを週に3日ということで来年度は予定をしております。

3点目の他区では障害者の多様な意思疎通の条例との二本立てであるが、品川区はどうかというお尋ねについてでございます。条例ですので、各自治体異なっております。品川区の特徴としては、区内に明晴学園があること、また、手話が言語であるという条例と、意思疎通を促進するという条例の主旨が異なること、また、さらに当事者団体との協議の中で、実はそのテーマも協議してまいりました。区と同じ考えで一致しておりますので、今のところ、区は手話言語条例だけの一本で考えております。

○田中委員 まずパブリックコメントの予定はないということですが、ぜひ実施していただきたいと思います。要望いたします。

先ほど商店街等での手話促進のお話もありました。ほかにも、例えば、聴覚障害者の方が交通事故の被害に遭ったときに、加害者側の意見ばかりが聞かれてしまい、大変悔しい思いをしたとの声が複数届いています。条例制定により、関係機関への周知徹底と課題解決に向けた働きかけも求めますが、見解を伺います。

また、条例制定について、二本立てにはしないということでした。聴覚障害者の中にも手話ができない方がいます。視覚障害者でも点字が読める人ばかりではないということと同様です。コミュニケーションにハンディがある方全体の課題解決につながる条例制定となるように強く求めたいのですが、見解を伺います。

○松山障害者福祉課長 まず1点目の関係機関への周知ということですが、来年度、パンフレットの作成を予定しておりますので、どこまで周知するかは今後の検討になろうかと思っております。ただ、区としての条例ですので、できるだけ広く関係機関には周知していきたいと思っております。

2つ目ですけれども、もちろんコミュニケーション、意思の疎通が困難な方は現在もいらっしゃいますし、相談の中で十分丁寧にご本人の意思が反映されるよう聞き取っておりますので、今も対応しているというところでございます。

○田中委員 ぜひ関係機関への働きかけ等、よろしくお願いいたします。

時間がないので次へ行きます。女性福祉事業について伺います。

配偶者暴力相談支援センターについて伺います。内閣府のホームページを見た限り、女性福祉事業に当たると考えたため、ここで伺います。昨年の決算特別委員会で、品川区は昨年4月1日に内閣府に配偶者暴力相談支援センター機能を整備し届出たと伺いました。配偶者暴力相談支援センターを機能させるための生活圏域ごとの連携推進、情報共有の場を持つための第1回会議を7月7日に実施、その下部組織の窓口相談担当者の会の準備をしているとのことでした。

支援センターの専門相談員はどのような資格を持っているか、そして、現在の配偶者暴力相談支援センターの進捗状況と、当事者がこのセンターにたどり着く道筋はどのように想定しているのかを伺います。

○三ツ橋子育て応援課長 女性福祉事業という観点から、子育て応援課としてお話いたします。

まず配偶者暴力相談支援センターは、中心となるのが人権啓発課と捉えております。こちら、子育て応援課では、例えば、ひとり親相談など、家庭相談員等々がございますので、実施しているところでございます。

資格としては、社会福祉士などが資格相当と考えております。

○田中委員 窓口が男女共同で、中心がこちらかと思ったのですが、そうではないということなのか、

確認をさせていただきます。

○三ッ橋子育て応援課長 配偶者暴力相談支援センターということで、人権啓発課が中心となっております。

○田中委員 分かりました。内閣府のホームページを見た限り、その説明の内容だと、多分、女性福祉事業なのだろうなとは思いますが、品川区はそういうことで、後で確認をしたいと思います。

次に行きます。基幹相談支援センター運営費について伺います。昨年の予算特別委員会でも伺いましたが、相談支援システムネットワーク整備の進捗状況についてお知らせください。

このシステム構築はどのように進み、何を目指すのでしょうか、伺います。

○松山障害者福祉課長 私から相談支援システムについてお答えいたします。

現在、今年度、基本構想ということで、地域拠点の相談支援センター等の相談支援員から実務的に相談支援システムにどのような機能が必要かをヒアリングし、いわゆる情報セキュリティ的に技術的に実現可能なのかというのを今検討しているところです。将来的には、区の障害者福祉課と地域拠点の相談支援センター等に相談支援システムを設置して、パソコンで相談情報の共有ができるようにしたいと思っております。

○田中委員 外部の関係機関との情報ネットワーク、情報共有が進み、地域包括支援が進むということですか。そののところをまず確認させていただきます。

○松山障害者福祉課長 相談支援システムの効果といたしましては、区だけでなく、区と関係機関との情報を共有し、相談情報を一元管理することにより効率化を目指すということと、相談支援員がシステムに関わる負担を軽減して、より利用者に丁寧に関わる時間を増やすという意味合いがございます。

○田中委員 分かりました。今のシステム構築について目指していることを、地域自立支援協議会に報告して、ぜひ意見を求めていただきたいと思います。その理由として、今こういうことを進めていますよといった報告があると、状況を伝える姿勢が当事者にとっては、区は障害者事業を進めてくれているという励みとなり、歓迎されると思いますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 今お尋ねの地域自立支援協議会の委員構成についてですが、相談事業者のほか、利用関係機関、特別支援学校、就労関係機関、それから、当事者団体が含まれております。

この情報のシステムでございますけれども、実務的な使用を想定しない方々のご意見を今の段階から聞いて決めるものではないと思っております。区内部の情報セキュリティに関するシステムでございますので、現段階におきましては、まだ実務的な使用を想定する相談支援事業所からの聞き取りだけにとどめておきたいと思っております。

○田中委員 では、行く行くは、その進捗状況だったり、ぜひ地域自立支援協議会のほうにお知らせいただければと思います。

次、行きます。障害児者福祉計画について伺います。次期の障害者福祉計画には3年間のサービスの実績と見込量が示されていますが、その数字の根拠や、どうやってその実現を目指すのかという具体的な手順やロードマップが読み取れません。今回の予算立てでは、この計画の初年度で何を実現しようとしているのかをお知らせください。

例えば、計画の中で、障害者相談支援事業者は3年間で4か所のままですが、一方で、手話通訳派遣事業や要約筆記者派遣事業はだんだん増やしていくように示されていますが、どのように実現を目指すのでしょうか。

また、次年度は、高次脳機能障害者支援について、現状のままということでしょうか。3か年計画の

中に拡充を予定されていないのか伺います。

○築山障害者施策推進担当課長 次期の障害者福祉計画の主要なテーマでございます。こちらは4つ掲げておりまして、1つが安心して暮らせる地域生活の支援、それから、2つ目が包括的な障害児支援の充実、3つ目が、社会参加の促進、4つ目が地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、こちらを主要テーマとして取組んでいくことを考えております。

○松山障害者福祉課長 具体策というところでございますけれども、計画について、どこまで具体策を明文化するかにつきましては、今後開催される策定委員会におきまして、パブリックコメントを含めて検討してまいりたいと考えております。

また、地域拠点相談支援センターの増設につきましても、区といたしましては必要と考えておりますし、既存の相談支援センターの機能を強化して増やしたいと考えております。

次に、高次脳機能障害の来年度の予算を増やすことはないのかというお尋ねでございますが、実績に応じて現在予算を積算しておりまして、これまで週に1回、高次脳の専門相談員を配置して、必要に応じて多機関との連携をしているところでございまして、来年度も同様の配置を予定してございます。こちらにつきましても、第2回目の障害者団体とのヒアリングが終了したところでございますので、パブリックコメントも含めまして、拡大につきましては、今後の策定委員会で検討していきたいと思っております。

○田中委員 分かりました。ぜひ、当事者の方たちの声を聞いていただきたいと思えます。

時間の関係上、次へ行きます。保育士のメンタルヘルス相談窓口設置事業委託について伺います。

相談窓口ができることについては歓迎します。目的については、プレスで確認しました。感染症に限った相談窓口となるのでしょうか、確認をさせていただきます。

そして、現在入札中ということなのですが、委託業者は民間事業者を検討しているのか、どのような専門性を持った事業者を求めているのか。

また、深刻な相談内容があった場合の対応と、区職員は対象外とのことですので、区職員の相談窓口はどこになるのかをお知らせください。

○若生保育支援課長 保育士等のメンタルヘルス相談事業についてのお尋ねでございます。

まず、こちらが新型コロナウイルス感染症の要素だけのご相談に限るのかということでございますけれども、きっかけが今回のコロナ禍ということで、いろいろと不安を抱えている保育士等の皆様に対しての相談支援ということでございますけれども、それに限らず、日々の人間関係ですとか、心や体の不調、そういった幅広い相談に、電話相談ですとか、ウェブとか、あるいは面談、こういったところで支援をさせていただくといった事業でございます。

それから、どういった事業者かについては、現在契約手続き中でございますけれども、こちらにつきましては、専門的にメンタルですとか健康相談などを行っている民間事業者がございまして、そういったところへ事業を委託することを想定してございます。

それから、深刻な内容というようなところでございますけれども、どういった内容があるかということとは様々あるかと思えます。専門性に関しましては、臨床心理士ですとか、精神保健福祉士、あるいは、保健師、看護師等のスタッフをそろえるということになってございまして、十分対応していけると考えてございます。

○立木保育課長 区の職員のメンタルサポートに関しましては、職員の保健業務を行います看護師、カウンセラー、それから産業医の先生による健康相談や、あと外部機関、共済組合等ですけれども、相

談窓口が整備されております。

○田中委員 保育士の悩む原因の一つに、虐待を目撃したということがあると聞いています。特に先輩保育士や上司に当たる人が虐待をしていることに気付いたとき、なかなか相談できないということですね。このメンタルヘルス相談窓口設置事業では、虐待事案の相談も受けることができるのでしょうか。ぜひそういう相談も受けてほしいと求めますが、いかがでしょうか。

○若生保育支援課長 虐待関係のご相談、こういったところに関しましては、やはり職場に相談できなくて、あるいは、事業者ですとか区のほうにもちょっと言いづらいというようなことは承知しております。こういった外部のプライバシーが守られる機関のほうで、虐待に関して、それに限らずですけれども、様々な相談に関してお受けして、必要な関係機関につなげていくということができるよう考えてございます。

○田中委員 虐待事案の相談を受けた場合に、どのような手順で解決に向けた動きがされるのか伺います。

そして、虐待事案の相談に限らず、保育環境等を相談した保育士が特定されないような、今もプライバシーというお話がありましたが、そのような配慮がどのようにされているのかを伺います。

○若生保育支援課長 虐待の相談があったときの手順等でございますけれども、基本的に、園のほうでそういった事例があった場合は通告義務がございますので、児童相談所ですとか子ども家庭支援センターのほうに、まず保育園のそういったことをお聞きした保育士のほうから伝えるという義務がございます。

ただし、そういったところが話しづらいということで、そういった相談機関を使ったというところに関しましては、必要に応じて区のほうにつないでいただいて、そこから子ども家庭支援センターとかへ、その情報をつなぐと、そういった流れになるかと想定してございます。

それから、プライバシーについては、先ほどの繰り返しになりますけれども、守られる形で事業を進めてまいります。

○渡部委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、221ページの上から4行目、高齢者社会参加促進事業の中の健康づくり・生きがい活動事業から質問をいたします。

健康づくり・生きがい活動事業には、その下、6つの事業があります。どれも高齢者には大変魅力的でしょう。この6つの事業の中で最も人気が集まっているのは何でしょうか。

そして、この6つの事業で、区民の割合で何%ぐらいの高齢者が参加しているのか、お聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 高齢者社会参加促進事業のうちの健康づくり・生きがい活動事業に記載された6つの事業のうち、どれが人気かというお話だと思います。どれも人気の事業ですので、このように継続させていただいている次第なのですが、私がこの1年間従事した限りでは、グラウンドゴルフ大会を9月の末に開催させていただいたのですが、そのときにとっても多くの方にご参加いただいたのと、あと、輪投げ大会も11月に開催したのですが、そのときも多くの方にご応募いただいたということで記憶しております。

○木村委員 今、こういう時期でありますから、特に密を避ける意味でも、野外で行われるグラウンドゴルフ、このようなものも大変人気を集まっていると思います。

現在、コロナ騒ぎで、密集、密接、密閉の3つを避けるために開催されない事業というのものの中には

あってもおかしくないと思いますけれども、何か密を避ける、私は密を避ける意味でも、外で行うグラウンドゴルフ、今言われましたけれども、本当にもっともっと大きくしていく価値があるのではないかと思いますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○菅野高齢者地域支援課長 今、開催ができて、大変多くの方にご参加いただいたグラウンドゴルフ大会と輪投げ大会のお話をさせていただいたのですが、反対に、やはり委員がおっしゃったとおり、密を避けるためなどの理由で開催できなかったシルバーダンスパーティーや、いきいき健康マージャン広場、いきいきカラオケ広場などは、今年度事業を中止させていただく、もしくは、事業は行っているのですが、やはりカラオケ店などには利用者がいないという状況になっております。

○木村委員 この6つの事業以外に、コロナの今だからできることというのは何かあるのか。あのようなことをしてみたいなどのアイデアは何か出ているのか、出ていないのか。それがあればお聞かせいただきたいと思います。

○菅野高齢者地域支援課長 アイデアということで、私たちも、主に高齢者クラブの方と、このコロナ禍において何ができるのかというところで工夫させていただいた事業が、このグラウンドゴルフだったり、輪投げ大会だったりしたわけなのですけれども、それ以外の方に、やはり在宅高齢者の方の健康維持のために何かできないかということで、自宅でもできるような運動や栄養や交流といったこと、フレイル予防のことを盛り込んだチラシの配布だとか、広報紙に掲載を行ってきたところです。

また、最近ですけれども、ケーブルテレビ品川を通じまして、そういったフレイル予防についての働きかけを高齢者の方にした次第です。

また、来年度につきましては、オリジナル体操動画というのを「通いの場」の中で考えておきまして、そちらの体操動画をケーブルテレビでも1年間放映するというので、イベントがなかなか難しい中、自宅でそういった体操ができる取組みを考えていきたいと思っております。

○木村委員 高齢者のために、またいろいろとアイデアを出していただきたいと思います。

世間はコロナ一色、高齢者の皆さんや重篤な病をお持ちの方には大変厳しいときであります。こんなときだからこそ、どのようなことに注意し、そして、こんな行動をしてほしいなど、行政としてお願いするようなことは何かありますか。お聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 やはりこちら、まずフレイル予防、先ほども申し上げましたが、運動、食事、人との交流ということがフレイル予防には一番大事ということで認識しておりますので、こちらについて、さらにいろいろな媒体を通して高齢者の方たちに呼びかけていきたいと思っております。

○木村委員 健康のためには、体を使う、頭脳を働かせる、腹の底から声を出す、どれも大変大事なことですけれども、ほかに、これ以外に何か絶対これは健康のためにやったほうがいいよというようなことがあれば、何か例を挙げていただきたいと思います。

○菅野高齢者地域支援課長 これ以外ということですが、私どもも今考えているところではあるのですが、何よりも運動、食事、人との交流の中で何が一番大事か。やはり人との交流が一番大事なのかなということで、そういう研究機関の調査でも発表されているところですので、こちらの人との交流を促せるような、コロナ禍でなかなか難しい部分はあるのですが、少しでもそういった仕掛けができるようなことを検討していきたいと思っております。

○木村委員 先ほどもお聞きしましたが、声を出すと言えば、カラオケであります。密閉で飛沫を飛ばすのですから、いかななものかということをよく言われております。しかし、その反面、腹の底から声を出すということでもありますから、健康的には最高だと思います。

あと、室内の換気や消毒等の徹底が必要になりますが、カラオケを楽しむためには、ほかにどのようなことに注意が必要だとお考えでしょうか。

○菅野高齢者地域支援課長 こちらのいきいきカラオケ広場にも、かなりの登録団体の方がいらっしゃいます。また、シルバーセンターなどでも、やはり活動内容の中にはカラオケというのが半分以上の団体の方が占めておりまして、なかなか再開できないでいることが私どもとしても心苦しい限りです。

やはり飛沫を抑えるとか、どうしても夢中になってしまうとマイクを握ってマスクを外してしまう、そういったこともあり得るのかなと思うと、なかなか躊躇しているところなのですが、ただ、世の中のそういった動きを見させていただいて、いろいろなところを参考にさせていただきながら、少しでも早く再開できることを目指していきたいと感じております。

○木村委員 先ほどフレイルという言葉が出ましたけれども、国内でも自宅待機をする高齢者が大変多くなっています。その結果、フレイルから認知症を患ってしまう高齢者が多くなるとは思いますけれども、行政としてお薦めできる、家庭のテレビゲームの、例えば、ひとり健康マージャンやひとりカラオケと、何かできるようなものはないのでしょうか。区独自の健康法が何かあれば、高齢者の皆さんにアドバイスをお願いしたいと思います。お聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 今現在も皆様がそれぞれの家庭で、ゲームができる方はゲームをしたりとか、テレビを見たりとか、楽しんでいらっしゃるのかなと思います。

区独自としては、先ほどお話しさせていただいたオリジナル体操動画等を流させていただいて、運動の習慣を家庭でもつけていただく、そのようなことをしていきたいと思っております。

○渡部委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私は、247ページ、ひとり親家庭支援事業、中でも養育費相談支援事業について伺います。

本件については、西村副委員長も一般質問で質問されておりましたけれども、離婚後の子どもの養育問題というのは、我が国の極めて重要な課題であります。「令和3年度品川区当初予算案」プレス発表には、公正証書の作成支援ということで、助成金1人1万1,000円が計上されています。他の自治体では、上限5万円を限度に実費支給としているところもあり、1万1,000円というのはやや少額に思えるのですが、この額の根拠をお示してください。

また、養育費の取決め、実際には離婚や財産分与など、ほかの取決めと同時になされることが多いと思います。支援を受けられるのは養育費の取決めに関わる部分だけだとは思いますが、そういったほかのものと一緒に公正証書を作成するときにも利用できるという理解でよろしいのか、お願いいたします。

○三ツ橋子育て応援課長 来年度から実施いたします養育費相談支援事業でございます。こちらに関しましては、予算として捉えていただければと思ひまして、実際にその方その方によって公正証書というものは金額が変わってまいります。したがって、区としては、予算上1万1,000円と捉えておりますけれども、高額な方も中にはいらっしゃいますので、それは実費として考えているところでございます。

また一方、養育費の取決めでございますが、家庭相談員が中心になりまして、実際にどのような養育費の取決めを今までしていたのか。子どもの養育プランの作成支援から実施していこうと思ひしているところがございます。実際に離婚の前の段階で、どのように対応していくべきかなども考えているところでございます。

また、こちらの公正証書等でございますが、この公正証書についても、もちろん公証役場のご紹介をしたり、また、公正証書の作成費用の援助をするに当たっても、品川区内のご紹介と、また、実際にはどういったことが必要なのかということ、家庭相談員中心となって実施していくところでございます。

○松本委員 今、公正証書等とおっしゃいましたが、これは調停のほうの申立費用とかということも含まれるのでしょうか。他の自治体だと、それも含まれていて、一応このプレスを見ると、公正証書に限定されているのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○三ツ橋子育て応援課長 そちらに関しましては、公正証書等と申し上げましたけれども、公正証書でございます。失礼いたしました。

○松本委員 やはり公正証書となると、双方の合意が完全に必要になってくる場所もありますので、他自治体だと、本当に調停とかも含めて支援を行っているところがあるかと思いますが、これは初年度ということで、まだこれからいろいろあると思いますので、できれば区民の方のニーズを読み取っていただきながら、ぜひ拡大していただければと思います。

また、私のほうで1万1,000円ということで申し上げたのですが、これは予算上ということで、場合によっては増えていく可能性もあると。その1万1,000円は、私のほうで何が根拠なのかと思ったら、公証役場の手数料が500万円以下だったら1万1,000円で、その500万円以下というのは養育費との関係でどうなのかということ、大体額にしたら、これは10年分で算定するので、一家庭で月4万円です。4万円を超えて5万円とかになると、恐らくもうこの額を超えていくということになりますので、このあたりも、ぜひ初年度を踏まえていただいて、次年度以降、さらに予算を増やしていただければと思います。

次に、養育費の立替保証のほうです。こちらは、ひとり親と民間保証会社との間の養育費の立替保証契約、これの初回保証料を5万円を限度に助成するというものだと思います。この養育費の保証サービス、ここ数年で一気に認知度を高めている分野なのですが、昨年、日弁連からも弁護士に対して、業者の中に高額な手数料や保証料を掲げるものがあるなどの注意喚起がなされました。

今回、初回保証料の助成ということなのですが、月額保証料もかかってくるサービスだと思うのです。あと、業者の約款を読んでいると、一定の条件を満たしたら、業者のほうから一方的に契約を解除できるように、そういうふう読めるものも出てきています。

この事業の先進的な自治体というのは、やはり明石市ということになると思うのですが、実は、明石市がパイロット事業をやられたときには、単に初回保証料を助成するというだけではなくて、市が保証会社と業務委託するというので、提携をしながらやっていったところがあるのです。

これ、今、すごく心配しているのが、ひとり親家庭を食いものにしている業者が出てくる可能性を心配しております。今回の当区の事業、そういった保証会社との契約を監視するとか、あるいは、ひとり親家庭が消費者被害に遭うことを予防するような仕組みというのは用意されているのでしょうか。お願いします。

○三ツ橋子育て応援課長 こちら、立替保証の関係でございます。こちらに関しましては、家庭裁判所をご卒業した調査官が中心となって実施していくものでございますが、実際に先進区の状況をいろいろ調査していきますと、委員がご心配のことなどもございますけれども、こちらに関しましては、やはり丁寧に相談していきながら実施していこうと考えておりますので、ひとり親の方や相談相手の方が本当に困り事がないように対応していきたいと思っております。

○松本委員 これはどこの自治体でも多分この二、三年だと思えるので、日弁連のほうも心配している

のが、場合によっては、保証会社で反社が関わってくる可能性も。これ、何でかと言ったら、このサービス、監督官庁も決まっていないのです。認可とか許可とかも全然要らないサービスなので、ここ数年でかなり業者が増えてきて、どうなるのかというのがちょっと不安なところもありますので、ぜひ、相談員の方、調査官出身の方ですので、そこはかなり具体的に検討していただきながら、制度設計をしていただければと思います。

続きまして、今のことを踏まえて、保証会社に頼むのではなくて、明石市のほうも、この保証会社の問題点、最近やっていただいた結果、少し分かってきたところもあるので、自治体が独自に、自治体自身が立替えるというふうなことも今明石市ではやられて、去年から始まりました。そういったことも検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○三ツ橋子育て応援課長 実際に保証会社ではなく、区独自で立替を実施してはどうかということでございますけれども、まずは来年度、何も実施していない状況から始めてまいりますので、様々なことがあると思います。それらを考えながら、まず一歩として、今回の子どもの養育プランの作成支援や養育費の取決め支援、そして、確保のための支援というものを実施していきたいと考えております。

○松本委員 本当にその部分をやっていただくのがまず第一だと思っています。

日本の養育費の問題というのは、やはり大分遅れているというふうに海外からも言われていて、すごく思うのが、これまで司法での対応をしていて、私も弁護士だから申し上げますと、弁護士料が高いというところもあったり、ハードルが高いというところがありました。アメリカとかを見ていると、養育費の回収というのを行政がやるということがある程度広まっていて、場合によっては免許証の停止とか、あるいはパスポートの発行を断るとか、そういうことも義務に違反している人に対してはやっていくというふうな状況があります。日本もその方向に進んでいくべきだなと思っているところではありますので、引き続きこの分野は研究していただきながらお願いできればと思います。

最後に、養育費と平行でよく言われている面会交流のほうも取上げたかったですけれども、これは要望だけ最後にさせていただければと思います。

一般質問でも、私、過去に取上げて、西村副委員長も取上げられていたところですけども、この問題は、やはり国際的にもどんどん、EUからも決議されてどうにかしてくれと言われている分野ですので、港区で面会交流のコーディネート事業も始まっていますので、当区でもぜひともご検討をよろしくお願いいたします。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時04分休憩

○午後1時05分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。湯澤委員。

○湯澤委員 私からは、221ページ、高齢者社会参加促進事業、それから、高齢者クラブ支援事業などについてをご質問させていただきます。

令和2年度は、コロナの影響で、区のイベントのほとんどが中止やオンライン開催となりました。午前中の質問にもありましたが、高齢者社会参加促進事業についても、中止や人数制限による開催が多かったようでありまして、区の判断に対する高齢者の声が担当課のもとに届いていたら教えてください。

また、高齢者クラブにおいても、コロナでほとんど活動ができなかったという声が会員から聞こえてまいります。高齢者クラブに対しどのような注意喚起や指導をどのような手段で行っていたのか、併せて教えてください。

○菅野高齢者地域支援課長 それでは、高齢者社会参加促進事業の部分について幾つかご質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

この間、コロナ禍によりまして、いろいろな区の事業が中止になったということなのですが、主にこちらの社会参加促進事業の中で中止になったものは、シルバーダンスパーティー等がございます。こちらが中止になったことに対する直接的な声は届いていないのですけれども、シルバー成年式を中止にさせていただいたときに、対象者の方皆様におおびのお手紙とマスクケースをお配りさせていただいたのですが、楽しみにしていたのというお声の一部届いたという状況にはなっております。

そして、高齢者クラブの事業に対しても、やはり私どもが事務局をやっております品高連の事業におきましても、多くの事業を中止させていただいたりとか、各クラブの事業も、それぞれのクラブの判断でなかなかできないということが多いということは聞いております。すごく残念だということでお話は聞いているのですけれども、例えば、1回目の緊急事態宣言後の9月に、ようやくある程度の100人規模の理事会なども開かせていただいた時期があるのですけれども、そのときに都の研究機関や厚生労働省が作成した、そういった高齢者クラブ等の集まる場のガイドラインを作成したものがございましたので、そちらのほうをお配りさせていただくなどして、少しでもクラブの方たちが安心して活動できるような取組みをしてきたところでございます。

○湯澤委員 やはり高齢であるために感染リスクが上がっていたこともあって、活動をかなり自粛されたという方がかなりいらっしゃったように思います。以前は地域活動に活発に参加していたご高齢の方で、新型コロナに感染しない100%の予防法として、人に接触しないことだと言って、1年以上ほとんど外出をしないで、また、ご夫婦なのですけれども、会話もせず、食事も別々に取っている、そのくらい徹底している方もいらっしゃったりしました。

巣ごもりが長く続けば健康被害、そして認知症、うつ病といったおそれがあるので、何らかの対策をしなければならぬと思います。品川区は、巣ごもりによって健康被害が出る可能性がある高齢者がどのくらいいると把握しているか、また、適度な運動を促すためにどういった対策を行っているか、教えてください。

○菅野高齢者地域支援課長 2点のご質問にお答えさせていただきます。

品川区で巣ごもりによってどのぐらいの高齢者の方が健康被害に遭われているかというのは、具体的な調査等を一人一人の方には行っておりませんので、数字のほうは申し上げられないのですけれども、こちら、毎年75歳以上の方を対象に、介護予防対象者把握事業ということで、総合事業の対象者に行っております健康チェックリストを配布させていただいて、要介護や要支援認定を受けていない方に配布させていただいているのですけれども、そちらのほうの調査を今年度も行って、回収して集計している最中です。そういったところで、毎年行っておりますので、昨年度との比較などができて、今後、どういった方たちがどのぐらいの割合でそういった健康被害が起きているのかなど、そういった対策が必要なのかということが分かってくるのかなと思っていますところ です。

○湯澤委員 例えば、グラウンドゴルフ大会とか、担当課は違いますが、高齢者の参加が多いいきいきウォーキング、そういった屋外での競技に関しましては、換気も大変よく、感染リスクも低いと思いますので、高齢者が健康被害を起こさないためにも、感染状況を見極めつつ、予防対策万全の下

で今後も極力開催するべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、健康促進のイベントだけでなく、今回やむを得ず中止となってしまったシルバー成年式、そういったものについても、他の自治体にはない高齢者への感謝の気持ちを込めたイベントでありますので、今後、感染拡大の際には、中止ではなく延期として、今回の令和2年度の中止に関しても、例えば特例措置で延期開催を視野に入れるべきではないかと思いますが、そちらのほうはいかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 今委員のご指摘にありましたとおり、屋外でできる、室外でできるグラウンドゴルフ大会など、今年度も高齢者クラブの方たちの協力を得まして、9月の末に実施させていただいた次第なのですけれども、参加者の方たちも皆さん喜んで参加していただいているということもありまして、来年度についてもぜひ開催したいねということで、高齢者クラブの方とはお話をしているところでございます。

また、シルバー成年式については、今年度、残念ながら、かなりの人数の方が集まるということで感染拡大を懸念して中止にさせていただいたのですが、来年度につきましては、予算計上はさせていただいておりますので、コロナの状況がどうなるかということもございまして、できるだけ工夫して、多くの方に感謝の意を述べられるような形で開催できたらなと思っております。

○湯澤委員 重症化のリスクを考えると、延期の判断も大変難しいとは思いますが、引きこもってしまうというのもよくないと思います。

厚生労働省では、動かないことで心身の機能が低下して動けなくなっていくという、生活不活発病への注意を呼びかけるためのチェックリストを作成しております。品川区でも、「品川区の介護保険」という冊子の中で、介護予防の観点から、とても見やすいチェックシートを作成していただいておりますので、これらを生活不活発病のチェックシートに改良していただいて、また広報広聴課に協力を仰いで、特に高齢者の情報源となっている「広報しながわ」に掲載したり、また、コロナ禍で高齢者が足を運ぶことが多い病院、歯科医師、薬局、そういった医療機関と連携して、チェックシートの配布の協力を仰ぐのはいかがでしょうか。ご見解をお聞かせください。

○菅野高齢者地域支援課長 今、委員からご提案がございました生活不活発病に関することということで、避難所の生活で動き回ることがなかなか不自由になってしまって、身体の機能が低下してしまうということのお話だと思います。

こちらのチェックリストは私も拝見させていただいたのですが、区において、先ほどの介護予防対象者把握事業で行っておりますのは総合事業のときのチェックリストを使っているのですけれども、こちらのほうは厚生労働省の要領に基づいて規定されたチェックリストになっております。そこと全ての年代の方の避難生活におけるこちらのチェックリストということで、また少し項目が違うところもございまして、この辺のところは、どういったところが効果的なのかということを検証して、今後の検討課題にさせていただきたいなと思っております。

○湯澤委員 区も様々な形で広報活動を行っていると思いますが、巣ごもりをし続ける高齢者の中には基礎疾患がある方も大変多くて、どんなに注意喚起をしても、やはり新型コロナ感染が一番怖いということで頭がいっぱいの方も多いようであります。なので、今回提案させていただきましたチェックシート、ほぼ全ての高齢者に直接行っていただくことで、巣ごもりによる健康被害があることをまずは本人たちに知ってもらって、二次被害に遭わないような対策を自分で考えて行動してもらうことが重要であるのではないかなと思っております。このチェックシートの活用と、それから三師会の協

力、そういったことをお願いいたしまして、高齢者や基礎疾患のある方を新型コロナの二次被害から守る取組みの強化をしていただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、213ページ、成年後見制度経費、併せて、223ページの障害者の予算も含んで、成年後見制度について伺います。また、233ページ、障害児者総合支援施設運営費、269ページ、生活困窮者自立支援事業、住居確保給付金について伺います。

まず成年後見制度ですけれども、平成28年の法律によって、品川区でも「品川区成年後見制度利用促進基本計画（素案）」が、3月10日までの期間でパブリックコメントを実施中であり、来年度の10月に公表されて、計画期間は令和5年度までと。

1つのポイントとして、地域に中核機関を定めることになっています。司令塔機能、事務局機能、そして進行管理機能を持つべき機関とされていますが、品川区では、この中核機関をどこが担うのか教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 品川区成年後見制度利用促進基本計画、今現在パブリックコメントを実施中で、まさに策定中ということですが、今ご質問のありました中核機関につきましては、区、それから社協で連携してやっていくというのが今現在の考えでございます。

○あくつ委員 厚生委員会でも報告がありました。2か所が中核機関であるということが、本計画において位置づけられています。

厚労省の資料を見ると、この中核機関の設置については幾つかのパターンがあって、パターン1は自治体が直営でやる、2番が、直営プラス一部委託、3番が全部委託、4番が複数自治体による広域委託の集まり、幾つかのパターンがあるので、品川区は、このパターン2の直営プラス一部委託であるかと思われそうですが、そのような理解でいいのかというところ。

さらに、これは町田市とか、ほかのところの先進事例でやっていますが、正直、私は、この優れた実績のある成年後見センターが全部委託なのかななどと思っていたのですが、例えば新宿区などは、中核機関はもう社協へ後見センター単独委託ということになっています。

今回、品川区が中核機関を品川区と社協の共管とした理由、またメリット、デメリットがあるとなれば、それも教えてください。例えば役割分担とか、事務局機能はどちらが担うのかとか、司令塔機能はどちらが担うなどというのが決まっているのであれば、教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 詳細につきましては、まさに今検討が進められている真っ最中という部分もありますけれども、まず1点目のご質問につきましては、品川区、それから一部委託ということで、社協の委託というのが、今の段階での一番有力な考え方となっております。ご案内のとおり、品川区には実績のある成年後見センターがございます。こちらの機能を今後もまずしっかり活用させていただくということが肝になろうかと思っております。

一方で、国のほうの通知によりますと、基本的にはまず直営というのがありまして、一部委託、全部委託も可ということになっておりますので、これはやはり行政もしっかり関与していく必要があると、このように考えております。

また、品川区の社協もちろんしっかりやっていますけれども、行政もやはり相談しやすいとかというお声をいただくことも、ありがたいことですので、やはり行政もこれはしっかり力を入れてやっていくべき仕事であろうと、このように考えております。

○あくつ委員 これから利用促進を進めていくということで、国も力を入れていく、品川区も力を入

れていくということで、両輪としてやっていっていただきたいと思います。

成年後見のところでは2つ質問したいのですが、1つが、やはりお金がかかるということですが、後見人にお金がかかるということでは、これは低所得の人がなかなか利用しにくいのではないかと、懸念が区民にはあります。それで、本人の財産、大体月に何万円かを後見人にお支払いして、10年経てば数百万円の支出になるということでは、もしご存じであれば教えていただきたいのですが、成年後見制度、法人後見する場合には、平均で月にどの程度の報酬をお支払いするのか。年間の件数とか総額とかも分かれば教えていただきたいということ。

品川区では、そういうことを見越して、障害者に係る成年後見人報酬への公費助成というのを行っています。これは223ページの成年後見制度区長申立経費の中に含まれているのかなど。これは区の要項を見ると、月額で書いてあるのですが、月2万円とか、これがその中に入っているのかどうか、また、年間件数と金額を教えてくださいたいと思います。

報道によれば、品川区社協が単独で低所得の方に、これは申立費用とか後見人の報酬、月1万円の助成を行っているようなのですが、これがどの程度活用されているのか、件数や金額等を教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 まず低所得者のということからのご質問でございますけれども、構造としまして、まず区長申立をする際には、診断書経費、申立経費、精神鑑定料等の経費を区が一旦病院、裁判所のほうに直接お支払いするというので、求償能力のある方につきましては、確定後に求償するという制度もございますので、低所得者が利用できないということのないような仕組みはしっかりつくっているところでございます。

また、区長申立以外の申立につきましても、社協のほうが類似の助成制度を持っておりますので、まずご利用できるというふうになっているところでございます。

それから、これ、なかなか報酬の金額がというのは難しいのですが、年度平均で、社協のほうからの報告によりますと、25万円弱ぐらいの報酬がかかっているということで聞いていただいております。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの障害者の成年後見制度の区長申立経費につきましては、やはり報酬が負担になり生活保護基準以下になってしまう方や、報酬支払いが困難な人に対する報酬助成というのをしております。

鑑定料、診断料ということで算定をし、報酬助成件数としては、5件ということになっております。

○あくつ委員 社協のお話は今なかったのですが、社協の予算書を見ると、これはもう900万円ぐらい積んでいて、低所得の方には報酬の助成をしているということがございます。

これは何で聞いたかということ、区民のほとんどが恐らくこのことを知らないのではないかと、やはりお金がかかるのではないかと、懸念が区民にはあります。それで、本人の財産、大体月に何万円かを後見人にお支払いして、10年経てば数百万円の支出になるということでは、もしご存じであれば教えていただきたいのですが、成年後見制度、法人後見する場合には、平均で月にどの程度の報酬をお支払いするのか。年間の件数とか総額とかも分かれば教えていただきたいということ。

社協のホームページを見ると、制度名と数行の事業説明が書いてある。そこから深く検索できるような情報も社協のページにはありませんでした。正直、ものすごくあっさりした内容で、高齢者の方やご

不安な方、ご家族でネット環境を駆使できる方は、ご本人でなかなかこの品川区の制度について確認ができない。とにかく社協へ連絡してくれということで、そこでお話をしてからいろいろご説明しますというような内容だと思うのですが、今回の国のほうの基本計画では、中核機関というのは具体的に4つの機能を段階的に整備するということが求められていて、その筆頭が広報機能となっています。今回、この推進計画ができるということで、この制度の広報についていよいよ本格的に行わなければならないのかなど。先ほどの助成制度も含めてですけれども、このあたりは計画に書き込むのか、書き込まれないのか、また、今、素案ですから、中核機関である品川区と社協が広報することについて、どのようにお考えかお聞かせください。

○寺嶋福祉計画課長 成年後見制度の利用につきましては、これまでも品川区は他の自治体に比べて先進的にやってきたという自負はございますけれども、やはり制度そのものが決して簡単な制度ではなく、それから、福祉全般に言えることですが、当事者になり、かからないとなかなか関心を持っていただけないというような側面もございまして、PRしたとしても大変難しい内容になることがこれまでも想定されてきました。

そういった中で、今回、基本計画を策定するというので、今、ご指摘いただいたとおり、広報機能というのが非常に求められております。今回の基本計画策定をきっかけに、いかに分かりやすく周知するかというところで、今までは実際に相談に来た方に対して、必要だと思われる方にご案内をするというやり方を取っていたのですが、例えば、もう少し分かりやすい簡易型のパンフレットを使って周知ができないかとか、今、まさにそういったことを検討しているところでございます。これは中核機関を担う区、それから、実際の成年後見センターを持っている社会福祉協議会、併せて周知にはしっかり努めていきたいと、このように考えております。

○あくつ委員 さっき申し上げたのは、お金がないとだめではないの、診療看護だけではだめなの、財産管理なんて必要ないのではとやはり思われている方もいらっしゃると思う、必要ないというか、自分はできないのではないかと思う方がいると思うので、そこのところは、こういう制度がある、社協ではやっています、障害者福祉課ではやっていますということをしっかりアピールしていただきたいと思います。

では、時間がないので、2つまとめて。障害児者総合支援施設運営費のところ、これまでの議論の中で、内容はあまり深く触れませんが、児童発達支援事業について5か月待ちというような、そういう認識について質疑をやらせていただきましたが、品川区にとって、これは喫緊の課題であることは間違いなくと思います。この課題は、今、第6期の障害福祉計画と第2期の障害児福祉計画を策定していますけれども、小山台住宅等跡地という表現もあって、国のほうでは、令和5年度までに1か所はつくってくださいと。1か所は、品川児童学園がもうあるというところで、ただ、それでは足りていないという、これはもう誰もが認める現状があるというところで、これは令和5年度まで持ち越すのですか、それとも、小山台住宅が触れるようになるまで持ち越すのですかということ。解決するためには、例えば前倒しで何か手を打つのか。品川児童学園にてこ入れするのは分かるのですが、それだけでは多分到底足りないというところで、具体的なお考えをお示しいただきたいと思います。

もう一つは、住居確保給付金のところで、これも先週お問い合わせのあった件で、借主が暮らし・しごと応援センターへ申請をすると。その後、審査で認められれば、これも言っていますが、給付金は大家のほうに支払われるという制度になっています。もしくは不動産媒介事業者へ支払われると。この不動産業者からお問い合わせがあって、昨年からかなりの件数の住居確保給付金が不動産会社のほう

の口座に入金される。ご相談があったのは大手の事業者です。しかし、品川区からの振込には、片仮名で「シナガワセイカツクシ」という振込名義と給付金額のみ通知されるものがずらずらと出てくると、肝心の個別の借主の情報が何も書いていないので、どの借主の分の家賃給付なのかが分からない。区役所に問い合わせしても、個人情報なのでお答えできないと言われてしまう。そのため、どなたの分が振り込まれたのか、確認にすごく時間がかかるということで、これ、ほかの区もやっているということですけれども、世田谷区、大田区なども件数が非常に多くて、品川区はそこまでではないということなのですが、対応が区によって大分、電話での対応も異なるようで、個人情報ということなのですが、普通に考えたら、本来個人が支払うべき家賃を国・自治体が給付しているのですから、大家にお知らせするというのは個人情報になるのでしょうか。電話だからだめだということなのかもしれないのですが、であるならば、金額のみの振込ではなくて、例えば、振込をする情報に何らかの工夫をすとか、そういったことを何かお考えいただけないかということをお聞きしたいと思います。

○松山障害者福祉課長 児童発達支援センターの整備について、私からお答えします。

まず小山台住宅まで待つのかというようなご指摘ですけれども、委員がおっしゃられるとおり、子ども発達相談室についての機能というのは、まだ不足してございます。その認識はございますので、既存の子ども発達相談室というのをきちんと機能させること、そして、新たに品川児童学園と同様な機能を持つようなところが必要と思っております。

現在、東京都とも協議をしております。東京都が児童発達支援センターというところも指定権限を持っているところですので、区だけでは決められないものがございますので、現在協議をしているところでございます。その協議を経ながら、積極的に整備のほうを考えていきたいと思っております。

○櫻木生活福祉課長 住居確保給付金の振込の件でございます。現在、不動産会社もしくは大家様等からお問い合わせをいただいた際には、お電話ですと、限りはございますが、一応個人情報に配慮した上で、お答えできる範囲で回答はさせていただいているところでございます。

また、いわゆる借主の方へ支給額であるとか、支給期間とか、振込予定日を都度お伝えする紙をお送りして、必ず大家様もしくは不動産業者の方へ、こういう形で振り込まれるということをお伝えくださいということをやっております、その旨、今後も徹底してまいりたいと思っております。

○あくつ委員 住居確保給付金のほうですけれども、その方がおっしゃるには、世田谷区は対応がいいと言っていました。暮らし・しごと応援センター、私もお世話になっているので、あまり言えないのですが、対応はいいということで、そこはぜひ配慮した上で教えていただきたい。

それと、借主に、貸主、不動産屋にしっかり伝えてくれと。これ、結構難しいと思うのですが、そうしないとやはりそういう業者は困ってしまいますので、ぜひよろしくお願いします。

○渡部委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、223ページ、高齢者多世代交流支援施設運営費、237ページ、子育て支援事業について、241ページ、児童相談事業についてお伺いいたします。

1点目に、児童相談事業についてお伺いいたします。子ども家庭支援センターの成果として、どのような事例がありますでしょうか。

障害者福祉部門など、部門を超えて各事業の中で実際に子どもの虐待予防につながっており、意識も根づいてきているかと思いますが、今後、さらなる理解やアクションにつなげてほしいと考えております。特に発達障害に関しては、虐待によって発達障害に似た症状が起きることがありますが、子ども家庭支援センターにおける相談の現状と、部門を超えた連携についてご説明をお願いいたします。

○崎村子ども家庭支援センター長 子ども家庭支援センターにおける発達障害に関する相談の現状と、連携という部分のご質問かと思えます。

まず子ども家庭支援センターは、発達障害かどうかを診断する機関ではございませんので、発達障害に限定するというようなことはなかなか難しいのですけれども、先ほどほかの委員からも、児童発達支援事業が5か月待ちでなかなかつなぐりにくいといったようなご発言もありましたが、やはりこの間、発達に特性のあるお子さんの相談ですとか、中には子どもの対応に疲れてしまって、つい大きな声でどなってしまった、手を出してしまったといったご相談を受けることが増えている印象がございます。

成果といたしましては、昨年4月に子ども家庭支援センターをオープンしまして、その中にプレイルームを備えております。この中で、子どもと一緒にご来所することを提案しまして、その中で心理職などの専門職が、子どもの行動や様子を見ながら特性を把握して、特性に合わせた子育てについて保護者と一緒に考えて、継続的に支援をしているところでございます。必要に応じて品川児童学園ですとか保健センター、医療機関等もご案内して、各関係機関と連携して対応しているところでございます。

○横山委員 先ほどのあくつ委員のご質問等にもありましたけれども、根本的な課題を解決していくというところ、大変重要かと思えますけれども、それまでの間にどのように支援をしていくのかということ、子ども家庭支援センターのほうでもお話を聞いていただいたりですとか、あとは、そういったプレイルームなどを利用していただいて、少しでも相談、寄り添いをしていただくことで、子育てしやすい環境につながっていくかと思えますので、引き続き、ぜひ連携をしていただきながら、よろしく願いいたします。

次に、要保護児童対策地域協議会について伺ってまいります。長期的に要保護児童対策地域協議会との協働によって、支援の質を上げていってほしいと考えています。見守りと称して何もしなかったり、それぞれがばらばらに動いたり、押しつけや批判になると、逆効果で非効率的です。必要なニーズに対してできることをみんなでやっていくこと、また、各関係機関の限界を確認し合い、苦労を分かち合いながらコーディネート进行调整していくということが重要です。要保護児童対策地域協議会の現状と今後の支援の質の向上について、区のお考えをお聞かせください。

また、ケース会議についても伺います。現在、個別のケース会議では役割分担を決めているかと思いますが、役割分担を決めて終わりということではなく、いつまでに何を達成できていたらどうするかということ、ある程度先の見通しを持ちながら進めていただきたいと考えますが、現在の状況と区のお考えをお聞かせください。

○崎村子ども家庭支援センター長 まず、要保護児童対策地域協議会の関係でございます。現在、区では要保護児童対策地域協議会を3層構造で運営しておりまして、児童虐待のほか、高齢者・障害者虐待、また配偶者暴力を包括しました全体会と、その下部に、13地域のブロックごとに児童センターが事務局となって開催しております地域分科会、また、今、委員からご紹介がありました、具体的な要保護児童の支援のための協議会、ケース会議というものがございます。

今後については、現在、区立児童相談所の開設に向けて取組みを進めておりますが、まず子ども家庭支援センターの充実強化を図ると同時に、そういった地域の子どもに関わる機関同士の連携を強化して、それぞれの対応力を強化させることによって、支援の質を高めていく必要があると考えております。

今年度は、「児童虐待を見逃さないために」という関係機関向けのリーフレットを作成して、関係機関に配布をしたところでございます。今後も要保護児童対策地域協議会を核として、その取組みについて進めてまいります。

2点目のケース会議についてですが、今の委員のご指摘のとおり、ケース会議で役割分担の確認ですとか支援方針の確認をする際には、いつまでその支援を行うのか、また、その支援が有効であった場合、有効でなかった場合、どうするかといったところ、見通しを持って支援をしていくということは、ケース会議に限らず、日頃の進行管理の際にも大事な視点であると捉えております。子ども家庭支援センターでは、その意識をしたケースワークを心がけているところでございます。引き続き、関係機関と密に情報共有を図りながら、子どもとその家族のその時々状況に応じた支援を行うように努めていきたいと思っております。

○横山委員 要保護児童対策地域協議会のほうを、ぜひ充実強化のほうを、子ども家庭センターのセンターそのものですか、また、その会議体についても、強化のほうをぜひお願いしたいと思います。

ケース会議につきましては、やはり当事者のご家族ですとか、なかなか見通しが見つからない中でご相談をしていくというのは大変不安だと思います。ですので、各関係機関である程度、必ずこういったものという具体的な何かというものがなかなか見通せないような状況のときもあるとは思うのですけれども、その個別の事例に合わせて、ある程度先の見通しというものを確認していただきながら、そういったところを今後の区立児童相談所の準備に向けても意識していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目に、子育て支援事業についてお伺いいたします。昨年12月、私は足立区の任意団体ポルテホール連絡協議会によるコネクトリンク勉強会に参加しました。子どもの支援をする民間団体と法務少年センター、弁護士、地域の関係者、行政等の専門家集団が、日常的なつづやきから社会的課題までを柔軟に地域と協働することを目的とした会です。子育て支援団体、子ども食堂や子育てサロンの運営団体、子育て相談などを実施している団体など、様々な子育て支援に関わる団体の横のつながりとして、品川区ではそうした交流会などを実施していますでしょうか。現状について教えてください。

3点目ですが、高齢者多世代交流支援施設運営費についてお伺いします。私は豊かな経験を持つ60代以上の退職後の方々にヒアリングをいたしました。長年サラリーマンをして自宅と会社の往復だった方が、ここにきて時代が変わって、退職をしたときに生きがいや趣味をと言われましても、ずっと仕事をしてきたのだから無理ではないかというご意見などをいただきました。

そこで、昨年11月に、横浜市青葉区のまちの未来づくりプログラム、市ヶ尾ユースプロジェクトについて、NPO法人まちと学校のみらいにお話を伺いました。地域に様々な経験を持つ人材がいるのにもかかわらず、地域の活動に参画できていない方が多いこと、さらに、中高生の持つ力、ポテンシャルは高いにもかかわらず、地域や実社会との接点を持つ教育活動が多く行われているわけではなく、どのようにしたらプラスに転じることができるか、中高生だけではなく、大人がどう関わることができるかという課題を解決することを目的に、地域で活動する人材と中高生が協働して、青少年の社会参画を促す体験活動を実施する事業です。

実際に中高生との協働をする前に、第1回目は、「中高生の今を知ろう」をテーマにしたワークショップを、第2回目には、大正大学地域構想研究所特任教授の浦崎太郎先生を講師に、「中高生との接し方、大人が心がけたいこと」をテーマに、高齢者などの大人のみで研修を受けたということです。

ゆうゆうプラザの事業の中で、中高生との接し方を学べるワークショップなどを開催して、多世代が交流し、居場所となるような事業を実施してはいかがでしょうか。区のお考えをお伺いいたします。

○廣田子ども育成課長 子育て支援団体の交流会等についてお答えいたします。

区内にネットワークが複数あることは把握しておりまして、その中で、区にお声のかかるものもござ

います。また、区と地域で子育てをしている団体と共催で、昨年より意見交換会を開催しておりまして、次年度以降も続ける予定となっております。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、ゆうゆうプラザでの中高生との接し方を学べるワークショップ等の開催ということで、こちらについてお話しさせていただきます。

ゆうゆうプラザにつきましては、多世代の区民の身近な憩いの場、交流の場として地域に開かれた施設で、現在区内に4か所ございます。例えば、平塚橋ゆうゆうプラザでは、荏原平塚学園吹奏楽部のコンサートなどによって、学校の生徒と入居者の方や、そちらに通われる方たちとの交流などをしております。

委員ご提案の事業につきましても、今後、多世代交流支援施設が発展していくために、一つのご提案ということで捉えさせていただいて、今後も事業者とともに検討していきたいと思っております。

○横山委員 今回、子育て支援団体の拡充というところもありましたけれども、ぜひ、いろいろなネットワーク、複数あるということですが、区全体として、一つ交流などもぜひ進めていただきたいと思います。

○渡部委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、225ページ、障害福祉相談事業、227ページ、医療的ケア児地域生活支援促進事業、229ページ、医療短期入所事業、253ページ、公設民営保育園費について、順不同でお聞きします。

まず医療短期入所事業ですが、こちらは医療的ケアが必要な方でも利用できる医療型ショートステイであると認識しております。今回、具体的にどのような利用方法を想定されていますでしょうか。

また、予算見積書には、医療的ケアが必要な障害児者が一時入所できる障害者施設の不足に対応するためとあります。現在、医療型ショートステイを利用できる施設は、品川区内でどこかありますでしょうか。2点お聞かせください。

○松山障害者福祉課長 私から、医療短期入所事業についてお答え申し上げます。

まず1点目でございますが、対象者は重度心身障害者の方、それから、医療的ケアがあるために短期入所のサービスを受けることがなかなか難しい方を想定しておりまして、利用方法につきましては、まず相談支援員にご相談いただき、相談支援員を通じて区に申し込みをいただくという形になっております。区は医療機関と調整の上、利用者のほうに利用の可否についてお返事申し上げるという形になっております。

2点目ですけれども、区内にこちらの医療短期入所事業を利用できるところがあるかどうかということでございますが、現在はございません。来年度から、荏原中延にあります森山リハビリテーションクリニックにご協力いただきまして、同クリニックと連携してこの事業を実施していくものでございます。

○せお委員 品川区内では初めてということで、大変うれしく思いますし、大変期待しております。

今回引き受けていただく森山リハビリテーションクリニックですけれども、一度お邪魔しました。院長の和田医師のお話なのですけれども、レスパイトだけの目的では意味がない、リハビリテーション病院に来られるのだから、ご自宅で介護されている際の困り事などを解決できるようアドバイスするとともに、入院している間に、その後の生活をよりよくするため、本人にアプローチしていきたいといった趣旨のお話があり、私はすごく感動しました。レスパイトだけでも十分意義がありますが、本人のQOLの向上も短期間なのにしっかり考えられていて、ぜひとも皆さんに利用してもらいたいと思いました。

これを機に、森山リハビリテーションクリニックのような医療機関とさらに連携を進めていってほしい

いのですが、対象の施設を増やす予定はあるのか、見解をお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 医療短期入所事業の方向性でございますが、これまでも区内の病院に交渉をしておりました。引き続き交渉するとともに、こちらの森山リハビリテーションクリニックの和田先生が持っているノウハウを、ぜひ障害者福祉課と連携しながら、地域の障害者の方のために連携を深めていきたいと思っております。

○せお委員 医療的ケア児者のQOLが向上するような支援を、これからもぜひ続けていただきたいと思えます。

次に、障害福祉相談事業のところでは、2点お聞きしたいと思えます。

まず1点目、支援相談体制促進事業です。今まで障害児の相談支援は障害者福祉課が担っていたので、順次、事業所のほうへ移っていただくようご案内している最中かと思えます。そこで、現在は何割ぐらいの方にご案内できて、事業所に移れたのは何割ぐらいか、ご存じの範囲で教えてください。

また、今後は全ての障害児に民間の事業所へ移っていただくという認識でよろしいのでしょうか。その際には、どれぐらいの期間を目途に考えていますでしょうか。お聞かせください。

最後、児童を対象とされている施設は現在、区内7か所かと思えますが、見込量に対して施設数というよりは、相談支援専門員の数が重要ですが、そちらは足りているという認識でしょうか。お聞かせください。

○松山障害者福祉課長 児童の計画相談について、3点ご質問いただきました。

まず移行状況についてでございますが、計画相談の作成が必要な方は、約850人でございます。既に、7割の方にご案内をさせていただいております、850人の半分の方は民間事業所に移行いたしました。

次に、民間事業所への移行の見通しについてです。現在、障害者福祉課が作成している半分の方につきましても、ご本人やご家族の選択の上で移行を進めまして、約1年後、令和4年3月末ぐらいを目途に全ての方の移行を目指しております。

最後に、相談支援専門員の人数が充足しているかについてでございますが、ご本人やご家族の希望と事業所の受入可能数というのがなかなか一致しないところもございます。少数ではあるのですが、受入可能な事業所もあり、今後PRが必要と考えております。また、現在は開設間もない事業所や更新時期と重なるため、今は受入れができませんが、来年度受入可能な事業所、そして、3月に新たに1か所開設した事業所があるため、今のところは、あと数人相談支援専門員がいれば一定程度充足すると考えております。

○せお委員 今ご答弁がありました。まさに皆さんが一気に事業所を探していて、いっぱい断られたというお声もあります。施設数を増やしていただきたいと思うのですが、品川区は相談支援に関してちょっと遅れていたために、今、一気に進めていることもあって、事業所側にとってもかなりの負担です。そういう点でも、品川区から事業所への補助金などはぜひとも減らさずに、継続していただきますよう要望いたします。

さらに、18歳未満の相談支援というのは、自分の子どもにはどのような支援が必要で、どのような施設に何日ぐらい通うのがいいのか、これからどのような目標を持てばいいのかなどが主だと思えます。そのような主に施設や行政支援などの情報の部分を、品川区内の相談支援専門員全員で情報共有できると、それぞれの事業所が同じぐらいの質を保てるのではないかと思います。現在、事業所間で情報共有はなされていますでしょうか。

そして、情報共有だけではなく、特性に合わせた支援計画書の立案などのスキルを高めることができれば、同じく質が保たれることとなります。様々な事業者が参加できる勉強会や研修会の開催を区が定期的に行っていたらとスムーズかと思いますが、見解をお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 まず、区内の事業所間の情報連携についてです。自立支援協議会の相談支援部会や連絡会を通じて行っておりますが、計画を作成するに当たっての研修につきましては、東京都の研修、また相談支援部会で作成したマニュアルを使った簡単な勉強会ということを行っております。

ただし、なかなかスキルのレベルアップまでと申しますと、今後、どの事業所でも計画策定に当たって、例えばアセスメント等につきまして、相談の質や相談のスキルというのを高められるような勉強会というのを実施していきたいと考えております。実施に当たりましては、相談支援事業所と協議してまいります。

○せお委員 相談支援事業所をご家族が選ぶ際に、現在は、自宅から遠いけれど評判がいいとか、自宅から近いのに評判が悪いとか、そんなうわさが正しいかどうかは分かりませんが、皆さん自宅から近いところを選びたいですし、皆さんと同じような情報提供を受けたいので、ニーズをいま一度把握していただいて、ビジョンを持って進めていただきたいと思います。

2点目は、基幹相談支援センター運営費の中に、予算見積書では障害者相談支援システムネットワーク整備の基本設計委託の予算計上がされています。システムネットワークについて、まず開始当初はどのようなものを想定されていますでしょうか。例えば、どこまでの関係機関がネットワークに入るのか、初めは庁内だけなど、現段階での想定がありましたら教えてください。

○松山障害者福祉課長 現段階での障害者相談支援システムネットワークの範囲ですけれども、もちろん区の情報セキュリティポリシーを担保した上で、地域の拠点相談支援センターと児童発達支援センターとの連携は最低限必要だと考えております。

○せお委員 私も、ネットワークシステムというのは、障害児者が関わる全ての関係機関で情報共有できるというのがベストだと思っています。私が議員になってからすぐこのお話をさせていただいていますが、様々課題があって、時間がかかるのは理解できますし、ある程度システムが整っている高齢者福祉課においても、課題はたくさんあると思います。

この予算がついていることは前進で、ありがたいことです。先ほどの相談支援のところも、スムーズに行うためには事業所間の連携も重要で、そこはこのネットワークシステムが確立されれば可能となりますので、まずはできることから確実に進めていただきたいと思います。

続きまして、医療的ケア児地域生活支援促進事業に移りまして、医療的ケア児等コーディネーターに関してお聞きします。こちらの予算は「インクルーシブひろば」に関する費用と認識しておりますが、医療的ケア児のご家族が相談できる場所とありますので、この「インクルーシブひろば」に医療的ケア児等コーディネーターを配置するという理解でよろしいでしょうか。ほかには、どちらに配置するご予定があるのか、お聞かせください。

また、先ほどの質問でお話ししました、現在は医療的ケアが必要ない障害児に障害者福祉課から事業所へと移ってもらっていますけれども、医療的ケア児は、基本相談も計画相談も基本的にはどちらでするのか教えてください。

○松山障害者福祉課長 2点のご質問をいただきました。

医療的ケア児等コーディネーターの配置場所でございます。来年度から予定しておりますのは、委員ご指摘の「インクルーシブひろば」が1か所と、重症心身障害者通所事業所「ピッコロ」のほうにも1

か所、大人と子ども1か所ずつ相談員を配置する予定でございます。

その後ですけれども、こちらの医療的ケアの相談について、計画相談は、今のところ資格としてはございません。将来的には、医療的ケア児のコーディネーターが相談員資格を持っていただけるのが1か所で受けられるということで、非常によろしいかと思っております。

○せお委員 医療的ケアが必要ない障害児は、先ほどの相談支援事業所に相談をして、コーディネートしていただくのですけれども、医療的ケア児に関しては、また違ったスキルが必要となりますので、限られた人材を医療的ケア児とそこご家族に確実に提供できるように、まずは「インクルーシブひろば」が中心となって進めていただきたいと考えます。こちらも検討をお願いします。

公設民営保育園費に移ります。今後、区立保育園の民営化が5園予定されています。今までも様々議論がありますが、改めて民営化することで具体的に何が変わるのか教えてください。特に、子どもたちに直接関わることで変わることがございましたら、教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 保育園を民営化することで、子どもたちに直接関わるところでどういふ変化があるかということについてご説明いたします。

区では、令和3年度より区立保育園5園を、運營業務委託の手法によりまして、公設民営保育園として民営化を進めてまいります。保育の内容につきましては、業務委託契約の仕様書において、引き続き区の方針に沿った質の高い保育を実施するところです。

民営化における一番大きな変化点は、保育園における保育士が、区の職員から運營業務委託事業者に変わるところとなります。民間活力の導入によりまして、多様な保育ニーズに応じたサービスの提供に取り組んで、保育の質・量の向上を目指します。

○せお委員 私が不安に感じているのは、皆さんお気づきだと思うのですが、障害児の受入れに関してです。現在、障害児そして医療的ケア児もやっと区立保育園・幼稚園では受入れを始めて、看護師の予算もついて、障害児の日中の居場所ができて始めているわけです。現に障害児のご家族や障害がないお子さんのご家族も、区立は安心して預けられると考えている方はいらっしゃいます。ですから、これから民営化する園、さらには私立保育園に関しても、どんなお子さんでも受入れられる体制を整えていただきたいです。

そこで、現在公設公営の園以外で、障害のあるお子さんを受入れる際の、補助金などの支援はどのようなものがあるのか、お聞かせください。その中でも、区立と私立で特別支援保育への補助金などの支援に違いがあるのか、教えてください。

○若生保育支援課長 私立保育園、公設民営以外の園での障害児等の受入れの際の支援についてお答えいたします。

まず、障害児等配慮が必要なお子様の入園につきましては、基本的に、園からお断りということはありませんが、医療的ケアが必要なお子様につきましては、専門的な対応を要するため、現状、私立保育園のほうでの受入れは困難な状況でございます。

次に、特別支援のお子様を私立保育園で受入れる際の補助金としましては、対象のお子様を一对一で見守るために職員を新たに配置した場合に、特別支援加算を上乘せして園へ補助しております。

さらに、特別支援の巡回相談事業におきまして、臨床発達心理士等が保育士に対して適切な支援方法等の助言を行っているところでございます。こちらは毎年徐々に園数を増やして実施しているところでございます。

区立と私立での特別支援保育の補助金等の違いにつきましては、巡回相談に関する事業はおおむね共

通してございますけれども、それ以外の補助金に関しては、私立の保育園のみが対象となっております。

○せお委員 区立園を民営化することに反対はしないのですが、民営化するには、公設公営と同じ対応ができるように整えていただいてから民営化していただきたいと思いますが、そこら辺、どのような計画を立案されていますでしょうか。お聞かせください。

○吉田保育施設調整担当課長 民営化に当たりましては、保護者や園児の不安や疑問点などを解消しまして、これまでの保育の質を低下させることなく進める必要があります。そのため、令和2年4月より、区立保育園民営化ガイドラインを作成しまして、民営化された際に利用者の混乱が生じないように進めているところでございます。

あと、例えば、公設公営保育園同様に、公設民営保育園で働く保育士が特別な支援を要する子どもについて専門家のアドバイスを受けるための、学校心理士の巡回相談なども継続して実施してまいります。

○せお委員 受入れてくれるところが少なくなるのではないかと考えていらっしゃる方もいるので、選択肢が減らないようお願いいたします。

インクルーシブ教育でもインクルーシブ講演でもいつもお伝えしていますが、子どもの頃からみんな一緒に地域で暮らすということで、相互理解が生まれてインクルーシブなまちや社会へつながりますので、例えば、品川児童学園だけに週5日通うという状態よりは、保育園・幼稚園に通いつつ、品川児童学園のような療育施設にときどき通うということが当たり前になるように区全体で取り組んでいただくことを要望して終わります。

○渡部委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 262ページの生活保護費について質問いたします。

まず、生活保護を受けていた方が亡くなり、その遺骨を引き取りたいという、いとこの方からご相談いただいたので、その件から質問いたします。

亡くなった方は施設に入居されており、その方は遺骨を引き取りたいと思って品川区に電話したそうです。ところが、その方がおっしゃるには、担当者から、区が支払う葬儀費用21万円ほどを支払わないと遺骨を引き渡せないと言われ、亡くなってから一月以上経つ今日まで遺骨を受取れていないそうです。

遺骨は当然、遺族のものではないでしょうか。お金を支払わない限り、遺族のものにはならないということなのではないでしょうか。今回のような場合の品川区のお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○櫻木生活福祉課長 受給者の方が亡くなられた場合、一般的な流れとしましては、ご親族などの祭祀主宰者となられる方がいらっしゃる場合は、葬儀などの実施や葬儀費用の負担をお願いしております。つまり、お身内でご対応いただける場合は、ご対応いただくということでございます。

ご質問のケースにつきましては、ご親族の中で祭祀主宰者としての葬儀の実施および費用負担についてご意向を確認させていただいたというところで、ご親族で検討されるということでした。ただ、基本的に費用負担はされないというご意向を伺いましたので、区のほうで葬祭扶助を支給したものでございます。

ご遺骨につきましては、判例上、祭祀主宰者のものということでございますので、しかるべき方からご請求がありましたら、お手元に届くようなお手続きをご案内させていただくことになるかと思っております。

○おくの委員 遺骨はその遺族に引き渡されるということを確認させていただきまして、次に進ませていただきます。

次に、生活保護の申請についてお伺いいたします。今、厚労省のホームページ、「生活保護を申請したい方へ」というページを開くと、まず一番上に非常に目立つ形で、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」と書かれております。当たり前ですけれども、とてもいいことだと思います。

ところが、今、区で行う扶養照会が、申請をためらわせるものだと大きな問題となっております。申請をためらわせるということは、事実上、扶養照会が申請権を侵害して、生活保護の申請を国民の権利として扱っていないということになるからです。

しかし、日本では、夫婦、直系血族、兄弟姉妹、また、家庭裁判所の審判があれば、3親等内の親族まで、非常に広い範囲の人が扶養義務を負うこととなります。したがって、扶養照会でここまで広く問い合わせが行くかもしれず、知られたくないということで、生活保護の申請に様々なためらいが出てきます。また、実際にためらいを持つ方はいらっしゃいます。

そこで、このような扶養照会というのはやめるべきではないでしょうか。また、国にやめるように求めるべきではないでしょうか。そして、この扶養照会をする根拠というのは一体何なのでしょう。法律に照会するような定めがあるのでしょうか。お伺いいたします。

○櫻木生活福祉課長 扶養照会についてでございます。

扶養照会につきましては、基本的に、厚生労働省から来ている通知に基づき実施しているものでございます。したがって、現時点では、そのような通知にのっとって実施しているということでございます。根拠につきましても、厚労省の通知となります。

○おくの委員 通知ということですが、法律に定めはないわけですから、その通知を廃止するよう国に求めていただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○櫻木生活福祉課長 生活保護制度につきましては、第1号法定受託事務でございますので、基本的には、国等の制度にのっとって進めていくことになるかと思っております。

○おくの委員 実際に、知られたくないという思いから、申請しない方はたくさんいらっしゃいます。例えば、生活に困った方を助けている一般社団法人つくろい東京ファンドというのがあります。昨年から今年にかけての年末年始の生活困窮者向けの相談会、ここが開きました。そこに来られた方々を対象に行ったアンケートの結果を引用します。現在、生活保護を利用していない方128人から受取った結果です。

生活保護を利用していない理由を聞いたところ、最も多かった回答というのが、「家族に知られるのが嫌だから」というものでした。34.4%。特に20代から50代の方に限定すると、77人中33人、つまり、42.9%の方が、この「家族に知られるのが嫌だから」という理由を選んでいました。

また、逆に、生活保護の制度や運用がどのように変わったら利用したいかという質問に対しても、「親族に知られることがないなら利用したい」という選択肢を選んだ方が39.8%、4割近くの方に上ったそうです。

逆に、生活保護を利用した経験のある人の中では、59人中32人、つまり、54.2%の方が「扶養照会に抵抗があった」と回答していたそうです。

こういう実態が一つあるわけです。やはり私は、こういう実態からしても、扶養照会はやめるべきだと思います。

そこで、さらに質問させていただきます。扶養照会にどこまで意味があるのだろうかということですが、

伺います。品川区の昨年の新たな生活保護の申請者数、それから、そのうち何人について扶養照会を行ったのか、それは申請者のどのくらいの割合になるのか、それから、そのうち何件が実際の扶養につながったのか、お教え願います。

○櫻木生活福祉課長 令和元年度につきましては、開始の件数が424世帯でございます。そのうち何世帯かということは、扶養照会の延べ件数という形でしか把握できないのですが、そちらのほうで2,939件でございます。おおむね対象者の半分強を照会させていただいているような、サンプリングの結果、調査した結果、半分強というのが認識でございます。

照会した結果、金銭的な扶助をしていいよというお申し出をいただいたのが3件、また、引き取りの申し出をされて廃止となった方が2世帯ということでございます。

○おくの委員 2,939件の扶養照会、大体申請者の半分強ぐらいの方にとということだそうですけども、膨大な手間暇をかけて3,000件近く調べて、実際の扶養につながったのは、3プラス2で5件、つまりは、0.2%にもならない数字で、極めて実態がない、ほとんど意味がない扶養照会、照会しても意味がないということだと思います。

生活保護法にも、扶養照会をやるべきだとは書いていない。厚労省の一片の通知でやっているだけのことです。しかも、実態としては、申請を大いにためらわせている。生活保護の申請は国民の権利だと厚労省のホームページにもでかかど書いてある。もちろん、これは憲法25条に基づいている。そういう国民の権利だという規定に反する結果をもたらしているような扶養照会、やはりこれはやめるべきだと私は思います。そのことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○渡部委員長 次に、くには委員。

○くには委員 本日は、261ページ、ベビーシッター利用支援事業、263ページ、オアシスルームについてです。

まず、オアシスルームについてです。オアシスルームは、お子さんを預ける際に幅広い理由で気軽に利用できますが、予約が取りづらい点に大きな課題があります。この問題は以前から指摘されていますが、現在は新型コロナウイルス感染拡大予防策で定員を半分にしているため、さらに深刻な状況です。

我が家でもオアシスルームを何度か利用していますけれども、あまりにも予約が取れないため、4か所も現地に足を運んで利用登録をしました。しかし、そのうち3か所は希望日に予約を取ることがなく、いまだに利用できていません。

過去にほかの委員から意見と提言がありましたけれども、利用希望の施設ごとに個々に面談の予約と登録が必要で不便、1回の登録で全施設を利用できるようにしてほしいというご利用者の声、私も痛感しました。今回は別の問題なので、これ以上は触れませんが、改めてこの件は強く要望したいと思います。

さて、オアシスルームは、毎朝9時に1か月後の予約ができるようになりますけれども、最もニーズが高い利用時間帯である10時から15時の時間帯は、予約開始から数分で埋まってしまうことがほとんどです。利用予約は電話、スマホやパソコンで手軽にできる一方、前日の昼までなら簡単にキャンセルでき、キャンセル料も発生しません。

ここに1つの問題点があり、毎日、朝9時にとりあえず予約だけ取っておいて、必要がなければ直前にキャンセルする方々がいらっしゃるという聞いております。同様の問題は、オアシスルームに限らず、宿泊施設や飲食店での予約キャンセル問題でも挙げられているので、あり得る事態は想定できていると思います。

まず、この点をお伺いします。オアシスルーム全体のキャンセルについての傾向、キャンセルが極端に多い方の把握などをお聞かせください。

○若生保育支援課長 オアシスルームの予約等に関する問い合わせにお答えいたします。

まず、キャンセルに関しての全体の傾向というところでございますけれども、キャンセル自体は、当然、事前予約制度になっている、システムで予約、あるいはコールセンターで予約するという仕組みになっている以上、一定のキャンセルが出るということは認識してございます。全体的な傾向として、ご指摘があったような、とりあえず予約を入れておいてというようなところで、多数キャンセルが出ている、こういった事例というのは、幾つかそういう意見はいただいているところですが、それが区のほうに多く寄せられているという状況ではございません。

また、特定の方がそういったキャンセルをしていることを把握しているのかという部分に関しましては、特にどなたがというところは、区として把握してございません。

○くにば委員 ウェブ申込みのシステムの仕様上、キャンセルをしてまたその再予約という部分がなかなか把握しづらいところはあるのかなとは思いますが、ただ、キャンセルの乱用をする方が一定数いるだけで、輪をかけて予約を取りづらくなる悪循環を生んでしまいます。

オアシスルームは、もともと6枠、12枠を同時に利用できるのですが、今、コロナ対応で3枠、6枠、その中でもゼロ歳児、1歳児は事前に予約ができたりするようなもろもろの仕組みがあり、実際にはもう1枠ぐらいしか利用申込みができない、もうほとんど利用の申込み、予約ができないような状況なので、ぜひともキャンセル問題に関して対策をしていただきたいのですが、例えば、利用規約であるとか、ウェブの申込み画面とか、キャンセル画面のほうに、「キャンセルの頻度が極端に高い方は以降のご利用をお断りする場合があります。」などの警告を記載すれば、一定の抑止効果はあると思うのですが、いかがでしょうか。

併せて、キャンセルによる影響についての課題、検討している改善策があれば、お聞かせください。

○若生保育支援課長 キャンセル対策等の部分でございまして。まず、そういったキャンセルについて、抑止するために、ウェブ画面等にそういったメッセージを表示するということは、対策としてはあり得るものと考えてございますが、一般的な予約システム、ほかのサービスもそうだと思うのですが、キャンセルが多いから、その方の利用を制限するというようなことを、区のサービスで制限するのは難しいのかなと考えているところでございます。

ただし、ご提案いただいたような注意喚起みたいところは、区としても、そういった声を受け止めつつ、今後考えてまいりたいと考えてございます。

○くにば委員 キャンセルに関してですけれども、2017年まではキャンセル待ちができたと思います。その後、キャンセル待ち制度がなくなったため、利用希望の日の予約が埋まってしまっている場合は、毎日何度もコールセンターに電話をしたり、ホームページを小まめにアクセスしたりして、偶然キャンセルが出るのを待つしかありません。キャンセル待ち制度の復活が現状の打開に一定の寄与をするのではと考えますけれども、いかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

○若生保育支援課長 キャンセル待ち制度についてでございます。

ご指摘のとおり、インターネット等の予約システムが入る前には、各施設ごとにそういった柔軟な対応を事実やっていたところでございますが、こういったシステムのほうで、前日まで予約をしてというところになりまして、なかなかキャンセル待ちの制度自体をシステムに取込んでやっていくということになりますと、現在、ほかにも優先予約で、ネウボラ枠という、ゼロ歳児等の先行予約で2か月前から

予約できる制度もございまして、いろいろ制度が複雑化してしまうところと、あとは、予約のほうをより使いやすいようにしていく一方で、そういった仕様も複雑化していく分、システムの費用も高価になっていく部分もございまして、そういったところは、ご利用される区民の方々のニーズを今後も幅広くよく聞いた上で、効果的な仕組みを考えてまいりたいと考えてございます。

○くにば委員 最後に、キャンセルに関して、もう1点だけ。オアシスルームの利用は、全ての方々が1か月前に予定が分かるわけではないと思います。差し迫った状況で預け先がなくて困っている方のために、例えば、1枠は1週間前に予約開始にするなど、緊急度が高い方に予約のチャンス、もう一度チャンスを与えるような運用はいかがでしょうか。ご見解であるとか見込みのほうをお知らせください。

○若生保育支援課長 予約の枠を2段階というか、直前の枠についてもつくったらどうかというようなご提案だったかと思います。そういったところも、先ほどのご答弁の繰り返しになってしまうのですが、制度のほうが複雑化していくと、逆に区民の方々に分かりにくい制度になってしまう部分もございまして、そういったところの制度のあり方、運用の部分も含めまして、今後考えてまいりたいと思っております。

○くにば委員 オアシスルームについては、以上になります。

次に、261ページ、ベビーシッター利用支援事業に関連して、ベビーシッターの一時預かり利用支援について伺います。

品川区では、未就学児の一時預かり事業として、オアシスルームやトワイライトステイ、ショートステイなどがあり、また、おばちゃんちやファミリー・サポートなどの利用の選択肢もありますけれども、それぞれ利用時間帯の制限や予約の取りづらさなどの課題があります。

北区では、3月1日の文教子ども委員会にて、東京都の制度を活用したベビーシッターによる一時預かり利用支援事業を令和3年4月より実施するとの報告がありました。利用対象者は、保育認定の有無を問わず、日常生活上の突発的な事情により一時的に保育を必要とする保護者、またはベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者で、対象児童は0歳から5歳の未就学児、24時間・365日利用でき、児童1人当たり年144時間、多胎児の場合は1人当たり年288時間、補助額の上限は1時間当たり2,500円となっています。

幅広い状況での利用が可能で、利用可能時間や補助額等、利便性の高い補助制度となっており、東京都の補助率が10分の10の事業なので、区の負担も発生しません。品川区でも、このような事業の導入についてご検討なさっていますでしょうか。

○若生保育支援課長 東京都のベビーシッター一時預かり利用支援事業が予算案の段階で出ているところで、こちらについては、私ども、把握してございます。

こちらの事業の検討につきまして、これは一時預かり事業としましては、オアシスルームのほうを原則として考えてございまして、区としましては、集団型の保育、集団保育が基本と考えてございまして、今のところ、都の事業を活用する予定はございません。

○渡部委員長 次に、芹澤委員。

○芹澤委員 私からは、219ページ、品川介護福祉専門学校運営助成、時間があれば、関連して、外国人介護職員受入環境整備についてお伺いいたします。

まず初めに、介護福祉専門学校の現状の確認をさせていただきます。何度かこちらからも提案をさせていただいて、いつも定員40名のところ、なかなか人が集まらないというところに対して、具体的に営業職の採用であったりとか、あとは外国人材がこれから増えてくるというのを見越して、区内の大使

館との連携というのを提案させていただきましたが、その進捗も併せてお聞かせください。

また、現状、この専門学校の中にいる方々で、外国人の方々がどれくらいいるのかも併せてお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 介護福祉専門学校に関するお尋ねでございます。

今度の4月に入学する予定の生徒の数でございますが、もう手続きまで済んでいるという生徒が22名、現時点であります。プラス若干名、手続きはまだだけれども、予定をしている者が若干名いると聞いているところでございます。

今年度、実はこれまで営業活動の大きな柱であった高校への訪問が、このコロナ禍でほぼかなわない状況でございます。そういった状況を受けても、まず介護福祉専門学校のほうで、現在のスタッフで頑張らして、この22名という生徒の確保を達成したというところでございます。

大使館との連携というところにつきましては、引き続き研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

それと、外国人の生徒の在籍状況でございますが、今、手元に詳しい資料はないのですが、今でも若干、生徒の中には外国人の方がおまして、こちらの方々に対しても、引き続き対応等しっかりサポートしていきたいと思っております。

○芹澤委員 例年20名を切ってしまうことも何回かあった中で、今22名をもう確保できていて、プラスアルファも見込みがあるということで、大変うれしく思っています。

ただ、非常に厳しいことを言うと、毎年20名くらいが横ばいになってきていて、もともとの定員40名分に対しての講師がいて、40名分に対しての椅子があって、予算があつてというような事業だと思っています。そうすると、そもそもこの定員を、いつも20名だったら減らしてはどうかというような議論になりかねないと思っています。

区として、介護人材というのが、現状、あと今後、区内のヘルパーも含めて、どのように推移していくとお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

その中で区が、介護人材を予算をかけて育成するという意義をどのようにお考えなのか。やはり予算をかけて区がやるべきだというようなお気持ちであれば、ぜひこれは前向きに、予算をもう少し入れて、新しい取組み、より強い補助策というか、もしくは、より強い広報というのをしていくべきなのかなと思っていますけれども、ご見解をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 介護職員の確保に関するお尋ねでございます。

介護職員につきましては、現在も、例えば欠員が生じた際に、一定程度の補充をできるまでに一定程度の時間を要するという状況でございます。こちらにつきましては、こういった傾向は、やはり当面厳しい状況が続いていくものと想定しております。

ただ一方で、我々、区として、保険者として、介護保険制度をしっかりと運営していくために、まずはしっかりと介護職員を確保・定着・育成、こういったものが何よりも大切だと思っております。

引き続き、介護福祉専門学校との連携を含め、様々な観点から人材確保、それから、定着支援、こういった取組みを進めてまいりたいと思っております。

○芹澤委員 介護福祉専門学校については何度も質疑をさせていただいて、実際に介護事業者の方々からすれば、この介護福祉専門学校から来る人材というのは非常に優秀であるというようなお話も何度もいただいております。ぜひ、40名の定数がある中で、これをしっかりと守り切って、40名では足らなくなるぐらいの策を進めていただければと思います。

続いて、人材の全体的なお話をお伺いしたいと思います。この委員会の中でも別の委員から、介護人材の住宅確保というお話が何度かあったと思います。ある意味そのとおりだなと思っていて、区から社会福祉法人に対して住宅の貸し出しを行っているというようなお話もありました。

家賃支援に関しては、東京都の制度を使っただくというようなお話があったかと思いますが、それもそうなんだろうと思っていますが、東京都の家賃支援も上限というか、たしか400戸ぐらいいかないのかなと思っていますので、この制度を区の法人がどれだけ使っているという把握がもしあればお聞かせください。

ないにしても、これに上乘せをするというのは、区としてできるのかなと思っています。この家賃支援の上限の上乘せというのもそうですし、ほかに、例えば高齢者の住宅確保ということで、敷金・礼金とか、家賃もそうですけれども、これらの補助というのをやってきたと思いますけれども、そういったことを、例えば介護事業者の方々に対してやるというようなお考えがあるのかをお聞かせください。

あと、もう1点、以前、介護事業者の職務を少しでも楽にできればということで、ICTの活用というのを提案させていただきました。前向きにやるというようなお話があったかと思っていますので、現状をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 職員に関するお尋ねでございます。

まず、東京都が行っている事業に対する、区の事業者がどのぐらい利用しているかという実績でございますけれども、残念ながら、各事業者が東京都のほうに直接申請をするというスタイルになっておりますので、細かいところは把握しておりませんが、幾つかの事業所が利用していることは伺っております。

こちら、住宅確保に関する区の支援策というところでございますが、視点が若干変わってしまうのですが、来年度、避難所の関係で、民間の事業者が避難所として提供すると言ってくれたような場合は、連絡要員といいますか、そういった職員向けに、戸数は微々たるものではございますけれども、そういった支援をさせていただくという予算を今回考えさせていただいているところでございます。

引き続き、こういった対策が職員の確保に向かって有効かというところは、検討させていただきたいと思っております。

それから、ICT活用支援でございますが、今年度、区立の東大井多機能ホームで、ICT、見守りセンサーですとかを導入する事業を進めさせていただいております。これらの検証を踏まえて、来年度も、八潮南特別養護老人ホームにおきまして、センサー等、それから、職員がスマートフォン・タブレットを持つ、こういったことを考えているところでございます。

○芹澤委員 介護人材に関しては、非常に厳しい職務の中で頑張っていると思いますので、ぜひ住宅確保等の補助というのをご検討いただければと思います。

最後に、外国人介護職員受入環境整備ということで、これは、こういったことをやっているののか。基本的に外国人材というのは、何年間かでいわゆるビザが切れていって、更新、更新というようなものになります。非常に厳しい制度なので、今、取締まりもどんどん増えてきておりますけれども、このサポート体制、もちろん区がやっていかれるということで予算をつけていらっしゃるのだと思いますけれども、このサポート体制の中で、まさにこの在留資格というのは行政書士の一番のメイン業務に当たるかと思っておりますので、例えば行政書士会と連携をして、それぞれの介護事業者が不法就労をやってしまわないようなサポート体制をとるというのができるかと思っております。ご見解をお聞かせください。

○宮尾高齢者福祉課長 外国人職員の採用に関するお尋ねでございます。実は今年度も予算計上させ

ていただいていたのですが、いかんせんコロナ禍のこういう状況でして、予算のほとんどが消化できずに残念ながら終わってしまっております。しかしながら、令和3年度も引き続き確保に向けて予算計上させていただいているところでございます。

この事業を進めるに当たっては、実際に採用を考えている事業者の皆様なるべく負担にならないよう、そういったサポート的な経費も今回考えさせていただいております。ですので、例えば事業者が一からやるということではなく、負担をなるべく軽減できるように考えているところでございます。

○渡部委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、223ページ、高齢者住宅運営費、231ページ、障害児者福祉施設運営費、215ページ、認知症高齢者支援事業の中から、先ほど別の委員からもありましたけれども、本人ミーティングについて伺いたいと思います。

初めに、223ページ、高齢者住宅運営費、これは区立高齢者住宅への申込みの基準というか、資格というか、についてなのですが、現在、この区立高齢者住宅への申込みというのは、いわゆる公的住宅、区民住宅とか、都営住宅とか、こういうところに入っている方は申込みないという規定になっているかと思えます。それは普通に考えれば、そのとおりというふうに受止めているのですけれども、1点、従前居住者という住宅が公的でございます。戸越1丁目とか中延1丁目にありますけれども、この従前居住者の中には、期限付きで、せいぜい3年ですか、出なくてはいけないというようなことで入居されている方がいらっしゃいますが、こういった方についても、現在は区立高齢者住宅への申込みはできないと言われていたかと思えますけれども、ここはちょっと事情が違うので、申込みを可としてもよいのではないかと思うのですけれども、区としていかがでしょうか。お伺いします。

○菅野高齢者地域支援課長 区立高齢者住宅の入居についてのお問い合わせにお答えさせていただきます。

今、委員からご質問がありました従前居住者住宅の方のお申込みということで、期限が決まっている方は申込みないのかということですが、高齢者住宅の入居要件は、立ち退き要求を受けている方、または保安上、保健衛生上、劣悪な住宅に住んでいる方となっております。住宅に困窮しているということで、そちらの従前居住者住宅に入居の方も、期限で出なければいけないという事情があるとは思いますが、最初から期限が決まったの入居要件ということになっていると思えますので、こちらは、立ち退きや保安上、保健衛生上の劣悪な住宅には該当しないということで、申込みのほうをお断りさせていただいております。

○塚本委員 今、答弁にもございましたけれども、立ち退きというものをどう捉えるかと。最初から分かっているのだから、これはちょっと違うのではないかと。それは1つの見解かなとは思いますが、やはり高齢者の方、本当に入居すると、従前居住者の方が必ず高齢者というわけではないですが、特に高齢者住宅に申込みということが高齢者なわけで、なかなか転居が決まらないという非常に厳しい状況がございます。これはご承知かと思えます。

そういった意味では、外形的には立ち退きとほぼ一緒なので、もう出なければいけない、期限が切られて住むところなくなるということです。ここについては、ぜひご一考いただいて、申込みを可とするというご決断も、これは要望でお願いしたいと思えます。

次に、障害児者福祉施設運営費ですが、障害児者施設の運営ということに関しましては、やはり当事者またその家族に寄り添った運営ということが大事なのだというふうに、私、また会派としても、常にそういった視点から考えさせていただいているところでございます。

特に、寄り添うというところの中に、特別なというか、ちょっとユニークな事業というよりも、しっかりと当事者また家族とコミュニケーションを取るといいますか、相互理解を深める、こういった取り組みというのが、まず第一義的に大事なのではないかと私は思っております。

そんな中、今、品川区内で非常に興味を持つ取り組みをされている団体がございまして、ファブラボ品川というところで、「メイカソン」と銘打って、メイク、作るということとマラソンの2つの用語を組合わせて、メイカソンというそうですけれども、ファブラボ品川というのは、基本的に3Dプリンタでものづくりということで、以前、産経費のほうでちょっと触れたことがあるのですが、ここでもやはり3Dプリンタを使うのですけれども、障害児者、またその支援者が、健常者と一緒になって、大体5～6人のチームをつくるのかな、短ければ1日、長ければ3日ぐらいかけて、当事者のどういうニーズがふだんの生活に必要なのか、こういったことをお互いに協議とか話し合いをしながら、そして、真に生活に必要なもの、補助具みたいなもの、こういったものをオーダーメイドで作っていく、こういう取り組みです。

これ、結構大々的にやられてございまして、この前もオンラインイベントがあつて、私も参加というか、視聴させていただきましたけれども、こういった取り組みというのは、当事者、家族とのコミュニケーションを図っていく上で大変有意義なものだなというふうに捉えています、枠として障害児者政策、こういったものにも考え方として、こういった取り組み、意味があるものと思っておりますけれども、ご見解はいかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 委員ご提案の生活上の器具を3Dにして、オーダーメイドで提供するような事業所ということでございます。一昨年になりますか、「ふくしまつり」のボランティアとして、たしか出展していただいた記憶はございます。

残念ながら、今年は新型コロナ感染症拡大により「ふくしまつり」が中止になってしまったのですが、私も拝見しまして、個別のオーダーに基づいて丁寧に相談して下さるということは伺っておりますので、今後、感染症の状況を見ながら、また来年度、「ふくしまつり」等もございまして、事業者と相談しながら、何かしらの周知をしてみたいと考えております。

○塚本委員 将来的には、各事業所でも、こういった取り組みを導入していくというか、コラボしていくというか、そういったこともあり得るかなとも思っておりますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思っております。

次に、プレス発表にあります本人ミーティングです。先ほど別の委員からも質疑がありましたけれども、特にこの本人ミーティングで非常に興味があるところは、認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めていくための方法なんだと。私、これを最初に見たときに、いわゆるケアプランみたいなものを個別につくっていくための手法なのかなと思ったのですけれども、そうではなくて、総合的な政策立案をしていくための1つの手法としてあつて、それをやさしい地域づくりということにつなげていくのだということをおっしゃっております。

この地域づくりということにどのように本人ミーティングの成果が反映されていくのか、そのところについてお伺いしたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 本人ミーティングに関しましては、来年度、企画立案の段階からご本人にも加わっていただいて、形にしていきたいと思っております。

委員お尋ねのやさしい地域づくり、まさにこちらにも資するものだと思っておりますので、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

一方で、私ども、認知症カフェ運営事業を展開させていただいておりますが、こちらも地域づくりという視点では同様のところかと思っておりますので、例えば、そこに今回の本人ミーティングで分かってきたことなどをリンクさせるとか、そういったことも考えられるのではないかと考えております。

○渡部委員長 次に、あべ委員。

○あべ委員 私からは、227ページ、医療的ケア児地域生活支援促進事業、233ページ、障害児者総合支援施設運営費、246ページの児童保育費、そして、243ページ、産後ドゥーラ資格取得費用助成について、時間があれば、地域包括支援センターについても一言話したいと思います。

初めに、障害児者総合支援施設ですけれども、この議会の中でも繰り返し議論になりました。指定管理者となっている法人が、利用者からの強い継続要望にもかかわらず、オープンから極めて短い期間で指定管理を外され、区のOBが要職に就く法人に変更されようとしています。これは区が自ら選んだ法人を切ったとも言えますけれども、これまでの経緯を見ると、そもそも利用者に寄り添うサービスをすすめる事業者が区の方針と相容れない。つまり、事業者が品川区との関わりを解消するということで、事業者側からの解消であるという見方もできます。

今回のことで、品川区の障害福祉行政は改善のチャンスを自ら手放したものだと思っております。今後これをどう立て直していくのか。指定管理者制度や協定書の交わし方など、手続き面での正常化も含め、品川区の区政運営全体に課せられた責務は重いと思います。言葉だけの答弁は要りません。これは施策の中で行動で示していただければと思います。

質問に移ります。227ページ、医療的ケア児地域生活支援促進事業についてですけれども、医療的ケア児の数は福祉サービス利用者のみで、必ずしも実数が把握できているものではないと受止めております。病院退院後、福祉サービスを知らないまま、支援から漏れている家庭がある可能性もあります。先日も、ある民間施設の方から、福祉サービスの存在を知らないままだった保護者の話を聞いて愕然といたしました。他の自治体では、退院時に、地域の保健所を通じて地域の福祉サービスにつながる、そうした連携が品川区では不十分なのではないか。今後何ができるかということをごどのようにお考えか、お聞かせください。

続けてお伺いします。保育園です。二次申請の申込み結果が先週出ました。保育園二次申込みの結果、そして、一次の不承諾者数は1,286人でしたけれども、二次の申込み数、承諾数、そして、不承諾の数を教えてください。

○松山障害者福祉課長 まず、医療的ケア児の人数把握ということについてでございます。現在、確かに委員のご指摘のとおり、病院から、あるいは病院に入院中の医療的ケアのあるお子さんについての把握というのが難しい状態です。福祉部門として、区内の医療関係機関、訪問看護ステーションも含めた連携を深めていく必要があると認識しております。

○立木保育課長 4月の保育園の入園の二次の結果でございますが、速報値でございますが、現時点での数値になります。申込者数が1,489名、これは一次からの繰越しも含まれます。内定者数が314名、不承諾となりましたのが差し引き、1,175名ということになってございます。

○あべ委員 医療的ケアのほうですけれども、区内の医療機関や訪看ステーションというだけではまだ十分ではないのではないかと思います。区外の事業者を使っている、あるいは、医療機関とつながっている方々もいらっしゃいますので、ここは広く情報を取っていただきたいということと、少なくとも保健所に来た数、保健所に連絡があった数というのは、確実に福祉サービスにつながるようにしていただきたい。保健師の方々、これはちょっと課をまたぎますけれども、保健師の方々がそれをよく分から

ないという理由で切れてしまうのではなくて、ここは一覧表を用意するなり、次のつなぐ相手を決めるなり、しっかりとその漏れがないようにしていただきたいと思います。その方向性について、再びご答弁をお願いします。

それから、保育園のほうです。今、数字を聞きました。不承諾が1,175人ということで、昨年と同程度と受止めております。また、今年については、定期保育が去年よりも少ないということもあって、まだまだ保育園待機児童数は非常に多いなと思っております。待機児童数、結果として二桁、十数人というような数字に本年度もなっておりますけれども、決してそれは実態を表しているものではないと考えております。新年度、6園の新設の予算がついておりますけれども、品川区として、今後の保育園待機児童対策、どのように受止めているのか、数を増やしていくのか、それとも横ばいで様子を見るのか、もう減らしに入るのか、そこを教えてください。

それから、産後ドゥーラについてですけれども、これ、利用時間が非常に長くなって充実しているのは大変ありがたいのですけれども、今でも予約が取りにくいという声が聞こえます。育成についての助成も非常にありがたいと思いますけれども、受講費用が非常に高いので、これを先に本人が全て払うというのはなかなか難しいと思っているのですが、その改善策は何かお考えでしょうか。教えてください。

○松山障害者福祉課長 医療的ケア児の情報把握につきましては、区内だけでなく、区外も含めて行っていきたいと思っております。

また、保健センターと具体的に情報連携を図ってまいります。

○若生保育支援課長 保育園の入園相談に関連して、今後の待機児童対策の件でございます。こちら、不承諾数二次のところは1,175名で、昨年度と同程度というお話だったのですけれども、昨年度ですと、二次の不承諾者数は1,416名ということで、今回、240名ほど減っているというところがございます。

それから、今後の対策としまして、こちらにつきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づいて、就学前人口の推移を注視しつつ、必要な数を開設していく。基本的には、認可保育園を開設していく、新規開設で需要を満たしていきたいと考えてございますが、総合的な待機児童対策を進めている観点からは、認可保育所だけではなかなか満たせない部分もございますので、認証ですとか定期利用といったところも含めて、今後も対策を続けていきたいと考えてございます。

○崎村子ども家庭支援センター長 産後ドゥーラの資格取得助成の件かと思えます。今委員からお話がありましたように、なかなか予約が取りにくいということもございましたし、来年度、事業を大幅に拡充するといったこともございますので、産後ドゥーラの資格取得に関わる費用に対して一部助成ということで、今委員からも言われましたように、大体資格取得に約40万円かかるところ、約半額の20万円の助成をするといったところで、助成の仕組みとしては、養成講座を受講し、資格を取得した後に、それをもって申請していただいて助成をするといった形で今検討しております。

来年度から新規にスタートする事業でございますので、そういったお声等ありましたら、今後検討していきたいと考えております。

○あべ委員 保育園の件、両親がフルタイムでも入れないという状況をできるだけ早く解消していただきたいと思います。

待機児童の数というのは、いろいろな計算方法がありますけれども、とにかく指数40で入れないうちは、待機児童対策、成功したとは言えないのではないかと思います。

最後に、地域包括支援センターについてお伺いします。これは品川区では、本来地域にあるべき地域包括支援センターを、区役所のみで1か所を置き、そして、三職種の配置のない在宅介護支援センターのみという方式をとっております。これは制度のスタート時は機能したかもしれませんが、高齢者人口8万人を超える品川区で、今のやり方ではもう限界が来てしまっているのではないかと思います。複数の包括支援センターを地域展開するよう、そろそろ方針転換を考えるとよくなっているのではないかと思います、区の見解をお伺いします。

○宮尾高齢者福祉課長 地域包括支援センターですけれども、委員が今ご指摘のとおり、区の本課と、それから、在宅介護支援センターをサブセンターというように配置をして、今、様々な事業を展開しているところでございます。

方針転換をとるところでございますが、まずは今の体制でどういったことが課題となっているかということも、我々、日々検証しながら業務を進めているところでございます。今後もしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○渡部委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 231ページ、被爆者見舞金の支給、あと、待機児解消について伺いたいと思います。

まず被爆者見舞金の支給ですが、121人に支給されているということです。まず、被爆者見舞金の支給の経緯や目的、金額は幾らなのでしょう。また、金額の根拠や、こちらは区の単費なのか、財源などについても伺います。

○松山障害者福祉課長 被爆者見舞金の支給についてお答えいたします。

まず、こちらの事業の目的ですが、被爆者に見舞金を支給すること、あるいは、原爆の被爆者の置かれている立場に鑑みて見舞金を支給することによって福祉の増進を図ることが目的でございます。こちら、開始は昭和49年となっております、見舞金としての性格ということでございます。

金額の根拠というのは、区の要綱で定めているものでございます。見舞金については、1万2,000円を支給するというように定めてございます。

○安藤委員 財源、区の単費かどうか分かれば。

○松山障害者福祉課長 こちら、区の単費でございます。

○安藤委員 区内に50年以上住んでいる被爆者の方から、金額をもう少し引き上げてもらえないでしょうかというお声をいただきました。その方は、小学生の頃に長崎で爆心地から約4キロの市内で被爆して、一、二週間後には頭の髪の毛が全部抜け落ちたということでした。

被爆された方というのは、その後の人生においても、心身の健康悪化ですとか、あるいは差別など、様々な困難があるかと思えます。その方もおっしゃっていましたが、被爆者仲間には、引きこもってしまう方や、十分な職もなかったり、国民年金で暮らしている方も多いということです。高齢化により、数年前には品川の被爆者の友の会も解散してしまったということでした。

私も、これを機会に23区の見舞金の状況を調べてみたのですが、年額1万2,000円というのは、品川区、港区、大田区ということで、すごく低いという額ではないのですが、しかし、豊島区は1万6,000円、杉並区と葛飾区は2万1,000円。渋谷区は、原子爆弾被爆者社会参加奨励金という名前で、年額5万円でした。ぜひ引き上げていただきたいと思えます。

支給の目的ですとかもお話ございましたが、立場に鑑みということでした。さきに紹介したように、被爆者の原爆によって受けた苦痛や不利益というのは年が経っても消えることはないと思えます。また、品川区は、例外のない即時の核廃絶を訴える非核平和都市宣言も持っています。被爆者の方に一層寄り

添っていただいて、見舞金を引き上げていただけるよう求めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 被爆者見舞金の金額についてでございます。確かに委員のおっしゃられるとおり、自治体によって異なるというところがございます。私どもも調べたところ、1万2,000円のところもあれば、1万円程度のところもあるというところで、もちろん、その上もあるというところで、各自治体によって、見舞金という性格上、区がそれぞれ判断するというところでございます。

もちろん、原子爆弾の被爆者の方々は、本当に苦痛を抱えながら、大変な思いをしていらっしゃることは重々承知しておりますので、そのために区の単費で見舞金としてお支払いしているというものでございます。現状として、来年度は同額という予定でございます。

○安藤委員 ぜひ検討していただければと思います。

それでは、次に、待機児童です。いわゆる隠れ待機児童について、先ほどもあべ委員のほうから質疑がありましたが、待機児童の問題、深刻だと思います。

このところ区は、待機児童は実質的に解消、保育児童を充足できる見通しなどとの認識を示しています。一方で、毎年のように、今年度も10園、来年度もやはり10園を予定など、新規保育園の開設も進めています。これは、実質的に解消と言いながら、品川区自らが、働きながら子育てをする世代には依然として厳しい保育園の入園状況が続いているのだということを、言葉では認めないですけれども、実質的に認めていることなのではないかと思っています。

委員長の許可を得てiPadに資料を入れましたので、表示したいと思います。これは、上の表が、区が毎年文教委員会に報告している資料、「令和2年4月入園申込状況等について」と同じものでございます。表の一番上、令和2年を見ていただければと思うのですが、不承諾は1,175人なのに、待機児童数は13人となっています。なぜこんなことが起きるのでしょうか。

矢印の下の表は、私が区から聞き取って作成した表で、不承諾の内訳が書いてあります。この内訳の令和2年の数字について幾つか聞いていきたいと思っています。

まず特定の保育園等のみ希望している者ですが、区は1園のみ希望した方の数字を委員会などで答弁してきましたが、それ以外、つまり、2園以上希望している方も285人いるのです。伺いますが、なぜ2園以上希望しているのに、特定の保育園を希望している者になるのか。当然、これは待機児童に数えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

併せて、もう一つ。求職活動を休止している者、92人います。伺います。このうち、保育園が不承諾だったから求職活動を諦めたり休止した方というのは何人ぐらいいるのか。私は、ほとんどがそういった方だと思いますけれども、伺います。

○若生保育支援課長 ご提示いただいた資料に関しまして、入園申込状況の中での不承諾数と待機児童数のお話でございます。

まず特定保育園等のみ希望している者ですとか、求職活動を休止している者、こういった定義でございまして、こちらは国のほうで待機児童にカウントする者の中から除く者ということで明確に定義づけをしております。その中に、1園のみ希望している者ですとか、求職活動を休止している者というものがございまして。

ご質問にありました、特定保育園等のみ希望している者の中の、その他のところでございまして、こちらにつきましては、登園可能な範囲内の空きのある園の入所を希望されていない方というようなことございまして、具体的に申し上げますと、何園か希望しているという方にはなるのですけれども、その中で、ほかに通える範囲で保育園等の空きがある、そういった状況にもかかわらず、特定の園

をご希望されたというようなところで、なかなかそこがマッチングといたしますか、ご希望に添わなかったというようなところで、こういったところは除くということで、国のほうで定義されているところがございます。

それから、求職活動を休止している者の中の離職をした事情というところで、各ご家庭の事情というところがございますので、こちらのほうは区のほうで把握しているところではございません。

○安藤委員 国が決めているから、それをそのままという、ちょっとどうなのかなと思います。全然子どもに、実態に寄り添っていないということですね。通える範囲にほかに保育園があるのに選んでいないと、保育園を提供する側で何で勝手に決めるのですかという、応募する方は、その方の事情で、ここなら通える、ここなら通えないというのを個々に判断してやっているわけですから、それを、地図の近くに保育園があるのに何で選ばないのだ、これはもう待機児童ではないというのは、本当にひどいなと私は思います。

あと、把握していないと。これは把握してくださいよ。各家庭がどんな事情になっているのか。この一つ一つのあなた方が除外しているケースは、それぞれの家庭、子どもにとって、将来人生を左右する深刻な事態を含んでいるのです。まず把握が必要です。

最後、質問です。毎年、春先の委員会の資料について、不承諾数の内訳を分かるようにすること、これを資料で出すよう求めますが、いかがでしょうか。

○若生保育支援課長 こちらの不承諾者数の内訳の公表というところがございます。内訳に関しましては、数値を誤った解釈で捉えられかねないということで、一律に公表というのは今のところ考えてございません。

○渡部委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 1項社会福祉費の2目高齢者福祉費の中から、217ページの高齢者福祉施設運営費、それから、3目高齢者地域支援費の中から、221ページ、高齢者社会参加支援、それから、2項の児童福祉費から、255ページ、ぷりすくーる西五反田経費関係についてお聞きいたします。

長期基本計画の中の、政策の柱の中に、高齢者が安心して暮らせる環境づくりという項目があります。読み上げますと、10年後のめざす姿として、「健康づくりや介護予防の推進、住まいの確保などが充実し、地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が安心して地域で自立した日常生活を送っています。」また、「ICT、AI等、先端技術の活用による効果的・効率的な介護サービスの提供や情報管理など」という言葉が出ております。

その中で、ICTを活用して高齢者の自立した生活や健康の維持に関するアドバイスなどを研究することがありました。これは品川区で行われるということも見させていただきまして、品川区で、いきいき脳健康教室をやっていたときに、東北大学の川島隆太教授に大分関わっていただいていたと思って、ちょっと興味を持って見ていたのです。平成18年に厚生委員会で東北大学へ行きまして、川島先生の講座を受けてきたというのを、この中でまだ3人残っているのですが、その経験もあったので、なおさら意識を持っていたのですが、資料を読んでいきますと、70代、80代の方のインターネット利用は伸びていないが、ICTを活用し、高齢者の自立した生活をサポートする。大学生が高齢者にICT活用を教え、高齢者は大学生の相談などの相手になるプロジェクトが行われるということでした。

これは、直接区に関わる分ではないと思うのですが、この辺の内容的なもの、施設のほうの関係でやってもらうと思うのですが、この辺の関係で、区のほうでどの辺まで理解して協力していくのか、お答えいただければと思います。

○菅野高齢者地域支援課長　それでは、こちら、高齢者の社会参加支援のところ、高齢者のICTを活用した介護予防ということですが、委員ご指摘のように、東北大学の川島教授が監修している「新脳トレ」等を、区内の民間施設で実証実験すると聞いております。国の戦略的情報通信研究開発推進事業として採択されたものということで、その効果につきましては、費用等も考えながら見守っていきたくて考えております。

○鈴木（真）委員　直接区ではないので、なかなか分からない部分があるとは思いますが、これを見ながら感じたのは、先ほどの芹澤委員の質疑の中で、高齢者施設でのICTの利用というお話もありましたが、施設にいる方たちにICT関係の利用をして、いきいきとした生活、自立した生活を続けていただきたいなという思いもあります。

スマホを使ってというお話もありましたが、これから高齢者の方、そういう方にどのように携わっていくのか、その辺の考え方があればと思います。

○宮尾高齢者福祉課長　高齢者施設におけるICT活用についてでございます。一部、先ほどと重複してしまうかもしれませんが、今年度、区立の東大井多機能ホームのほうでICT、センサー等の設備を導入させていただいて、その効果を検証・評価しながら、令和3年度においては、八潮南特別養護老人ホームにおいて、同様にシステムを入れていきたくて思っております。

一義的には、まず利用者のためになるということ、あとは職員の方の負担軽減にもつながる。それから、ICTを使うことによって、より良いサービスの提供につながる。こういったものの役に立つと思っております。今後も引き続き効果を検証していきながら、ほかの施設への展開について検討していきたいと思っております。

○鈴木（真）委員　たしか関ヶ原あたりで、しながわシニアネットのパソコン教室、高齢者の方が、リタイアの方が指導してやっていらっしゃったのもあったと思えますし、これから、65歳で高齢者となってしまうのですが、現役で頑張っている方はいっぱいいるし、卒業したばかりの方は、我々よりよほどICTに詳しい方がいっぱいいらっしゃると思うのです。そういう方といろいろな連携を取って、これからは政策を進めていくべきだろうと思っておりますし、それから、もう一つ、逆に、高齢者全部と一緒にしないで、段階的な対象というのが必要なのではないかなというのを感じています。

介護を必要とする高齢者、区でも元気な高齢者という言葉を使いますが、その元気な高齢者の中でも、元気高齢者というと、上の方での元気高齢者というイメージがあると思うのです。ですから、65歳から70歳ぐらいの方と、これからまだまだ区として、そういう方と関係を深めていく。ちょっと表現が悪いかかもしれませんが、活用していただきたい、そういう気がしますが、その辺のお考えについてお聞きしたいと思います。

○菅野高齢者地域支援課長　今の委員のお話の中に、いきいきラボ関ヶ原で活動している、しながわシニアネットのお話も出てきました。こちら、来年度、スマホ教室というのを考えているのですけれども、こちらのスマホ教室、今までもパソコン教室やタブレット教室をやってきて、実績のあるこちらのしながわシニアネットのほうにお願いをしたいと思っております。

こちらの事業をすることによって、シニアがシニアに教えるということで、ICTのリーダーを活用した仕組みということで考えておりますので、こういったところでシニアの活動がICTを通して活かしていけたらなと思っております。

○鈴木（真）委員　高齢者の年代層の低い方は、まだまだ高齢者クラブに入ると意識がないと思います。かといって、家にいて何もしないでいるのはいかにももったいないと思うので、そこら辺、う

まく連携を取っていただきたいなと思って、これは要望しておきます。

それから、次です。社会福祉法人と、今度、災害時等相互応援協定を締結したという報道がありました。区として、社会福祉法人と一層連携していくためにも、災害時の協定を進めていっていただきたいと思っておりますので、それをよろしくお願いします。

今度の協定は5つの法人で結ばれたというふうにお聞きしております。法人間でのスタートだと思うのですが、区として、この関係にどこがどういうふうに入っているのか。その辺を教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 今回、区内の社会福祉法人、5法人が、それぞれ相互に応援協定を締結されました。内容は、コロナ関係が発端となったのですけれども、一部の事業所なり施設で、例えば、感染症が蔓延してしまったような場合に、通常の業務を運営していくのが難しいというような事態に遭遇してしまった際に、法人間で物資をやり取りするですか、あるいは職員を応援派遣するといった制度でございます。

まず、これは区内の5法人でスタートするというので、今回の協定の内容は、ここに直接区が関わっている内容ではないのですけれども、決してこれが完成形ということではなくて、これからまた、例えば、この協定に名を連ねていただける法人が増えていくという可能性もありますし、それに対して区が支援、サポートをさせていただくという可能性もあると認識しているところでございます。

○鈴木（真）委員 5つの法人だけでなく、区のほうからもこれからあつ旋するというような形かなにかをとって、もっと多くの社会福祉法人に入っていて、また同時に、支援というお話の中で、万が一、そういうことが発生したときに、新たに財政面も関わってくると思うのですね。そこら辺は、区としても財政面の補助をしてあげなければいけないのではないかなというところも感じていますので、その辺は後ほどご見解をいただければと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 私のほうから、介護サービスがメインになりますけれども、介護サービスというのは、どんなことがあってもしっかりと継続することが求められている業務でございます。それに対して、この社会福祉法人の方々の業務の継続が難しいというようになった場合には、金銭面での支援も含めて、どのようなお手伝いができるかというところはしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○鈴木（真）委員 区内の社会福祉法人は、品川区と災害時における福祉避難所の協定等を結ばれています。先ほども福祉避難所というお話がありましたけれど、私も昨年の本会議で福祉避難所について質問させていただきまして、そのときのご答弁では、福祉部内で災害時対応等検討委員会を設置し、災害時の対応や避難所のあり方などについて検討を進めておりますとありました。

先程、個別計画の策定とかというお話が出ておりますが、改めて具体的な検討状況を教えていただけないでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 部内における検討状況でございます。今年度も、様々、防災に関する課題について、福祉部、それから防災課のほうにも入っていただいて、検討を進めているところでございます。その中で、先ほどご答弁をさせていただいた個別支援計画についても検討を進めさせていただいております。

このほかにも、例えば、今いただいた法人協定に対して今後区がどんな関わりを持っていくかですとか、あるいは、個別支援計画を進めていくに当たって、またそこから新たな課題が出てくるということも我々は想定しております。こういったところを、課を超えて今年度も検討しているところでございます。来年度についても、引き続きこの検討体制は維持されると考えております。

○鈴木（真）委員　まだ詰めていないのかもしれませんが、気になっているのは、例えば、今現在もし災害があったときという対応もあると思うのです。特養などですと、デイサービスで使っている部屋を避難所という話を聞いたような気もするのですが、そういうときに、例えば避難なさったときに、特養のほうは特養になって、部屋が別になったときに、高齢者だと、ベッドなどは足りるものなのですか。そういう備品的なものはどのように備えていらっしゃるのか、その辺が気になっています。

それから、その際にどのようにケアを行っていくのか。特養の方は特養の中のケアで、対応が厳しい中で、そこら辺はまだそこまでいっていないのか。

それから、先ほどもちょっとありましたが、在宅で介護を受けている方のケアというのも非常に重要な問題があると思います。そこら辺についてお答えいただければと思います。

○宮尾高齢者福祉課長　備品につきましては、基本的に特養等、施設にあるベッドというのは、利用者が使っているものですので、こういったものも必要に応じて、特養等に、そういった災害時に使う、こういったベッドも予算計上させていただきたいと考えております。

それから、実際に避難された方のケアというところですが、こちらまさに今検討課題に入っているところでございます。施設の方をお願いするということも含めて、例えば、区の職員がどう関わっていくか、それから地域の方々にどうご協力をいただくか、こういったところも今回検討課題として入っているところでございます。

それから、在宅でケアをされている方、こちら数としては、施設を利用されている方より圧倒的に多い状況でございます。こちら、まずは在宅避難ができるかそうでないかということから始まっていて、誰がどういうふうに適切に避難所に誘導していくか、どうやってケアをしていくか、こういった課題も、我々、この検討体制の中で進めているところでございます。

○鈴木（真）委員　ぷりすく一る西五反田ですが、もう要望に近いと思うのですが、就学前乳幼児教育施設として、これから福栄会が担当していくこととなりますが、今までのぷりすく一る西五反田でやっていた知識、今までの経験を活かしていただいて、ぜひお願いしたい。

それは問題なく進めていくと思うのですが、NPO子育て品川に関わった方、その方たちもうまく福栄会とつながりをとってほしいというのは、これもお答えする時間がなくなってしまったので、要望させていただいて終わります。

○渡部委員長　次に、こんの委員。

○こんの委員　私からは、227ページ、医療的ケア児地域生活支援促進事業、239ページ、すまいるスクール運営費、251ページ、のびしなプロフェッショナルスクールと、公・私立保育園地域連携推進事業からお伺いしたいと思います。

まず医療的ケア児地域生活支援促進事業に関連して、医療的ケア児等支援関係機関連絡会についてお尋ねしたいと思います。この連絡会は、平成28年に改正された児童福祉法において、地方公共団体は、保健、医療、福祉等の支援体制を整備すること、また保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援関係機関が連携して、障害児支援のニーズの多様化に伴うきめ細やかな対応と支援の拡充、各種提供サービスの質の確保と向上をするための環境整備等を推進するよう定められていることに基づいて、品川区としては、医療的ケア児等が地域で必要な支援を受けるための課題や対応策について、支援関係機関の意見交換や情報共有をする連絡会と理解しておりますけれども、まずそれによろしいかという確認が1点と、それから、この連絡会の開催ですけれども、現在、コロナ禍なので、開催されるのはなかなか難し

い状況も想像できますが、通常はどれぐらいの頻度で行われているものなのでしょうか。

また、連絡会で取り扱う案件、いわゆる障害者福祉課に寄せられる相談、課題、こうしたことなのか、それとも、支援関係機関が医療的ケア児に関わる中で上がってくる課題を取扱っているのか、そこら辺の取扱っている案件、また、連絡会で出た課題、また支援に向けての意見調整、対応策を改善する、こうしたことは、この連絡会ではどのようにしているのか。いわゆるこの連絡会の位置づけとか、役割とか、そうしたことをもって、どのように実施されているのか、現状をお聞かせください。

○松山障害者福祉課長 品川区におきましては、令和2年2月に、医療的ケア児等支援関係機関連絡会の設置に向けた準備会議というのを設けさせていただきました。それは委員のおっしゃるとおり、児童福祉法の改正に伴いまして、医療的ケア児が支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連絡調整をするための体制整備をつくるというところでございます。

会議の頻度としましては、当初の設定では年に2回を予定してございました。

課題につきましては、まだ1回しか開けていないので、実際に医療的ケアが必要な障害児や障害者の方を支援していただいている医師の方、関係機関の方、障害者団体の代表にご出席いただいております。地域で生活されている中での課題を情報共有するということで、次のテーマが、テーマを設定して検討していこうというところで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、医師の方、最前線でケアをされている方というところのご出席が難しくなってしまったというところでございます。

今後、例えばオンラインで実施するなどの工夫をいたしまして、開催していきたいとは思っております。

○こんの委員 状況、分かりました。まだ準備会議という段階で、まだ本格的には、この連絡会が行われていない、これからだということは理解いたしました。

そこで、この医療的ケア児に向けて地域での生活を支援していく課題は様々あると思われませんが、今後のそういう課題、取扱いというところで、まず医療的ケア児の身体状態、歩行が可能な状態のお子さんから、自分の意思で身体を動かすことが困難な状態のお子さんまで、様々な状態のお子さんがいると思います。その中で、重症心身障害、あるいは難病、あるいは肢体不自由児、こうしたお子さんも少なくないと言われているわけですが、この医療的ケア児の今後上がってくる課題の中で、私が特に今この案件を課題としていただきたいなというところは、この方々の就学相談、就学のための学びの保障、こうしたところの視点を思っているわけなのですが、今後、そうしたことも、テーマを設定して取組んでいこうという今のご説明ですが、教育関係の方々もこの中には含まれていると思うのですが、その辺については、まだお決まりではないと思いますが、どんな感じで今のこうした教育、就学相談、そうしたところは考えていらっしゃるのか。お考えだけお聞きしたいと思います。

○松山障害者福祉課長 医療的ケア児に対する今後の支援についてお答えいたします。

準備会議のメンバーの中には、教育関係の方が含まれております。また、庁内におきましても、保育、保健センター、教育関連の部署は含まれておりますので、具体的にどういったテーマで検討するかというのは委員の方々にならうかと思いますが、かなり個別性が高く、検討するテーマが多うございますので、どこに注目して、どこに優先順位を求めるかというところからまず検討するという形にならうかと思っております。

○こんの委員 確かに今ご答弁いただいたように、個別性の高い課題が多いと思われれます。そうした個別性があったとしても、全体的にやはり重症心身、肢体不自由、難病の方、いわゆるご自分で体を動かすことができない方の就学というところは、その方たちの個別もあるかもしれないけれども、関わっ

てくるものもあると思いますので、ぜひ今後取扱っていただきたいと思います。

先ほどおっしゃってくださったように、リモート、オンライン、こうした開催の方法もあるかと思いますが、ぜひ進めていただきたいと思います。この就学相談、学びの保障については、教育費でまた伺いたいと思います。

次に参ります。すまいるスクール運営費からです。この費用に関連して、この事業における防災、災害対策についてお尋ねしたいと思います。

すまいるスクールは、利用するのに登録が必要ですが、登録した児童生徒が毎日利用するわけではなく、利用する児童は固定されず、その日その日によって利用する児童数が変動するわけでありませう。また、スタッフについても、利用する児童数によって担当されるスタッフの人数が変わってくると、このように認識しているわけですが、そうすると、毎日同じスタッフが同じ人数だけ担当しているわけではないという状況があると思われませう。

そうしたときに、その児童もスタッフも変動する運営の中で、もし災害が発生した場合のスタッフの初動、これはどうなっているのでしょうか。児童生徒が避難する際の防災頭巾、こうしたものはどうなっているのでしょうか。また、避難時に持ち出すもの、その日利用している児童を把握する名簿など、そのほかの必要なものをすぐに持ち出せるようになっていっているのでしょうか。初動体制がまとめられているマニュアルがもしあるのであれば、こうしたものをつくっているのか、その辺のところを、すまいるスクール運営の中での防災、災害対策の現状についてお聞かせください。

○廣田子ども育成課長 すまいるスクールの防災対策についてでございます。

すまいるスクールにおきましては、地震・火災・風水害・事故・不審者対応ということで、各案件ごとにマニュアルのフォーマットをつくりまして、各すまいるスクールが独自に状況に合わせたものをつくって、委託のスタッフと共有しているところでございます。その時々で職員の体制も違いますので、委託職員との図上訓練等をきちんと行いながら、実施しているところでございます。

マニュアルの中には、まずその日の出席簿、名簿を必ず持っていか、細かいものについての決めもつくっているところでございます。

学校の中にごございますので、学校と連携した避難訓練等、各種訓練も行いまして、単独の訓練も行うなど、最低年2回以上と決めておるのですが、今回は、コロナがあったので平均3回ぐらいになってしまったのですが、例年は、平均でも4～5回、多いところでは10回というところだ。図上訓練については毎月やっているという形で、欠席しているスタッフもおるのですが、そのあたりについて、不在の人には、あとでどういう訓練をやったかということをお共有しております。

訓練に当たりましては、計画書、報告書を作成して常に本課のほうに提出するので、そのときに点検する形で実施しているところでございます。

防災頭巾等については、教室にはあろうかと思うのですが、すまいるのほうで全箇所所有しているかは、現在把握しておりませう。

○こんの委員 対策として、ある程度マニュアルもつくりながらされているということは分かりました。

防災頭巾をさらに一つお聞きしますと、各クラスの児童の椅子の後ろにかかっている状態でいつもいると思うのですが、すまいるスクールのところにはないとなると、避難をするときはどうされるのか、そこら辺の対応は、どんなふうにお各学校、すまいるスクールで整備されているのか、ぜひ把握を

お願いし、また、避難時に子どもたちが安全に避難できるような体制というのをつくっていただきたい、このように思います。

それから、訓練もして下さっているということですが、そうすると、すまいるスクールは、言うなれば、先ほども申し上げたように、児童生徒もスタッフも、その日その日によって来ている人数やついていらっしゃる方が違うというところで、なかなかスタッフへの徹底が難しいところもあるかと思えますけれども、ぜひ、各すまいるスクール、委託業者のほうでマニュアルがつくられている、それで訓練をした後、必ず検証、どうだったか、ブラッシュアップして、さらにいいマニュアルと。マニュアルでがちがちになって、応用が効かないとなるのは、それは本末転倒ですが、やはりマニュアルどおりに、まずはスタッフが動いていかれるかどうか、また、どこが支障になっているのか、ここは訓練をするたびにブラッシュアップする必要があるかなと思います、その点はいかがでしょうか。

○廣田子ども育成課長 防災頭巾については、委員ご指摘のとおり、教室にあるということで、すまいるスクールには常備してございませんので、マニュアルの中では、地震の際は机等の下に入るという運用になってございます。今後については、検討したいと思えます。

委託の事業者のブラッシュアップについても、避難訓練等が終了した後の報告書の中で一緒にやっているとは聞いております。また、委託の事業者のほうでは、すまいるスクールによって主に使うお部屋が幾つか決まっているのですけれども、そのお部屋ごとに、このお部屋にいる場合はどう動くというようなマニュアルをカード等で持参するような取組みをしているような例もございますので、引き続きブラッシュアップに努めてまいりたいと思えます。

○こんの委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

すまいるスクールのお部屋は、そんなに隠れるというか、テーブルとか、机とか、頭を隠す場所というのは少なかったと予測しております。ですので、その対策、ご検討をよろしくお願ひいたします。

○渡部委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時28分休憩

○午後3時45分再開

○渡部委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願ひます。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 213ページ、重層的支援体制整備検討経費、215ページ、市民後見人養成事業助成、231ページ、心身障害者福祉会館運営費、237ページ、荏原地区モデル実施委託、プレイパークです。よろしくお願ひします。

まず最初に、213ページの重層的支援体制整備検討経費についてお伺ひいたします。

先ほどご説明があつたとおり、新規事業ということで、どういう整備、取組み内容を、まず初めにお聞かせいただきたいと思えます。

○寺嶋福祉計画課長 新規事業の重層的支援体制整備事業でございます。これまで福祉の分野を中心に、地域包括ケアまたは地域共生社会といった形で、包括的な支援体制の構築というのはこの間もずっと行ってきたのですけれども、国が示した新しい考え方ということで、相談支援、社会参加の支援、それから、地域づくり、この3つを柱としました重層的な支援体制を構築する、努力義務ということで、必須ではないのですけれども、令和3年4月に正式に打ち出されると聞いておりまして、それに向けて、品川区としましても、事前の準備を庁内で行っておりまして、来年度、正式に、できればコンサル等も

含めながら、検討を進めていきたいと考えております。

○高橋（伸）委員　そうすると、4月からになるということで、やる内容というのはまだ分からないということでよろしいですか。

○寺嶋福祉計画課長　事前にある程度、国の方針というのが示されておりまして、それを受けまして、令和2年度中に、福祉部を中心に、または保健センターとか子ども未来部にも参加いただきまして、どういった形で包括的な相談体制が組めるかということで、既に庁内では検討を始めているところでございます。

○高橋（伸）委員　ぜひ、それは分かり次第、またお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

215ページ、市民後見人養成事業助成についてお聞きいたします。これはやはり高齢化の進展によって、特に認知症の高齢者の方が今大幅に増加をし続けていると思います。そこで成年後見制度の利用者数も増え続けていると思います。その一方で、近年、後見人として親族が選任されにくくなっているケースもあるかと思えます。その代わりに、専門職の選任数が大きく増加をしているということで、市民後見人養成事業助成を始めていると思いますけれども、令和2年度、本年度の予算270万円に対して、来年度も270万円ということなのですけれども、私が今ご説明した内容が、大体こういう内容だと思うのですけれども、事業助成はどのぐらいの方がいるのか、まずお知らせいただきたいと思えます。

○寺嶋福祉計画課長　市民後見人の養成講座といたしまして、年に1回、定員30名ということで実施している事業でございます。令和2年度は、コロナ禍ということもありましたけれども、それでも今14名の方が受講中ということで、ただ、令和2年度は、コロナ禍の影響で実務研修が実施できていないということなので、今年度中に修了できるかどうか未定ということで、引き続き令和3年度も継続してやっっていこうという、こういう事業でございます。

○高橋（伸）委員　それで、今14名ということですが、個人の受任型と支援員型、こういう二通りの形式があると思いますけれども、支援員型ですと、例えば社協の貢献支援員とか、恐らくいらっしゃるかと思うのですけれども、毎年社協のほうでの受入れというのはやっているのか、あるいは、委託としてやられているのかどうか、お知らせいただきたいと思えます。

○寺嶋福祉計画課長　個々人の方の得意分野というか、その能力にもよりますけれども、毎年、社協のほうと連携して、継続してやっている事業となっております。

○高橋（伸）委員　そうすると、家庭裁判所とかには、これ、区のほうから受け入れている方に対して報告の義務があるのですか。そこが分からないので、お知らせいただきたいと思えます。

○寺嶋福祉計画課長　報告義務という形では把握していないのですけれども、基本的に、この活動でやっていただいていることの内容については、社協を通じて区のほうにも情報は入ってきているところでございます。

○高橋（伸）委員　これからもこの事業というのはやはり推進していかなければいけないと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

231ページ、心身障害者福祉会館運営費についてお聞きいたします。これは高次脳機能障害の相談なので、本年の予算が398万円に対して、来年度は197万円の予算立てになっているのですけれども、これ、減額になっているというのは何か理由があるのか、まず最初にお知らせいただきたいと思えます。

○松山障害者福祉課長　高次脳機能障害の予算の減についてでございますが、実績見合いで予算立て

をしてございます。高次脳専門相談員が週に1回会館にいらして、相談を受けるということは例年と変わっているものではございません。

○高橋（伸）委員 これ、心身障害者福祉会館のホームページを見ますと、相談支援センターのページの中に6項目あって、その下に高次脳機能障害専門相談と、あと訪問リハビリ相談というのがあるんですね。これ、すごく大きく貼り付けがあるのですけれども、どのくらいの問い合わせというか、結構相談件数というのはあるのかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長 高次脳機能障害と訪問リハビリ相談ですが、高次脳機能障害につきましては、昨年度の実相談件数としては45人ということです。もちろん、延べですと、かなり多くなると思っております。

また、訪問リハビリのほうの相談につきましては、こちら、自立訓練センターの中の相談ということになりますので、特に細かな数字は把握しておりません。

○高橋（伸）委員 今現在、生活介護の居室の床暖房工事をやられていると思うのですが、福祉会館も、当然課長もお分かりになっていると思うのですが、老朽化が進んでいまして、いろいろトリノベーションもしている中で、いずれ建て替えというのも検討に入るべきなのではないのかなと私は思っているのですが、今後の見通し、どういう方向性でいるのかどうか、お知らせいただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長 会館における今後の見通しについてでございます。現在、会館につきましては、荏原地区の拠点としての機能強化、施設の老朽化対策を目的に、コンサルをつけまして検討をしているというところでございます。

会館につきましては、建物の老朽化、それから、事業区画といった不足の問題、それから、機能と比較してやはり面積が小さいというような課題を抱えております。この課題に対応しまして、荏原地区の地域生活支援拠点として機能強化を図るために、まずは基礎資料、区で検討する前の基礎資料をつくっていただいている段階でございます。

○高橋（伸）委員 ぜひ、これから先、検討していただき、心身障害者センターの拠点として、あり方を考えていただきたいと思います。要望です。ありがとうございました。

続きまして、237ページ、プレイパークのことです。荏原地区モデル実施委託というのが計上されていますけれども、今現在、プレイパークも北浜公園と品川区民公園の2か所で委託をやっておられると思うのですが、本年度も、このモデル実施委託というところで、荏原地区のモデル実施、来年度どういうふうな意向で取組んでいくのか、モデル実施という部分でいう取組みをお知らせいただきたいと思います。

○廣田子ども育成課長 荏原地区にもプレイパークをつくっていいかというところですが、今現在は荏原地区で、土地もなかなかすぐにつくれる状況ではございませんので、今は公園をお借りして、「あそびの出前」という名前の事業にいたしまして、令和2年度については、旗の台公園を使い、近隣の町会のご協力を得ながら実施したところでございます。

多くの場所でやってほしいというご要望がありますので、令和3年度については、今、公園課と調整中なのですが、ほかの公園でもやってみて、今現在も、利用した方にアンケートをいただいているので、幾つかの場所で行いまして、そちらでもアンケートを取って、どんなことが求められているとか、近隣の皆さんの反応であるとかを見ながら、今後つくれることになった暁には、それを活かしていいという趣旨で、もう一年モデル実施を継続するものでございます。

○高橋（伸）委員 複数の公園で来年度もアンケートを取りながらやっていくということで、来年度に関してはそういう方向性で、特に荏原地区というところで、課長もおっしゃるように、本当に場所という問題が当然ある中で、その中でも地域からのそういうお声もあるということも受止めていただきまして、プレイパークに向けて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。要望です。ありがとうございました。

○渡部委員長 次に、西本委員。

○西本委員 私からは、まず249ページの保育園給食放射性物質検査費。もう毎回のごとく言っております。東日本大震災、3月11日で10年経ちます。もうそろそろ終わりにしませんかということです。お考えをお示してください。

それから、247ページの養育費相談支援事業。これは数年前、私も一般質問させていただきました。そして、いろいろと勉強させていただきながら、予算と決算にも要求をさせていただいて、今回、予算化されたということで、非常にありがたいなと思っております。

養育費の未払いというのは、本当に社会問題になっておまして、何とかここに手を入れられないかということでご相談もし、いろいろと勉強させていただきました。本当にありがとうございます。

先ほどの質問の中でもいろいろな課題がありそうなので、いろいろやってみて、いろいろなことが起きる状況があるかもしれないので、それは追々制度化していただければなと思っております。ただ、問題は、知らないという方がほとんどだと思います。なので、いかにしたら知っていただけるのかということをごどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

それから、保育園運営費ですけれども、これも毎回聞いております。民営化が計画されております。その民営化の上で、公立保育園の役目は何ですか。民営化の目的は何でしょうか。お答えください。

とりあえず、よろしく申し上げます。

○立木保育課長 私からは、保育園の給食の放射性物質検査についてお答えいたします。

保育園においては、学校と同様に、放射性物質の検査をしてきたところでございますが、検査結果はいずれも基準値以下ということになっております。そうしたことから、ストロンチウム検査は令和元年度で休止をさせていただきました。

なお、ヨウ素、セシウムの検査は引き続き実施しておまして、令和2年度、今年度から2か年かけて全園分実施ということにしております。

これまで基準を超える検査はなかったので、来年度、全園検査が完了した時点での結果によるところではあるのですが、これまで一定の成果があったと認識しておりますので、一旦休止を予定しているところです。

なお、検査結果、社会情勢等に変化があれば、直ちに再開という形は考えてございます。

○三ツ橋子育て応援課長 養育費の周知の件でございます。こちらは子育て応援課の窓口や区のホームページなどで周知するほか、例えば家庭相談などでご相談があった方にお知らせをする、またそのほか、品川区ひとり親家庭福祉協議会、withへのお知らせなども含めて、品川保健センターや生活福祉課など、関連部署にもお知らせしていく予定です。そのほか、必要な方にお知らせが届くよう、様々な工夫をしていきたいと思っております。

○吉田保育施設調整担当課長 民営化の上での、公立保育園の役目と民営化の目的ということでの伺いかと思います。

公立保育園の役目としまして、区立保育園というのは、区立幼稚園とともに、乳幼児教育の中核とな

るところがあります。それと、長年培ってきたノウハウ等をかなりたくさん持っております。この辺のところを品川区の中心となってやっていくべきものだと考えております。

それから、民営化の目的としましては、民でできるところは民で行うという国の方針に沿って、一定程度の民の力を借りまして、現在、公立保育園5園ほどの民営化をすることを進めております。民営化につきましては、民の力を借りて、区のサービスの底上げをするとともに、また民の力のほうの新しいサービスなどの掘り上げとかができればと考えているところでございます。

○西本委員 放射性物質については、そろそろ終結になるということで、もちろん、情勢に合わせてまたいろいろ復活もあり得るといったことなのですが、本当にありがたいと思っております。

そして、養育費の件は、いろいろと事象が出てくると思います。あと、社会情勢もいろいろ変わってくる可能性があるので、やはりデータをしっかり取っていただいて、今後の仕組みづくりというか、しっかりした仕組みをつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

保育園の運営なのですが、今のご答弁を聞くと非常に矛盾しているなと思うのですよね。公立保育園の役割は何ですか、中核を担っていますよという話でした。では、民間の力を借りて底上げというのはどういう意味なのでしょう。

品川区の保育園というのは、過去から日本一の保育と言われておりました。私は品川区の保育の質というのはやはりトップレベルだと思っておりましたが、民営化をして、民間の力を借りることがどういう意味なのか、答弁がよく分からないので、もう一度お願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 言葉足らずで申し訳ございません。

民の力を借りるとするのは、区ではできないサービス等があった場合、民の力を借りるというのも一つだと考えているところでございます。

○西本委員 公立でできないサービスとは何でしょうか。過去において、品川区の保育園は一等先に夜間保育もやったし、病後児保育もやったし、病児保育もやったし、いろいろな事業を展開しました。そして、幼保一体化なども進めていて、それで培ってきたわけではないですか。民間の保育園をリードする形で進んできたのではないのでしょうか。ちょっとその意味が分からないのですけれど。

○吉田保育施設調整担当課長 保育の内容として、根本的な保育のところは、区の保育園が最も進んでいるものと考えております。ただし、保育を受ける保護者のほうにも多様なニーズがございまして、例えばダンスだとか、あと英語だったり、そういうものを要求されるような場合がございます。そういうニーズに対しては、区の保育園では対応しておりませんので、ある意味、いろいろなニーズに応えていくという意味での民の力を借りるといった部分もあると思っております。

○西本委員 それは公立ではできないのでしょうか。公立でできるのではないですか。教室方のいろいろなニーズはあります。保護者の方々は、やはり幼稚園的な、そういう学びの場というものが欲しいということがあるので、それは分かります。だったら、やればいいのではないですか。

公立である意味というのは、やはりしっかりとした職員です。公務員ですよ。保育士は。保育士が今大変なのは、給料が低くて、継続して仕事ができないという問題があって、そして、いろいろなところが補助金を出して、そして何とか続けていただこうというふうな対策をとっているわけではないですか。違いは人件費なのですよ。

公立の保育士たちというのは長くいることができますから、しっかりと保育の質を考えながら、勉強しながらやれるのですよ。なので、私は、公立保育園の意義というのは、余裕とは言いません。けれど、しっかりとサポートの下、その保障の下、保育をしていただけるから、やはり中核にもなり、それ

と、公立でやるという意味では、教育との関係であったり、いろいろな福祉関係も含めて、連携が取りやすいわけですよ。それが大きな意味なのではないでしょうか。その辺のお考えをどうぞ。

○吉田保育施設調整担当課長 委員のおっしゃるところもでございます。それから、公立でやるというところでございますけれども、区立の保育園においてはある一定程度の役割というか、質を保ちながら今後も進めてまいりたいと思っております。

○渡部委員長 関連で、吉田委員。

○吉田委員 今の西本委員の保育園給食の放射能検査についての質問に関連して、関連質問いたします。検査の継続を求める立場からの質問です。

昨年11月30日の文教委員会の、検査の継続を求める陳情の質疑の際、基本的に、給食の食材は全て国の検査等の体制の中で、安全なものが納入されているという前提であり、基本的には検査自体、本来必要がないというご発言がありました。子ども未来部としても、放射能検査について、そういう認識なのか、改めて伺います。

厚労省のホームページを見ますと、検査は十分に行われているのですかという質問に対して、食品中の放射性物質の検査については、原子力災害対策本部で定めたガイドラインに基づいて、地方自治体で計画的に検査を行っていますと。厚労省は発表しているだけなのですよ。検査はやはり自治体頼みかなと思います。

今、東京都で言えば、東京都が自治体なわけですけども、東京都が今行っているのは、マーケットバスケット方式です。ご存じだと思いますけれど。だから、安全性を確認して流通させているのではなく、流通しているものをピックアップしているだけなのですよ。安全を確認して流通させているから検査は要らないということであれば、ちょっと認識が違うかなと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○立木保育課長 現在市場に流通している食材に関しましては、出荷の段階できちんと放射能検査をされたものが安全な状態で流通されているものと考えております。

○吉田委員 出荷の段階でというのは、その自治体が行っているということですよ。対象の自治体は17自治体だけです。やはり圧倒的に岩手県とか福島県、もうデータでも福島県が圧倒的ですよ。やはり自治体頼みなのです。それ以外の自治体が全部やっているというわけではないです。

今、放射能検査、例えば、市民団体で地道にずっと検査しているところなども、別に福島とか岩手、東北とは関係ないところから、思わぬところから出る。それから、ずっと不検出だったところから出てしまう。そういう事例が既に出ています。

先ほどのご答弁の中で、社会情勢が変わったらというふうにおっしゃっていましたが、汚染水の海洋放出の可能性、ずっと議論されたままです。それから、先日も大きな余震がありました。原発事故はまだ終息していませんし、リスクは続いている状況だと思います。ぜひ検査を続けるべきだと思いますが、見解を伺います。

ただ、先日の文教委員会の議論でも指摘があったとおり、今の測定方法は、事故直後の放射能汚染リスクが高い段階でふさわしい方法だと私たちも思っています。10年前はこの方法が良かったと思いますが、今はリスクの高い食品は絞られてきています。今のやり方が事故後10年の現在にふさわしくないというのであれば、リスクが高いものに絞った検査方法に変更して継続すべきと考えますが、見解を伺います。

○立木保育課長 文教委員会の審査でも、今回、不採択となりました。区としましても、これまで一定のやり方できちんとデータも取ってきてございますし、これまで基準値を超えたこともございません。

こういったことから、一定の成果があるというところで、一旦休止させていただくということで考えております。

社会情勢で何かもっと変化があった場合、必要に迫られた場合には、当然、教育委員会とも連携しまして、再開という形はとらせていただくというような考え方で行ってまいりたいと思います。

○吉田委員 社会情勢の変化の中に、汚染水の海洋放出なり空中放出なりあったら、それは社会情勢の変化というふうに捉えられるのでしょうか。伺います。

○立木保育課長 その時々々の社会情勢をしっかりと見極めてまいりたいと思います。

○吉田委員 ぜひ継続で、もし一旦やめるとしても、社会情勢を機敏に捉えて、再開していただきたいと思います。要望です。

○渡部委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 私からは、229ページの障害者の救急代理通報システムについて、それから、233ページ、障害児者総合支援施設運営費について、それから、女性の貧困について伺いたいと思います。

まず救急代理通報システム、緊急通報システムがこういう名前になりましたけれども、障害者のこの通報システムについて伺いたいと思います。

私、一般質問で、この救急代理通報システムの対象を障害者のいる家族まで拡大して、無料で利用できるよということでも求めました。しかし、拡大する考えはないとの答弁でした。

なぜ私がこの質問をしたかと言いますと、人工呼吸器をつけて吸引などの処置が必要な重度障害の息子さんを持つお母さんから、もし自分が心筋梗塞や脳梗塞などで突然倒れるようなことがあったら、息子の命まで危険にさらすことになるのではないかと心配だと、こういう相談を受けたので、これまでも取上げてきたものです。

品川区の救急代理通報システムの対象者は、身体障害者手帳か愛の手帳を持っているひとり暮らしの障害者、または障害者と高齢者のみの世帯、こういうふうになっています。家族が障害者でもなく、高齢者でもない場合は、重度の障害者を見ている相談された方のような場合でも、対象にはなりません。

しかし、これまでは検討するという答弁だったものが、今回は、拡大する予定はございませんということでした。私はまさに障害者と介護する家族の不安の解消、それから、生活、生命の安全の確保をするために必要だと思うが、なぜ対象を拡大できないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、利用料ですが、非課税世帯が100円、課税世帯が1,000円と、こういうふうになっています。これは障害福祉サービスとは違う体系になっています。私は、障害福祉サービスと同じ、本人の収入で見るとすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、現在受けている人数なのですが、障害福祉計画の素案が出ましたけれど、この73ページを見ると、令和3年度は14件しか使われないという数字になっています。しかし、予算書の229ページでは、99台となっています。この差が何なのかも伺いたいと思います。

○松山障害者福祉課長 救急代理通報システムにつきましてお答えいたします。

まず対象者でございますが、ひとり暮らしの障害者、障害者と高齢者のみの世帯ということで現在考えております。家族まで対象を広げるのかという検討をしていたところ、実は、高齢者の救急代理通報システムと障害者の救急代理通報システム、この2つの事業の見直しを行ったところ、申請時の年齢によって高齢者になる、あるいは障害者になるということで申請されるのですが、要は、障害者の場合、非課税の方は月額100円で、高齢者事業になりますと、月額300円となっております。この利用

者の負担金につきまして、当該利用者の申請時の年齢によって差異が生じるという課題が浮き彫りになってまいりましたので、このたび障害者の年齢制限を廃止することといたしまして、来年度以降なのですけれども、高齢者で受けている方のうち、障害者に移ったほうが利用者の負担金が少なくなる方につきまして、障害者のほうをご利用していただくというふうに事業を整理することといたしました。

加えて、この事業を周知することで、拡大する見込みとなっております。そのため、予算をかなり大幅に増額しているものでございます。

利用料につきましては、今のところ、まだ検討の俎上には上がってきておりませんので、この状態のまま来年度は施行したいと思っております。

○鈴木（ひ）委員 そうしますと、家族が障害者や高齢者ではないという方の、私が申し上げた事例の方は、まだ対象にはできないということでしょうか。

○松山障害者福祉課長 現在のところ、家族の方までは対象にしておりません。

○鈴木（ひ）委員 家族の方といっても、家族が倒れた場合に、障害者の命が危険になるので、対象にしてくださいという、そういうことなのですね。なぜこれが対象にならないのか、理由をもう一回教えてください。

○松山障害者福祉課長 障害者のおひとり暮らしのほか、障害者と高齢者世帯が対象になっていることを鑑みますと、やはりリスクの高い方がご家族ということになります。今、そのような状態の事業のつくりとなっておりますので、まずは来年度、きちんと事業を整理いたしましたので、それプラス周知を図っていくという方向で事業を整理したというところでございます。

もちろん、そういったご不安のお声をいただく場合があるかと思えますけれども、ご家族の不安を軽減する方法を、やはり相談の中で寄り添いながら考えていくというところでございます。

○鈴木（ひ）委員 ほかにこういうサービスってなかなかないと思うのです。それなので、私はこの対象を広げてほしいということずっと取上げてきているのです。これは本当に障害者の方の命に関わることなので、しかも、これって1件当たり年間3万円ちょっとなのです。お金としては大したことないのです。何百万円で何百人ができるのですよね。そういうふうなことを、命に関わることなので、私はぜひケチらないでほしいのです。これはぜひ拡大していただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

時間がこれだけかかると思わなかったので、次に行きたいと思えます。女性の貧困、特に今回は、生理の貧困についてお聞きしたいと思えます。

格差と貧困が広がる中、世界中の女性たちが、生理用品はぜいたく品ではなく必需品だと訴えて、ジェンダー平等の課題として働きかけて、政治を動かして、世界中で生理用品の無料提供が広がっています。ニュージーランドでは小中高で、それから、フランスでは全ての学生を対象に、いずれも6月から無料提供されることになりました。英国でも、19年に学校や病院での無料提供が決定されています。韓国でも、19年4月に驪州市で11歳から18歳の女性への無料提供が始まり、ソウル市では、公共トイレの女子トイレにナプキンが設置されるようになりました。スコットランド議会では、学生への無料提供がさらに広がって、全ての女性に無料提供の法案が全会一致で昨年11月に可決されたとのこと。

世界中でこれだけ大きく広がっていることに、私も驚きました。先日、NHKでも報道されて、コロナ禍でアルバイトができずに経済的に困窮する学生が増える中で、生理用品を買うのに苦労した学生がおよそ2割いると。買えなかったことがあるという人も6%いるということが、若者のグループのアン

ケート調査で明らかになりました。厳しい人は、食費を確保するのに精いっぱい、生理用品を買うことを我慢せざるを得なくて、ほかのもので代用せざるを得ない人もいるということで、本当に深刻な状況だと思えます。

生理は、誰もが安全で健康に過ごすことができる人権問題と考えて、対応が求められていると思えます。生理の貧困について、区としてどう認識されているか伺います。

また、品川区として、生理用品の無料提供に踏み出していきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○三ツ橋子育て応援課長 女性福祉事業を所管しておりますので、子育て応援課からお答えしたいと思います。

今、委員からご紹介があった全国的そして世界的なことになっているということは認識しているところでございます。必要な方に必要な支援を届けられるよう、そして、そのために、国や都の動向に注視しながら、区としては研究してまいります。

○鈴木（ひ）委員 ぜひ、品川区からこの実現をしていっていただきたいと思えます。

次に、障害児者総合支援施設について伺います。指定管理者を福栄会に変えるとの議案の厚生委員会の議事録を改めて読み直しまして、区が最適な事業者と高く評価して選定した現事業者をわずか1年で改めて選び直して、現事業者を変えてしまうという異例なことをするのもかかわらず、なぜ変えるのかが分からない。公正、公平、客観性というふうに言葉だけで言いますが、それを担保する説明もなければ、資料も示されない中で委員会に判断を迫るという、納得のいかないものでした。これでは利用者団体の皆さん、要望を出された皆さんも納得のいかないと思えます。何点か伺いたいと思えます。

区として現事業者を選定しない理由として、冒頭、大事なスタンスの発言があったと。それは、私たちが考え方を改めてまで区の意向に沿った提案を行うことは本意ではないと考えている、との発言があったと言われました。この中身については、区の公募要領を見て考えに開きがあった、それを踏まえて、区の意向に沿った提案を行うことは本意ではないと発言があったと区が述べました。

私は改めて現事業者にお聞きしました。公募要領の考え方の開きの中身というのは、品川区からは、とにかく新しい事業を提案するようと言われたけれども、現事業者は、区と協議をして現在のサービスを展開しており、まだわずか1年を過ぎたばかりだから、新たな提案ではなくて、まずは今の事業をしっかりと軌道に乗せるために頑張りたいと、そういう中身だということでした。私はこれは当然のことだと思えます。

これまでも区は、現事業者に対して、言葉の一部を捉えて、イメージが悪くなるような誤解を与える答弁を繰り返してきました。発達障害の相談の待ち時間が長いことも、もともと品川区のキャパが足りないことが問題なのに、まるで事業者が問題のような答弁をしてきましたが、私は今回もこれと同様のことはないかと思えます。これは一方的であり、公正、公平とは言えない。区の姿勢として改めるべきだと、改めて申し上げておきたいと思えます。

それでお聞きしたいのが、今回、事業者があと1年半で変わることにすると、今の事業者はどうなるのか。例えば、ゆうゆうは北海道の社会福祉法人で、北海道に帰るわけにもいかないし、今働いている従事者の雇用はどうなるのか。品川区は一切責任を持たないのか。このことを伺いたいと思えます。

また、もう一つ、もし1年半後の10月で福栄会に事業者が変わるとした場合、児童学園は年度切り替えで子どもたちが通ってきていますけれども、年度途中で職員が入れ替わるとなると、子どもたちに

とっても混乱したり、不安になったりするのではないかと思います、この点はいかがでしょう。

そして、最後に、特に何か問題を起こしたわけでもないのに、区の意向に沿わなければ事業者を変えられて雇用を守ることができないとなると、品川区の事業には怖くて手を挙げられないということになり、新たな社会福祉法人を入れることができなくなるのではないかと思います、いかがでしょう。

○築山障害者施策推進担当課長 まず1点目のご質問についてです。今の事業者につきましては、これから1年半という期間の中で引き継ぎを、次期指定管理者候補者と調整をしながら、図って進めてまいるところでございます。

また、事業者が入れ替わりまして、職員の入れ替え、混乱等というところがございますが、そのあたりにつきましても、事業者と調整をしながら進めていきたいと思っております。

また、引き継ぎにつきましては、事業者で働いている職員、それから事業者を尊重しながら、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

あと、今回の指定管理施設でございますけれども、区立の拠点施設として運営したもので、公募をしたものでございますので、最も適した法人を選んだというところでございます。

○渡部委員長 次に、若林委員。

○若林委員 新規事業を中心に、何点かお聞きします。

215ページ、在宅高齢者支援事業の中の、IoTを活用したケアマネジメント向上支援事業についてですが、いわゆるこのシステム、IoTですので、どうしてもシステムのお話を聞きたいのですが、それはまた厚生委員会等でしっかりと説明、報告をしていただくというところで、今回は、成果と目標について、そういったところを中心にお聞きしておきます。

それで、このいわゆるIoTを活用したケアマネジメントについては、2019年10月から都城市において要介護高齢者4名を対象に実施していると。この4名、4事例全てにおいて、本人状態が改善傾向にあると。ネット上でこういうことの報告を見させていただきました。

また、加えて、2020年、昨年8月から、この都城市において4名を追加して、第2期目の実証に入った。また、品川区でも、昨年の10月から4名で実証の取組みが行われているということで、モデル的にひたひたとやられているのだろうなというところだと思います。

質問としては、このケアマネ、それからケアマネジメントの質、機能の向上、こういうことがうたわれておりますけれども、これの本来の目的はどういうところにあるのか、最終的な成果としては何を目標としているのかというのを一つお聞きします。

それから、既にこれは都城市のインタビューも見させていただきました。医師会の先生のコメントがありまして、いわゆるIoTで生活が可視化された、この情報を医療と介護、こういうところでまた自治体と共有できるというところで、今まで一方通行的な話し合いだったものが双方向的になり、医療と介護の連携の架け橋になる、この点については大変高く評価しておりましたので、今回、品川区、この資料によりますと、介護、いわゆるケアマネジャーの連合会、こういうところとの連携というところで進んでいくのですが、今後、医師会との連携とか関与、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、481ページの後期高齢者歯科健診事業については、補正でもお聞きしましたけれども、77歳、79歳の2つの年齢が来年度追加される予定で、76～80歳までの毎年いわゆるオーラルフレイルといった歯科健診が行われるということで、大変高く評価をしているところです。

そこで、来年度のこの予算書では、新たに評価委員の設置、これの予算計上がされておりますので、こら辺の評価委員会の今後の取組みが、この事業の成功の鍵ということになると思います。そこで、

この委員会はどのようなことを行って、この後期高齢者歯科健診事業の目的を達成しようとしているのか、これについてのご説明をお聞きしたいと思います。

それから、531ページの予防訪問事業については、新規事業として、柔道整復師の機能訓練ということが新たに計上されました。この柔道整復師というのは、ご案内のとおり、骨折・打撲等、骨や筋肉の損傷を体の外側から整復して、また回復を促していくというところで、この事業についての目的、また、身体的なところなのではしょうけれども、対象者、また、ご家庭を訪問するという点なので、単身世帯とか、また同居家族がいる世帯とか、そこら辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、IoTを活用したケアマネジメントについてご答弁をさせていただきます。

まず本事業でございますが、こちらは在宅で、特にひとり暮らしのご高齢の方でいらっしゃるかと、基本的には介護保険でいうところの在宅サービスを中心にご利用いただくことになるのですが、1日24時間のうち、サービスの提供を受ける時間というのは、もちろん人によってケースバイケースですけれども、24時間の中から見ると決して多いとは言えない時間で、サービスが入っていない時間のほうが長いということがございます。

では、そのサービスが入っていない時間に、特にひとり暮らしの方はどのような生活をされていらっしゃるか。こういうことを知るということを、我々、課題として認識しておりました。これを解消するために、高齢者のご自宅にセンサーなどを取付けて、例えば睡眠時間ですとか、トイレの回数、こういったことをデータ化、可視化することによって、最適なケアプランの策定につなげていきたいというところがございます。

ただ、最大の目的は、これを活用することによって、高齢者の方の生活習慣を改善すること、そして、ご家族の負担軽減にもつながるのではないかと。こういったことを目的に、令和3年度、進めてまいりたいと思っております。

まず現時点では、今委員からお話がありましたように、ケアマネのグループ、団体等を中心に、一緒に話を進めていきたいと思っております。また、それを見て、今後の展開を検討してまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。

○池田国保医療年金課長 私からは、高齢者の歯科健診についてお答えさせていただきます。

今年度の後期高齢者医療につきましては、歯科健診、人数が多くなりまして、パーセント的には落ちていますが、受診者は大変多くなっているところでございます。

こちらのほう、実際に歯科の口腔内のものと、それから、口腔機能の強化、それと、もう一つ、これまでフレイル評価というものがあったところでございますけれども、口腔内の評価とフレイル評価というものをつなげまして、実際に老化と口腔内の関係はどのようなものであるか、それで、今後のフレイルを防ぐためにはどのようにしていったらいいかということ、歯科医師会の先生方とともに評価委員会を立てまして、検討させていただきまして、これからの歯科と健康ということで、いろいろと検討をさせていただくことになっているところでございます。

○菅野高齢者地域支援課長 私からは、柔道整復師による機能訓練についてお答えさせていただきます。

こちらの事業の目的ですけれども、閉じこもりがちな生活により心身機能が低下し、外出する体力に自信がない方等を対象に、自宅にて機能回復訓練に取り組むことで、主に運動機能の改善を図り、ひとりでも日常的に外出できる体づくりを目指すというものです。

対象者につきましては、総合事業対象者ということで、在宅介護支援センターが行います基本チェックリストによって総合事業対象者となった方のうち、通所型の介護予防教室に通うのが不安または難しいと認められる方を対象者に考えております。

委員ご指摘の単身の世帯などということ、訪問事業ということなので、そういった観点もあると思いますが、あくまでもこちらのほう、ケアマネジメントによって対象とされた方についてを対象とさせていただこうと考えております。

○若林委員 そうすると、I o Tのほうの、最終的な成果、目標というところは、私の理解では、いわゆる自分のことは自分でできる、要支援であっても、要介護であっても、自分の力を引き出して、自分の生活を向上させていく、また元気な生活を送っていくというところで、あえて言わせていただければ、施設では要介護度改善ケアにもうずっと数年、10年取組んで、今度は在宅の要支援者、介護者のそういった改善というものを目指していくのかという考え方をお聞きしておきたいと思います。これは質問です。

それから、柔道整復師のほうは、自宅を訪問するというので、様々な状況があると思います。柔道整復師や、またリハビリを受ける方の声をしっかり聞いて進めていただきたいと、これは要望です。

○宮尾高齢者福祉課長 こちらのI o Tを活用することによりまして、もちろんご本人の状態が改善に向かう、その一助となればということもございまして。それから、そのデータを取ることで、ケアプランの向上、こういったことにもつなげてまいりたい、こういうふうにご考えているところでございます。

○渡部委員長 次に、本多委員。

○本多委員 お願いします。245ページの子ども食堂開設・運営支援。令和2年度の予算は1,231万7,000円で、令和3年度が1,246万5,000円で、微増ですけれども、これは全額、社会福祉協議会へということでもいいのか、確認をしたいと思います。

それと、子ども食堂が全国的に広がりを見せてもう何年にもなっておりますけれども、品川区内の子ども食堂開設に向けた気運は現在どうなのか。私の知り合いでも、今すぐに開設するんだという方もいますし、また、そういう話をしていると、学校の先生をやっている方がいるのですが、あと一、二年で定年なんだ、定年になったら子ども食堂を開設したいとか、ものすごく気運が高まりを見せているなど。もちろん、何年も前から気運が高いのは分かっていたのですが、また最近、特にそういう気運が高いなと思ったり、あるいは、企業の方でも、何かできることがありませんかという方とか、人が集まるとすぐそういう話になりまして、当然、新規で開設をする方たちの思いとかも聞いて分かっておりますし、もう最初の品川で、初期の頃から開設した人たちとの意見交換もしていますので、その熱い思いというのは十分に承知をしておりますけれども、最近の気運というものをどういうふうに捉えられているか、教えていただきたいと思います。

○三ツ橋子育て応援課長 子ども食堂に関しまして、まず予算でございます。こちらに関しましては、社会福祉協議会への委託料となっております。しながわ子ども食堂ネットワーク事務局を担っていただいておりますので、主なものはコーディネート費などでありまして、このときに子ども食堂を開設したいなどのご相談への対応を實際にしております。

そして、子ども食堂の皆さんの気運でございます。こちらに関しましては、基本的にはボランティアというふうにご皆さん捉えておまして、子どもたちに対して温かい食事を届けたいという思いが一番熱くございます。そのために、今、コロナ禍の中で、3密になってしまうので、なかなか工夫していると

ところで、フードパントリー事業というものも、本当に大変な思いで実施しているところがございます。この皆さんの熱い思いが形になっているのが子ども食堂と思っているところがございます。

○本多委員 事業者の皆さんの熱い思いは分かりました。世論の気運がどうなのかと思って、その辺も併せて聞かせていただきたいなと思います。

それに伴いまして、区の実践というものは今後どういう方向性で行くのか、そういう世論で気運がすごく高まっているものを、どういうふうに取り組む、どういう姿がいいのか、その方向性みたいところを教えてください。また、参加された子どもさんの目線というのが一番大事だと思うのですが、それを社会福祉協議会なり、事務局なり、区がどう把握しているのか、その辺を教えてください。

○三ツ橋子育て応援課長 まず、子ども食堂などの世論の気運でございます。区では、ガバメントクラウドファンディングを実施しておりまして、その中では、子ども食堂の継続支援と、しあわせ食卓事業という食品配送を伴った自立の支援という、2つの事業を実施してまいりました。その中で実際に寄附していただいた方からのご意見がありまして、子ども食堂のために寄附していきたいという方も中には多くいらっしゃるがございます。

また、そのほか、企業の方々も子ども食堂への支援というのでもたくさんございまして、実際におうどんをキッチンカーで届けてくださった企業もございまして、いろいろな対応をしていただき、また、ボランティアなどを行っている企業などもございまして、また、様々な寄附をして、子ども食堂に寄附をしていただいている企業もございまして、世論としても、子ども食堂の気運が高まっていると捉えております。

そして、子どもたちの目線でございまして、実際に私も子ども食堂に行かせていただき、拝見させていただいて、子どもたちと一緒に対応していただいたところがございます。こちらに関しましては、すごく楽しそうというか、ひとりで食事をしているのとは違い、その頃はコロナ禍より前のことでございまして、皆さんで楽しそうに食べていらっしゃる姿、また、子どもたちが生き生きとしている姿などを拝見いたしました。やはり子どもたちが元気になるというのがすごく大事だと思っておりますので、子どもたちが楽しく通えるところというのが大事だと思っております。

また、区の実践の方向性でございます。来年度に関しましては、ガバメントクラウドファンディングを実施してまいりますし、また、子ども食堂への継続支援というのでも実施してまいります。引き続き、子ども食堂に対して支援してまいります。

○本多委員 子どもが元気になるのが一番です。今後、開設がどうなっていくのかと、よく注視していきたいなと思っております。それで、コロナ禍における内容についても少し聞きたいなと思っております。

あと、制度が拡充されてくる点などがもしあれば、教えてくださいなと思います。

フードパントリーの活動が脚光を浴びておりますけれども、説明でもいただきましたが、そういった取り組みが多いかと思うのですが、コロナ禍での取り組みがどういう状況か。

私の家の菩提寺で、世田谷区の存明寺というお寺があるのですが、そこで2015年9月から子ども食堂を開設して、月に1回やるようになっておりまして、子育て支援をメインにやっております、ふれあいやつながりをテーマに行われておりまして、住職夫婦とボランティアでやって、最初は参加者が少なかったのですが、100名ぐらいになるようになりました。当然、掃除とか奉仕とかも教えたりして、ただ、去年の2月からはやはり休止になってしまっていて、そして、6月からは支援物資配布、9月か

らは丼もののテイクアウトとか、そういったところなのですけれども、コロナ禍においてなかなかできない部分もありますが、工夫とか、その辺について教えてください。

○三ツ橋子育て応援課長 コロナ禍での子ども食堂の現状でございます。

まずフードパントリーを実施しているところは、今現在、子ども食堂全体として26か所に増えておりまして、その中の12か所がフードパントリーを実施しているところでございます。こちらは、やはり食材を配布したり、お弁当なども配布しているところで、子どもたちに非常に好評だと聞いております。

そして、そのほか、コロナ禍においての工夫などがございますけれども、今言ったように、フードパントリーを実施していること、また、先日、パネル展を開催いたしております。きゅりあんのイベントホールでパネル展を開催して、3密を避けて、手洗い・消毒の徹底をしながら、フードパントリーの活動などの映像を流したり、また、企業からの寄附などのご紹介をしていた。また、各子ども食堂のご紹介をしていました。

○本多委員 引き続き工夫してやっていただきたいと思ひますし、孤食とかの対応だけでなく、1日3食しっかりと食事を取るなど、いろいろな目線で取組んでいただきたいと思ひて終わります。ありがとうございました。

○渡部委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 255ページのぷりすくーる西五反田経費、259ページ、263ページ、私立保育園・私立幼稚園の特別支援巡回相談についてお尋ねします。

まずぷりすくーる西五反田のほうですが、鈴木（真）委員のほうからもお話が出ていましたが、まず確認として、指定管理者が新たに決まりましたが、3～5歳部分は、認可外保育施設ということでよろしいでしょうか。昨年、幼児教育無償化の際に届出をしたと伺っております。それで、その3～5歳の状況をお願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 ぷりすくーる西五反田の3～5歳の幼児教育部門の話になります。こちら、東京都に届出る認可外保育施設となっております。令和元年10月に幼児教育無償化が始まる際に、児童福祉法の第59条の2で、認可を受けていないものにつきまして、その施設の設置者は都道府県知事等に届出なければならないとされていることから、その時点で認可外保育施設として登録したところでございます。

○高橋（し）委員 それまでは届出をしなくてもというところでしたが、こういった事情で東京都のほうに届出をしたと伺っています。ありがとうございます。

そういった認可外保育施設なのですが、これは0～2歳が認可保育園なのですけれども、それと同様に、もし仮に3～5歳を認可保育園とすると、区の財政的にはどれぐらい違いが出てくるのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 運営費用につきましては、指定管理のため、区から委託料にて支払いをしているところです。

3～5歳の幼児教育部門を仮に認可保育園とした場合ですけれども、そうすると全体が公設民営の保育園となります。現在の、公設民営保育園への補助金につきましては、無償化になった保育料としての、国と都からの補てん分と、宿舍借上げに関する補助金のみとなっております。運営面に関する補助金は、公設民営保育園のため、ございません。そのため、現在の運営費に大きな変更はございません。

○高橋（し）委員 今ご説明いただきましたが、そのように、公立保育園というのは、国家補助がないという形ですが、ただ、一般財源化されて、地方交付税で手当てをされていると伺っています。とす

ると、東京都の場合、東京都と23区の関係の場合では、どのようにして手当てをされるのでしょうか。これは保育というよりも財調の話になりますので、財調の算定の基礎に入るのでしょうか。その点、金額は恐らく難しいと思うので、入るのでしょうかということだけお願いします。

○品川財政課長 委員のおっしゃるとおりで、こちらのほうは地方交付税交付金の該当というところに関して言えば、財調の算定基礎というふうになっております。実際に保育児の人数等で財調算定のほうをさせて、計算をしているというものでございます。

○高橋（し）委員 ということ、関連するのですが、今3～5歳は認可外保育施設ですけれども、その状態のまま新しい指定管理者が運営していくわけですけれども、今後、区、そして新しい指定管理者の福栄会は、ぷりすく一に関してどのようなビジョンを持っていらっしゃるのでしょうか。

認可外保育施設のままあえて残していくという形とすれば、なぜそういう形なのでしょうか。例えば、区立認可保育所もあるし、保育所型認定こども園もあるし、幼保連携型認定こども園もあるし、あるいは幼稚園ということもありますけれども、その辺いかがでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 4月から指定管理者となる福栄会において、まずは現在の業務を継続して、現在の0～2歳児の部分は公設民営認可保育園、3～5歳児の幼児教育部門につきましては、認可外保育施設として運営していくところでございます。

ぷりすく一西五反田は、小学校就学前の乳幼児に対して、保育所および幼稚園の特色を活かした保育教育を行うため、国の認定こども園の制度に先駆けて幼保一体施設による多様な保育教育を進めてきたところでございます。今後、幼保連携型認定こども園という制度の裏づけを持った部分に移行していくことを目標として、今進めております。

それ以外のところもあるのではないかなということなのですが、今回は保育所および幼稚園の特色を活かしたというところが、ぷりすく一西五反田のもともとの立ち上がりのところの理念でもございますので、そちらを一番有効的に活かせるのは幼保連携型認定こども園と認識しているところでございます。

○高橋（し）委員 幼保連携型認定こども園を開設しようとしたいろいろないきさつがありますけれども、そこはなかなか難しかったので、この後、また新たな指定管理者の下でそれを目指していくということです。

これまでの実績を活かして、その道筋を十分検討して、実現に向けて事業を進めていただきたいと思っております。

ただ、1つだけちょっと気になるところがありまして、以前のNPO法人子育て品川の残余財産について、そちらの定款には、53条で、解散の際は品川総合福祉センターに残余財産を譲渡するとあります。定款の変更は行われたのでしょうか。行われたとすると、それはどこに行って、今後のぷりすく一西五反田の運営に活かされていくのでしょうか。逆に言うと、活かしていかなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 昨年の6月にNPO法人子育て品川のほうで総会がございまして、こちらで定款の変更がありまして、定款53条の残余財産の帰属先につきましては、福栄会のほうに変更しております。

ぷりすく一西五反田の昨年6月の決算報告における収支差額の残額は、その時点で約3,890万円となっております。収支差額の残額につきましては、今回、指定管理者が替わることもありまして、NPOとの協定の変更により、委託料の中で調整しているところでございます。

今後もふりすく一る西五反田の運営に必要な支援については、調整してまいります。

○高橋（し）委員 承知しました。福栄会のほうにということで、今、そのような中で調整していくということをお聞きしました。

これまでの運営実績を活かして、今後も区の就学前教育施設のリーダーシップをとっていくような施設になるように、区のほうで運営を十分に支援していただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、もう一つのほうの巡回相談ですが、これ、公立保育園のほうに書いてなく、私立保育園と私立幼稚園にあったので、このように財政が厳しくなる中で、事業の縮小等があったのかというような形なのですが、その点について、事業の縮小はなかったのか、例年どおりの巡回回数などが行われていたということ、そして、それについて、保護者、保育士、幼稚園教諭、小学校側、そして、区の全体的な評価はいかがでしょうか。

○立木保育課長 特別支援の巡回相談に関しましては、令和2年度、令和3年度、同規模で行う予定でおります。

保育園の運営面に関しましても、子どもと保護者に寄り添った対応ができるというところで、非常に役に立っております。あと、就学相談等も含めまして、教育委員会との連携に関しましても、非常に良好な関係が保てていると考えております。

○高橋（し）委員 例年のとおりということですが、予算やいろいろな事情で事業予算が減少してしまう可能性もあるのですが、継続的で安定的な事業として位置づけるためには、どのような形をとるのが望ましいのでしょうか。

○立木保育課長 こちらは、やはり特別な支援が必要なお子さんも増えてきていると感じております。そうした中、ニーズを見極めまして、しっかりと継続した形でサポートをしていければということと考えていくものだと思っております。

○高橋（し）委員 今お話があったように、対象のお子さんたちも増えている、そして、各方面から評価も高いということですので、今後も継続し、そして安定的にこの事業を続けていただきたいと思います。

以前、一時ちょっと予算の縮小の可能性もあったのですが、そのときの課長のご尽力で、このような形で続いています。今後もよろしく願いいたします。

○渡部委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 251ページ、259ページ、263ページのオリンピック・パラリンピック応援事業についてと、237ページ、子育て支援情報発信アプリ運用等のしながわパパママ応援アプリについて教えていただければと思います。

オリンピック・パラリンピック応援事業については、昨年度、オリパラが延期になっておりますが、予算がついておまして、区立保育園だと1,177万1,000円が、今回は769万5,000円となっています。私立保育園では、202万円から80万5,000円。私立幼稚園だと、56万3,000円から49万2,000円と予算が大きく減っておりますが、この応援事業については、オリンピック・パラリンピックの区立保育園の5歳以上等を対象に、ボッチャ、ホッケー等の競技体験や実際に見学する際の熱中症対策だという認識なのですが、大きく減っている理由について、内容が変わったのか教えてください。

しながわパパママ応援アプリですが、このパパママ応援アプリは、スマートフォン世代の子育てに対

する不安解消や孤立防止を図るということと、子育てに関する様々なコンテンツをより多くの区民の皆様が発信するという事で、平成28年よりサービスを開始しております。独自のコラムやワンポイントアドバイス、また公園紹介など、様々なメニューを持って発信、利用ができるようになっております。

昨年もちよっと伺ったのですが、ダウンロード件数が約1万6,000件で、アクセス数が月に3万~6万件と、かなり多くの利用があるのだということが分かりました。改めて、今年度の現状のダウンロード数とアクセス数を含めて、利用状況についてどのように把握ができるのか、把握されているのか、また5年経ちますが、このアプリについてどのように分析をしているのか、教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 保育園部分での予算の減額になったところにつきましては、バスを借り上げて行く予定でございました。昨年まではそう予定していたところでもございますけれども、今年度はバスの借上げを中止したところでもございますので、その分の費用が減額となった次第でございます。

○廣田子ども育成課長 アプリのほうのダウンロード数等ですが、昨年1万6,000余というふうにお知らせしたのですが、令和2年1月現在で1万8,000近くになっておりまして、大体月に200件ぐらいのダウンロードとなっております。

アクセス数については、月によって違うのですが、3万~5万件ぐらいアクセスされております。事業ごとのアクセス状況も把握でき、そういうことと全体とが分かるのですが、区のお知らせが一番多く見られておりまして、8,000~1万件、公園関係も多く見られているところでございます。

アプリを入れてから5年ほど経っているのですが、今まで様々な見直しをしたのですが、今使っている事業者のほうで、今後あまりアプリ系を拡大していかないということもありまして、令和3年にちょっと見直しを考えて、今後の検討をしようかと思っているところでございます。

○大倉委員 応援事業のほうですが、バスの借上げを中止したということで、中止の理由を教えてください。

あと、私立幼稚園等は、保育園も入っているかと思うのですが、その点についても教えてください。予算がかなり減額されているなというところで、私立保育園だと202万から85万となっておりますが、この辺はどうなっているのか。これもバスの借上げが中止になったのか、その理由も教えてください。

アプリのほうですが、アクセスが非常に多いなというところで、ますます活用していただきたいと思って質問をしております。以前ちよっとご提案もしたのですが、先ほども利用が多いのが区からのお知らせ、公園の検索等ということでしたが、公園の検索については、場所の検索から行えるようになっているのですが、いただいた声としては、逆に公園の機能から検索をできるようにしていただければということで、昨年もちよっとお話をしたかもしれませんが、この辺についてはどのようにするのか、改めて教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 バス借上げが、中止となった理由でございますけれども、当初、昨年は安全面を含め、バスでまとめて連れていったほうが安全ではないかということもあって予算化した次第でございますけれども、現実的には、その会場までバスで行けないという問題がありましたので、現実的な面を取りまして、今年度はバスの借上げを中止した次第でございます。

○若生保育支援課長 私立幼稚園のほうのオリパラ経費の減でございますが、こちらも保育園と同様、バスの借上げ代の補助が10万円ほど減額になったところでございます。

○廣田子ども育成課長 アプリにつきまして、公園の検索については、別のお声もいただいております。

すので、今後見直していく中で、機能性を図ろうかと思っております。

○大倉委員 そうすると、バスは中止ということで、実際はどういうふうに行かれるのかというところで、以前も実際に現場の保育士の方から伺うと、やはり園児をそこまで連れていくというとなかなか大変なのだろうということで、その辺のそうした安全対策と、今回、安全対策をどのように実際やっていくのかというのが分かれば教えていただきたいのと、もし現地で観戦をすることになれば、感染症対策でマスクを着けなければいけなかったり、当然、手指消毒は行われるというところですが、マスクを着けると熱中症とかの対策も子どもたちは行わなければいけない中で、マスクを着けると余計そういったリスクも高まってしまうのかなというところで、安全にしっかり観戦して、より良い、すばらしい思い出にさせていただきたいなと思っているのですが、そうした指導についてはどのようにされていくのでしょうか。教えてください。

パパママ応援アプリ、分かりました。令和3年、いろいろ見直しを考えているということで、より利用しやすいように、また、いろいろな方がアクセスしやすいようにしていただければと思います。お願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 実際にどう園児を連れていくかというところでございますけれども、イメージとしては、遠足のようになるかなと思っております。

それから、今回、予算の中で、新たに看護師も1人臨時につけるというところがございますので、そういう意味では、例年の遠足より、より人の多い形で、安全に子どもを連れていけるものと考えております。

それから、熱中症対策につきましては、帽子、タオル、それから、各園ごとの熱中症対策の物品を配布することで、より安全に回っていけるように対応していけるものと考えているところでございます。

これは私立園につきましても同様でございます。

○大倉委員 今、観戦ができる場合のお話をさせていただきましたが、実際どうなるか分からないというところでは、現地での観戦ができない場合の対応、無観客になった場合は、どのようにしようとお考えか教えてください。できれば、こういった一生に一度あるかないかの自国開催のオリンピック・パラリンピックなので、ぜひみんなと一緒に頑張って応援するというのがいいのかなと思っているので、最後教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 無観客等になった場合は、その時点で考えて対応することになると、現在はそのように考えているところでございます。

○大倉委員 状況がどうなるか分からないので、事前にある程度策を練って、子どもたちのいい思い出になるように対応していただければと思います。

○渡部委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 213ページの小山台住宅等跡地複合施設整備ですけれども、基本的に福祉施設が入っていくと思うのですが、品川区として、福祉施設がどのぐらい不足していて、どういう施設をこれから建設していこうか、目標といいますか、それは人口動態から見ても大体分かると思うので、どういうふうに行っているか教えてください。

次、八潮南特養ですけれども、この特養に関しても、区内にどのぐらいのベッド数を確保しようと考えているか、教えてください。

次、成年後見制度ですけれども、区長の申立て、高齢者分と障害者分がありまして、これは分かるのですね。運営助成、社協の分、これも分かるのですが、市民後見人養成事業、成年後見制度利用促進基

本計画、こうなっていくと、要は、成年後見制度において、区と社協の役割分担がよく分からなくなってくるので、その辺について教えてください。

次は、215ページの短期入所生活介護送迎費用助成、これは助成なので、区立ではなくて民間だと思うのですが、相手側と内容をお伺いします。

それから、217ページ、戸越台特別養護老人ホーム等大規模改修工事なのですが、区立は区の施設ですから自前でやるのは分かるのですが、民間の施設もこれから大規模な改修をしないといけないと思うのですけれども、民間に対しての助成というのは考えているのか、教えてください。

次が、219ページ、要介護度改善ケア奨励助成事業ですが、これは運営者のモチベーションを上げるための施策だと思うのですが、最近の実績と区としての評価をお伺いします。

次、231ページ、重症心身障害者受入促進助成ですけれども、重症心身障害者と重度障害者はどう違うのか教えてください。

そして、心身障害者福祉会館とかがやき園、どちらも区立だと思うのですが、片一方しか助成しないのはなぜですか、教えてください。

次が、245ページ、子ども食堂開設・運営支援ですが、ガバメントクラウドファンディングをしていましたよね。今、幾らになっているかというのを教えていただきたいのと、始めてから多分3年経つと思うのですが、その3年目にしての検証をどういうふうに考えているか、教えてください。

それと、249ページ、一本橋保育園改築。一本橋保育園は大井2丁目にありますよね。大井2丁目は、来年度、多分、不燃化特区になっていくと思うのですが、その制度を利用するのかということと、あと、あそこ、四つ角の角にあるのですけれども、その隣接している道がものすごく狭いですよね。そういうものの配慮も、交通量がすごく歩行者も車も自転車もあるので、その辺の配慮というのはどういうふうに考えているのか、教えてください。

○寺嶋福祉計画課長 まず小山台住宅、それから、八潮南特養の増改築計画というところからのサービス供給量の今後の見込みというご質問になろうかと思えます。

まず高齢者人口の増加、それから、後期高齢者率の増加というところで、今後も介護サービスのニーズは高まっていくというところにつきましては、間違いのない数字ということなのですが、介護保険事業計画の中で、サービス量の見込みというのをやっているのですが、これ、人数のほうは推計で見込めるのですが、どのサービスに適合していくか、ご利用いただくのがふさわしいかというところにつきましては、先日の特養ホームの入所調整会議の担当課長からの答弁もあつたとおり、ご本人がそのように特養希望と言った場合についても、よくよく聞いてみたら、実際には地域密着型サービスのほうが、ご本人にとっても、ご家族にとってもいいですよなどという場合もありますので、どこに当てはまるかというのは、実際に個々にお聞きしないと分からないといった事例もございます。しかし、全体量としての、サービス供給量、在宅に行くのか、施設に行くのかというところは、数字で分かるところもありますので、そういった意味では、まだ施設整備も一定程度必要だということで、そこから先は、特養ホームにつきましては、これも繰り返しの答弁になるのですが、やはり一定程度の敷地が確保できないと特養ホームの整備はできないということ、それから、地域密着型については、それに比べると融通が効きやすいというところと、品川区が主導でやっていけるというメリットがありますので、この辺を総合的に整理していく必要があるというところが、今の段階での認識ということになろうかと思えます。

それから、その次、成年後見ですけれども、区と社協の役割分担というところになろうかと思えます

けれども、実働部隊として実際にやっていただくのは、実績のある成年後見センター、ここがやっているということについては、もう間違いないと思っておりますけれども、そういった中で、例えば、市民後見人養成事業のあたりから、役割分担がというお話ですけれども、区としては、こういった社協の事業に対して助成等の形で支援をしていく。人材を育成していくという部分についても、区のほうで支援をさせていただいているという事業があるということ。

それから、成年後見制度利用促進基本計画について、国のほうからは、実際にはいわゆる自治体が主体となってやっていくことが望ましい、一部委託も可ということにもなっていますので、このあたりで、品川区が、今後、基本計画の策定を踏まえまして、しっかり中心的な位置づけになって、社協と一緒にやっていく、このような役割分担というか、連携をしてやっていくという形になろうかと思えます。

○宮尾高齢者福祉課長 私から、まずショートステイの生活送迎費用助成についてご答弁させていただきます。

こちらは、今年度からスタートさせていただいた事業でございます。区内の特養でショートステイサービスを展開している全事業者が対象となりますので、区立、民立を問わずご利用いただけるものでございます。現時点で10か所の施設に、こちらの助成事業をご利用いただいているところでございます。

それから、2番目の民間施設の工事に対する助成でございますが、例えば、社会福祉法人が施設を大規模改修するなどというときには、聞き取りを行って、必要な支援をこれまでもさせていただいております。今後も、そういった支援を続けさせていただきたいと思っております。

それから、要介護度改善ケア奨励助成事業でございますが、こちらは区内の特養等に入所されている方で、入所後に介護度が良くなった場合に奨励金をお出しするものでございます。今年度は、現時点での実績でございますが、継続の方、それから、新たにこの対象になられた方も含めまして、今年度、現時点で161人の方がこの助成事業の対象となっております。こちらも引き続き、評価、検証を続けてまいりたいと思っております。

○松山障害者福祉課長 障害者福祉課所管の小山台住宅跡地の施設についてお答えいたします。

障害者福祉課所管におきましては、今後、特別支援学校の卒業生等々、状況を踏まえて、総合的に見ますと、小山台の立地も考えますと、通所施設が足りないということで考えております。

それから、231ページの重症心身障害者受入促進助成と重度障害者受入促進との違いでございますが、重症心身障害者とは、重度の身体障害と重度の知的障害の重複の方ということで、こちらの重症心身障害者受入促進助成というのは、東京都の補助で10分10でこのような名称を使わせていただいております。

一方で、かがやき園にあります重度障害者受入促進と申しますのは、かがやき園等一定程度の強度行動障害の方を受け入れている施設に対して支援費を計上するものでございます。

○三ッ橋子育て応援課長 ガバメントクラウドファンディング関係のご質問でございますが、まず令和2年度は500万円の目標のところ、976万8,500円、寄附が集まりました。

そして、来年度の検証でございます。こちらに関しましては、様々な課題、例えば、寄附の募集期間がこの時期でいいのかとか、また、集まった寄附金の活用方法でございます。今は子ども食堂としあわせ食卓事業というもの、この2つの取組みと考えておりますけれども、これがいいのかどうかなど、様々な課題がございますので、それを検証していく予定でございます。

○吉田保育施設調整担当課長 一本橋保育園の建て替えの件のお問い合わせでございます。

不燃化特区のところにつきましては、今後、情報を取ってまいります。

それから、隣接する道路、確かに、一本橋保育園の周りはずごく狭いところでございます。今後、建て替えを進めるに当たりまして、その場所に合った建物となるよう進めてまいるところでございます。

○藤原委員 特養施設についてお伺いしましたが、利用者の方がいて、介護をしてくださる方がいる。私は毎回質問、要望していますが、やはり介護士の報酬をどうしてももう少し上げていただきたいので、改めて質問します。

今日は雨が降って寒いです。でも、この時間帯でも多分自転車に乗り、雨合羽を着て、訪問介護に伺ってくださっている方、そういう方はこの品川区にいっぱいいらっしゃると思います。改めてお伺いします。介護士の皆さんの報酬を上げる、これについてはいかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 今、委員からお話があったように、介護保険サービスというのは、そこに従事していただく方があってこそ、あって初めて成り立つものがございます。そういったことに関しては、本当に感謝の気持ちでいつも業務に当たっております。

ただ、一方で、職員の方の給料を一律に上げるということは、これは制度的にも、あるいは財政的にも非常に多く課題がございます。ですので、そういった意味で、国でも様々な処遇改善加算ですとか、特定処遇改善加算、こういった制度を設けているというところもありますので、こういった制度があるということをしつかりと丁寧に周知していくこと。

それから、直接お給料というところは難しいかもしれないのですが、例えば、職場の環境改善に資するもの、こういったものにつきましては、さきやかではありますけれども、しっかりと進めてまいりたいと思っているところがございます。

○藤原委員 処遇改善もあります。でも、処遇改善、ものすごく複雑なのですよ。だから、もういいわとなってしまふ。それなら仕事をしてと。処遇改善の書類を書くので時間を使っていつてしまうのが事実ですよ。そういうのはあるのです。

あと、環境って。課長、心の中で、課長の中で住宅等というものもあると思います。住宅で支援。でも、そんな、人数的に言って、わずかではないですか。介護士、沢山の方がいるのですから、みんなに平等に気持ちを表してあげましょうよ。ありがたいという気持ち、私もあります。あります。だけど、お正月のお休みとか、2月も祭日がありましたよね。でも、休めないのですよ。独居の方がいると、行かないと。やはりそういうところは、政治とか行政で手厚くしていかないといけないと思いますよ。

どう考えたって、お給料は安いですよ。それを上げてあげるって、何で行政として、制度があるのは分かるけれども、ここ、やっていつてあげましょう。根幹ですよ。そして、品川区は在宅を進めているかもしれないけれども、例えば、病院に行って、その後、老健に行くとかという場合でも、必ず言われる。自分でやるのは厳しいですよ。だからプロに任せましょうと。だったら、プロの給料にしましょうよ。みんな誇りを持って、思いやりを持って、お金ではなくしてやってくださっているというのは分かるけど、それに答えるのは、やはり私たち議員であり、政治であり、行政だと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○宮尾高齢者福祉課長 処遇改善加算の手続きに関しましては、国のほうも簡素化、それから、より分かりやすい手続きを進めているところがございます。それを私どももしっかりと支援していきたいと思っております。

それから、やはり繰返しにはなってしまうのですが、一律にお給料を上げるということは、これは非常に課題が多いというふうに認識しています。一方で、それを仮に実行した場合、保険料にも大きく影

響してきます。やはりこれは保険者として、適切な保険料を設定するというのも同じように大事なことでとと考えております。どうかご理解いただければと思います。

○渡部委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私は、225ページの手話理解促進から手話言語条例について伺いたいと思います。

第2回定例会で上程されるということがこれまでの質疑で話されまして、私も昨年の決算特別委員会で取り上げて、聴覚障害者の皆さんや団体から、毎年のようにこの条例制定の要望が出ているのになぜ進まないのか、一日も早く制定をと求めてきましたので、本当に良かったなと思っております。

質疑の中でも言われていたように、障害者基本法に、手話は言語だと明記されています。しかし、そのことをどれだけの区民の方が知っているのか、区は把握しているのでしょうか。

先ほど、この条例制定に向けての取組み、手話が言語であるということの理解のパンフを作る。そして、職員の皆さんに手話の練習をします。あと、商店街で、手話できます商店街でしたか、それと、手話通訳者の日数を増やすということでしたけれども、これはどういうことで考えられたのでしょうか。当事者も含めて、そうした会議体があって、そこで考えられたのか、経緯を教えてください。

○松山障害者福祉課長 手話理解促進の事業に対しての経緯ということでございます。

こちらは、手話言語条例の案を制定するに当たりまして、当事者団体とのヒアリングを受けて、その中でいろいろなご要望がございました。

実際問題、区として、まずは手話言語条例、委員がおっしゃられるように、手話に対する区民の理解というのがまだまだというところがございますので、まずはパンフレットの作成、そして、区内部の職員の意識啓発、また、商店街にご協力いただくといったもの考えたものでございます。

○石田（ち）委員 では、区民が手話は言語だということをどれだけ知っているかということは、まだ把握されていないということではないですかね。

鳥取県が平成25年にいち早くこの手話言語条例を制定したわけですがけれども、そこから約8年経っている中で、やはりこの条例を実効性のあるものにしていくというところでは、市民をどれだけ巻き込めるか、これが大きな中心だと言っているのですね。

ですので、やはりこの品川でも実効性のあるものにしていくために、より多くの人に理解をしてもらって、そこへの普及啓発をしていくことが必要だと思いますので、やはり区民の皆さんが手話は言語だとどれだけ理解しているか、それで取組む内容も変わってくるのではないかなと思うのですけれども、条例制定に当たって、区民アンケートなどで把握していくことが必要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 まず、正しい理解というのを進めたいと思っております。まず手話に関して、言語であるという理解をしている方はまだ少ないと思っております。障害者基本法では規定されておりますが、いまだにやはり手話に対する理解等が浸透しているとは言えない状況にあるということは、当事者団体からも伺っておりますので、意識アンケートというよりは、まず、その声を受けて、実効性のあるパンフレットの作成、そして周知に取組んでいきたいと思っております。

○石田（ち）委員 では、理解が進んでいないという前提で、こうした啓発をしていくということで、やはり聴覚障害者にとっての手話、言語や意思疎通については、歴史的に見ても様々あって、手話ではなく、口話、口の動きを読み取るという方法も長い間とられてきたと思います。

私も小学生のときに、今の品川特別支援学校のところがろう学校でしたので、交流校として様々授業

や運動会などを一緒にやってきました。その頃を思い出してみると、確かに手話ではなく、口の動きを見るという方法でした。ろう学校の先生からも、話すときは、口を大きく分かりやすく動かしてくれれば読み取れるので、みんな口の動きを意識して話してねと言われたことも覚えています。なので、もしそのときに手話が使われていたなら、きっと私たちは手話を習っていたのだらうなと思います。そして、またそういう交流があったからこそ、聴覚障害という障害を、幼いながらに理解してきたなと感じています。

そうした子どもの頃から手話は言語と理解すること、そして、その障害を理解することが大事だと思いますけれども、この条例制定との関係で、教育分野との連携はどう取られているのでしょうか。

○松山障害者福祉課長 条例制定に当たっての教育部門との連携でございます。

これまで条例制定の協議をするに当たり、明晴学園と十分に協議を行ってまいりました。明晴学園の先生方からも、口話法を押しつけられていたというような歴史も全てお伺いした上で、今回、条例制定（案）というところまで合意を得たものでございますので、なかなか一足飛びにこういった理解というのは進みませんので、まずはパンフレットの作成をしたり、区職員自らきちんと正しい理解をするというところを出発点としていきたいと思っております。

○石田（ち）委員 一足飛びにはいかないというところなので、やはり教育の場から、子どもの頃からそういったことを教えていくというのも大事な事なのではないかなと。やはり子どもの頃からそうした教育の場で習ったことが、私も今になって生きていますので、ぜひ、明晴学園と協議しているというのはいいのですが、そこからさらに外に広げていくということを見据えた条例制定にさせていただきたいなと。

条例制定はしてみたものの、やはり実効性ですよ。鳥取県なども、そこはすごく課題だと言っていますので、そうしたところをぜひ見ていただきながら、条例のほうをつくっていく、そして普及啓発していくということをしていただきたいなと思います。

午前中にほかの委員からもありましたけれど、手話だけではなくて、やはり障害者が意思疎通できるようにということで、手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例という形で制定している自治体もたくさんあります。全日本ろうあ連盟がホームページで、条例制定している自治体をまとめています。23区では14区、そのうちの10区が、この手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例というのを制定しているのですね。

やはり意思疎通をスムーズに交わしたい、コミュニケーションも障壁なく取りたいと多くの方が感じることだと思います。手話が言語であることへの理解、そして、多くの方が手話を獲得していく、その普及啓発を進めていく、実効性のあるものにしていただくと同時に、障害を持つ人全てが意思疎通、コミュニケーションを取れる環境整備にも努めていただきたいと思うのですけれども、今回は手話言語だけという答弁でしたけれども、やはり併せて、ほかの手話言語だけの条例をつくられた自治体では、なぜ聴覚障害だけなのかと、そういった声も出されているという声も聞きます。ですので、やはり全ての障害を持たれている方の意思疎通、コミュニケーションをスムーズにしていく、そのための環境整備もしていただきたいなと同時に思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 今回、手話言語条例をつくるに当たりまして、当事者団体を含めて、十分に話し合いを行いました。いわゆる条例をつくられるとなると、文言が大事になってきますので、ご本人それぞれ、その団体によって、あるいは個人によって、その方々が生きてきた生育歴によって思いが異なっております。

条例の構成に当たっても、十分に話し合いを持たせていただきました。二本立てでいくのか、一本立てでいくのかというような議題も、区のほうから当事者団体のほうにしております。当事者団体は、あくまでも手話は言語であるということで、一本でお願いしたいと。

もちろん、意思疎通支援は、これまでも十分にいろいろなサービス提供、相談をするに当たって図ってきてございます。区としましては、一本で行きたいと思っております。

○渡部委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、255ページ、2項児童福祉費、各種児童保育委託から病児保育、249ページ、給食関連業務委託に関連して、保育所における食物アレルギー対応について質問いたします。

まず、品川区の病児保育事業の現状について、簡単にご説明をお願いいたします。

○吉田保育施設調整担当課長 病児保育の現状についてお答えします。

病児保育は、生後6か月から就学前までの保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気のために集団保育が困難で、家庭で保育ができない場合、病児保育施設で一時的にお預かりするものとなります。

現在、病児保育施設につきましては、区内に4か所。内訳は、医療機関併設型が3か所、保育所併設型の病児保育施設が1か所ございます。

○鈴木（博）委員 次に、新型コロナウイルス感染症流行後の各病児保育施設の預かり人数の推移および預かり疾患の内訳について、現況をお示しください。

○吉田保育施設調整担当課長 令和3年2月分までの実績数値を申し上げます。

令和2年4月からの延利用人数となりますが、病児保育チャイルドサンタは77名、利用率は約4%。病児保育室ひだまりにつきましては、148名、利用率は8%、病児保育室森のおうちは、316名で利用率は24%、こころキッズケアは、72名で利用率は6%、合計613名で、平均10%の利用となっているところでございます。

預かり疾患の内訳でございますが、疾患数の多い順に申し上げます。上気道炎が333名、咽頭炎が95名、気管支炎・気管支ぜんそくが59名、急性胃腸炎が48名、あとはRSウイルス感染症、アデノウイルス感染症、インフルエンザ感染症、溶連菌感染症と続いておりますが、疾患数はわずかなところでございます。

○鈴木（博）委員 突出してお預かりを続けている一施設があるようですが、新型コロナウイルス感染症流行前に比べて、大体10%を切る施設が多いようです。この一施設、突出していますが、これは何か理由があるのでしょうか。

それと、上気道炎と咽頭炎というのは同じでありまして、風邪引きの感染症ですので、大体風邪が80%ということが分かりました。

○吉田保育施設調整担当課長 品川区での、新型コロナウイルス感染症に感染していない子どもの病児保育施設への受入れにつきましては、感染症対策委員会や全国病児保育協議会の病児保育室受け入れ基準等に基づきながら、最終的にはそれぞれの医師の判断の下に実施しているところでございます。

預かり疾患の内訳にも表れているように、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用、手洗い、手指消毒の励行が進んだため、飛沫による感染が主となるインフルエンザや溶連菌感染症の罹患による病児保育施設の利用が減っているところでございます。

○鈴木（博）委員 ご説明ありがとうございました。

大体感染予防の対策も進んでいること、あとは、今コロナ対策で迅速な検査ができないので、それで疾患名があまり明らかにならないという点もあるかもしれないです。

コロナ流行下の病児保育の運営に関して、実施施設の側から区のほうに何かご要望はあったのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 昨年の緊急事態宣言下においては、各病児保育施設において、マスク、アルコール消毒液等の確保が困難な時期がございました。その場合は、区から定期的に一定数の配布を行ってきたところです。

また、この間の国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金を利用して、交付金の趣旨の範囲内で各病児保育施設の要望に合わせた感染拡大防止のための補助を行ってきた次第です。

具体的には、病児保育施設で利用する空気清浄機、ソーシャルディスタンスを確保するための機材、消毒エタノールやペーパータオル、マスクなどの物品を購入する際の補助のほか、感染症対策に関する業務の実施に伴う病児保育施設の職員の手当てとなります。

○鈴木（博）委員 新型コロナウイルス感染症下の品川の親子を支える病児保育事業に対するこの努力に、大いに敬意を表したいと思います。

コロナ流行下で預かりニーズが現在大幅に落ち込んでいる中で、各病児保育施設も経営上非常に大変だと思えます。この中で、区はどのような方針を考えている、ないしは実施されているのでしょうか。

○吉田保育施設調整担当課長 昨年4月の緊急事態宣言下においては、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等によりまして、通園児童が減少し、実績ベースで算定した場合、病児保育事業者がその後提供体制を確保し続けるというのが困難な状況となることが想定されたところでございます。

そのため、国のほうでは、令和2年度の病児保育事業に関わる子ども・子育て支援交付金について、地域のセーフティネットとしての病児保育の提供体制をその後も維持していくことが必要であると考えまして、市町村が認めた場合、令和元年度の延利用児童数を上限とし、該当月の延利用児童数としても差し支えないなどの特例措置を行ったところです。

令和3年度につきまして、国は今回の令和2年度の特例措置のほうは行いませんけれども、補助単価の見直しにより、病児保育事業の体制確保に努めるよう求めているところでございます。

○鈴木（博）委員 様々なご配慮ありがとうございます。

ところで、新型コロナウイルス感染症の流行によって、ポストコロナの時代は、コロナ前と比較して、子育て支援も含めて、様々な事業形態が大きく変わっていくものと思われれます。病児保育事業につきましても、今後、ポストコロナでの品川区の今後の展望についてお示してください。

○吉田保育施設調整担当課長 病児保育事業につきましては、病気の子どもを医師、看護師、保育士が専門的にサポートする環境整備が整っているところから、品川区の子ども・子育て支援事業計画におきましても、今後もニーズは高く、利用者が伸びていくものと予想しているところでございます。

それを踏まえまして、令和3年度は、病児保育施設の定員を1名増加した次第でございます。今後も、地域バランス等を考えまして、より積極的な支援に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○鈴木（博）委員 病児保育は、仕事を持つ保護者のために、保育園の代わりに病気のお子様をお預かりする就労支援事業として始まりましたが、それだけに限定されるものではありません。現在では、病気のお子様体が心も健康なときと同様、否、病気であれば、それ以上に温かい環境で養育されることを目指す、子どものための重要な子育て支援事業として位置づけられるようになっております。

病児保育とは、保育士、看護師、栄養士、医師、そして、お母様、お父様が協力してお子様の健康と

幸福を守り育てていくための事業です。ポストコロナの時代でも、さらに病児保育事業が発展することを希望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、保育所における食物アレルギー対応についてお尋ねいたします。

今回、ある私立保育園に通園している、私のクリニックに通院されている食物アレルギーを持つ患者さんが血液検査を行い、その成績を提出しないと給食は出せないと保育園から言われたというご相談がありました。このお子様は、昨年9月にも一度アレルギーの血液検査を行っています。この事例につきましては、すぐ保育支援課のほうに連絡し、対応していただきましたが、いま一度保育所における食物アレルギー対応について、確認の意味も含めてお尋ねしたいと思います。

まず、今回の事例に対する区の対応について、ご説明をお願いいたします。

○若生保育支援課長 私立保育園での食物アレルギーに係るご指摘の事例への対応について、お答えさせていただきます。

まず経緯でございますけれども、当該アレルギー児へ給食の提供を始めるに当たりまして、園から保護者に対して、鶏卵、この鶏の卵の除去をどうするか、医師に確認してほしいと、こういった働きかけが幾度もあったそうでございます。

保護者の方は、卵を除いてもいいので、早く給食を出してもらいたいと思っていたそうですが、園側のほうの伝え方が悪く、血液検査をしないと給食を提供できないと伝わってしまったものと聞いております。

国のアレルギー対応ガイドラインによりますと、アレルギー食材の除去を解除する際は、食材を家で食べて問題ないことが確認でき、保護者が書面で申請すれば解除することができるとしています。また、園から再度血液検査の結果などは求めないこととなっております。

区といたしましては、このガイドラインの内容を園に改めて認識させまして、慎重を期すあまり過度に保護者に負担を求めることがないように、園に指導したところでございます。

○鈴木（博）委員 迅速で適切な対応、ありがとうございました。

食物アレルギーに対しては、正しい最新の知識の獲得と必要な緊急対応をとるための理解がまだ不十分だと思われる施設も見受けられます。

食物アレルギーに対する診断と治療は、ここ数年で大きく変わりました。以前は血液検査で特定の食品に対する血液中の特異的 I g E 抗体が検出されれば、その食品を除去する、食べさせないという指導が行われてきました。ところが、この血液中の特異的 I g E 抗体が陽性でも、実際はアレルギー症状を起ささないことも多く、現在は血液検査ではなく、実際に食べたときに起こる症状と医療機関で行われる食物負荷試験の結果を基に、食物アレルギーが診断されるようになりました。血液検査の占める割合は、食物アレルギーに関しては、現在では大きなものではありません。

そして、食物アレルギーの診断、治療、管理も大きく変わりました。厳密にその食品を除去する、食べさせないではなく、食物アレルギーがあっても負荷試験で確かめられた安全に食べられる量を少しずつ食べさせて、アレルギーを起ささない体に慣らしていく指導が行われるように現在はなっているので、

また、保育園、小学校では、誤食事故を避けるために、給食では食物アレルギーを起こす可能性がある食品は完全に除去するか、完全に提供するか、どちらかという対応が行われています。しかし、ここにおきましても、症状の既往、負荷試験に基づいて行っているものでありまして、血液検査は必須ではありません。

現在の保育所における食物アレルギー対応について、総括的にご説明をお願いいたします。

○若生保育支援課長 保育所の食物アレルギー対応につきましては、国の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を元に各園で運用しております。

対応の考え方ですけれども、医師の診断により作成した生活管理指導表の下、保護者と職員で共通理解をして対応しています。

食事の提供に当たりましては、委員ご指摘のとおり、アレルギー食材の完全除去対応を基本としております。

これまでの区の実践といたしましては、従来からアレルギー対応やエピペンの使い方などの研修を各園で定期的に行っております。また、のびしなプロフェッショナルスクールにおきまして、8つの研修分野に食育、アレルギー対応を位置づけて、体系的に保育士等のスキルアップを図っているところでございます。

○鈴木（博）委員 ご説明ありがとうございました。

今ご報告にあったように、2012年に調布市で起きた誤食事故の死亡例もあり、食物アレルギーでは、誤食事故発生時の緊急時対応の訓練も極めて重要です。エピペン講習、AEDの講習も含めて、日頃からしっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

現在、数が非常に増えている私立保育園に対して、区はどのようなアレルギー対応の指導を行っているのでしょうか。また、この間のヒヤリハットの事例等がございましたら、併せてご報告、ご紹介をお願いいたします。

○若生保育支援課長 私立保育園におけるアレルギー対応につきましては、新しい園や事業者が区内でかなり増えてきておりまして、園によっては、ご指摘のような不適切な対応も散見されています。

ヒヤリハット事例でございますが、ある私立園で午後のおやつの際に、乳製品アレルギー児に脱脂粉乳を含む五平餅を誤って与えてしまったといったようなケースがございました。幸い、児童にアレルギー反応は起こらなかったものの、食事提供の際の確認不足等によるものでした。

区の実践といたしましては、まず定期の指導検査において、アレルギー児の対応が適切に行われているかどうかを実地で検査・確認し、必要に応じて指導しております。

また、私立保育園連合会が主催するアレルギー講習会等の研修や、各事業者単位での研修も行っているところでございます。

今後は、研修のさらなる充実とともに、今回のような事例を毎月の私立保育園長会において共有しまして、都度注意喚起をすることなどによりまして、食物アレルギーに対する正しい知識を身につけて適切な対応を行うよう、区として指導に努めてまいります。

○鈴木（博）委員 食物アレルギーがある子も、食物アレルギーがない子も、ともに安全で楽しい食事をとれる環境づくりが、子どもの健やかな成長を保障するために必要と考えます。今後とも区の一層のご努力をお願いして、私の質問を終わります。

○渡部委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 4点伺います。

217ページ、熱中症等予防対策。これはコロナ禍で、避暑シェルター、今年度、今年の夏になりますけれども、どのような利用状況だったのか、教えてください。

それから、219ページ、介護職員資質向上事業に関連しまして、先週の3月5日、区内で大変残念な痛ましい殺人事件が起きまして、報道等によりますと、介護福祉士の方が、そこに出入りしていた方

が犯人ではないかというお話がありましたけれども、分かっている状況があれば、いわゆる区内のそうした事業所で働いていた方なのかどうか、この辺が分かれば、また対応があれば、どのようにされたのか。

それから、225ページの福祉ショップ運営費に関連して、コロナ禍でいろんな障害施設、また障害者の方にいろんなものを作っていただいておりますが、そうしたものに影響され、減少してしまっているのか。また、クリーニングをやられたりとか、そういう仕事も作業所でされていますけれども、そうした現状をまた教えていただきたいと思います。

それから、242ページ、子育て応援費に関連しまして、ベビーカーマークについて、ベビーカーマークということがお分かりでしたらば、どのようなもので、どのようなご理解があるか、教えてください。

○宮尾高齢者福祉課長 私からは、熱中症等予防対策についてご答弁申し上げます。

こちらは、自宅でおひとり暮らしをしているご高齢の方が、在宅にいらっしゃる際に熱中症にかかることを予防する、防止するという趣旨で実施しているものでございます。

具体的には、例えば啓発用品をお配りしたりですとか、あるいは、戸別訪問時に、実際にそういったものを渡したり、チラシを渡したりして啓発に努めるということ。

それから、避暑シェルターを設置しているということで、シルバーセンター、いきいきセンター等の施設で、どなたでも水を飲んでいただいたりということで、コーナーを設置させていただいているものでございます。

○松山障害者福祉課長 委員お尋ねの3月5日に区内で起こりました事件、大変痛ましい事件で、誠に遺憾でございます。ご遺族の方に哀悼の意を表したいと思っております。報道されていること以上は分かりかねますというところでございます。

続きまして、就労関係に影響があったかというところでございますけれども、就労関係につきましては、やはりお祭りがなくなったり、イベント等がなくなった関係で、売上等につきましては少し減少しております。ただし、国からの支援金や給付を充てていいという国からの通知がございますので、工賃には影響のない形で運営をしていただいております。

○三ッ橋子育て応援課長 ベビーカーマークについてでございます。

こちら、ベビーカーマークという名前は存じ上げませんでしたが、電車などの車いすやベビーカーのスペースにマークがあることは存じ上げております。こちらはベビーカーを安心・安全に使用するためのマークと捉えております。

○たけうち委員 ごめんなさい。聞き方が悪かったかもしれないですけれども、熱中症対策の事業の内容は、もう何年もやっているのだから分かるのですが、去年、コロナでシェルターのほうに来る方が、密になったりして来づらくなったりしていなかったか。だから、利用者の数が減ったのかどうか。それに対して、減ってしまうと、逆に言うと、冷房が家になような方が来れなくなってしまったのかなという、その辺の何か状況が分かるのであれば教えてもらいたいということですが。

それから、残念な事件なのですが、報道以上は分からないということですが、もしかすると、今後、区内の、住んでいるのは大田区だということが報道で出ていましたけれども、区内の事業所の方たちと区内のそういう利用者の方が同じような事業所を使っていたとすると、そういう報道が流れると、また心配されるので、それは一応、もしそうなった場合にしっかり対応できるように準備をしておいてもらいたいという思いで取上げさせていただきました。

それから、作業所については、金額的には何とか国の支援があるということですが、障害者の方たちがなかなか通ってこれない状況もコロナ禍であって、それはある意味でいいのかもしれないのですが、発注がなくて仕事がなくなっていたりして、そういう作業ができないのかななどとちょっと思ったので。

プラス、これはある区民の方から言われたのが、それは1つの思いつきみたいなことで大変申し訳ないのですが、今、コロナで、例えば、この時期、花粉症で、私などもそうなのですが、くしゃみが出たときに、また、ぜんそくの方が咳をしたときに、周りからちょっと嫌がられるような風潮がある中で、咳エチケットマークという缶バッジが発売されているらしいのです。それを買おうと思ったら、売り切れていたと。それで、例えば、私のこの咳はうつりません、花粉症ですとか、ぜんそくですという缶バッジがあって、それはもう多分その方の思いつきなのですが、取上げるのもどうかなと思ったんだけど、もし障害者の作業所のほうで仕事がないようであれば、そういうのも今後検討されたらどうかというのを一応お伝えしておいて、時間があればお答えいただきたいと思います。

それから、ベビーカーマークにつきましては、ご答弁いただいて、これはなぜ取上げたかという、このマークができて7年ぐらい経つらしいのです。それで、昨年いろいろ調査したら、私も実はあまり知らなかったのですが、約7割の方が知らない。これはおっしゃったように、子育て支援策というので、ベビーカーを持ってバスだとか電車に乗ったときに、昔は折り畳まないで嫌な顔をされたのです。今でも1割ぐらいの方が、乗ってくると邪魔だなど、こうなった。それをしっかりバスだとか電車の中、また、場合によっては公共施設、また商業施設でも、そういったものを付けることで、周りが温かく見ていこうと、こういう子育て、まさに子育て応援課のそういうところなものですから。

昨年、東京都がこれをキャンペーンをやって周知した。そういうことがあったので、例えば、これを子どもたちが集まる場所だとか、親子連れ、そういう場所に、ポスターなんかもありますので、例えば貼ったりとかというのもやると、やはりそこに来たお母さんたちが非常に喜ぶのかなと思ったので取り上げさせていただいたのですが、いかがかなと思います。

○宮尾高齢者福祉課長 大変失礼いたしました。私のほうから熱中症等予防対策についてお答えさせていただきます。

今年度は、委員ご指摘のとおり、コロナの関係で、若干ではございますが、やはりシェルターを利用される方が、例年に比べて減っているという認識を持っております。ただ、一方で、皆様マスクを着用されて、引き続きいらっしゃる方には、しっかりと啓発を行っているところでございます。

一方で戸別訪問、こちらを職員のほうを若干増やして行うなど、工夫をして対応しているところでございます。

○松山障害者福祉課長 先ほどの事件に対する報道ということなのですが、今後の報道次第になりますけれども、ご利用者の方が不安にならないように、区といたしましては、サービスを安心して提供できるよう努めてまいりたいと思っております。

また、作業所でのコロナの誤解を防ぐための咳エチケットマークというご提案でございますが、就労継続支援事業所からなる就労支援部会等で情報を周知いたしまして、今後検討していきたいと思っております。

○三ツ橋子育て応援課長 ベビーカーマークでございますが、ベビーカーを使用する方、そして、広く一般の区民の方への周知など、関連部署とも連携しながら、区としてできることは何か、例えば、関係部署に窓口の掲示をするなど、相談し工夫してまいります。

○たけうち委員　ぜひよろしくをお願いします。

1点、その残念な事件については、介護士の方、先ほどの藤原委員もおっしゃっていたとおり、本当に一所懸命やっただいていただいている方がもう99%以上だと思いますが、ああいう残念な事件が起きて、そこだけがクローズアップされることによって、利用者の方は非常に不安になって、また、そういうことのお問い合わせなどもあるかもしれませんが、またアンテナを張っていただいて、しっかりと対応をお願いしたいと思います。要望で終わります。

○渡部委員長　次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員　私は、233ページ、障害児者総合支援施設運営費と、213ページ、重層的支援体制整備検討経費と、ここで子育て支援策全体みたいな形で、ちょっとずれるかなとも思うのですが、そこへ行きたいと思います。

まず、障害児者総合支援施設なのですが、障害者のより良い拠点施設になることを願って、これはあくまで私の考えですが、それで何点か伺います。

昨年の決算特別委員会の総括質疑で、我が会派の鈴木（真）議員からも、公平・公正に選考を行ってくれという話をさせていただいたとっております。私も、今回のことについては、公平・公正な選考が行われたとっておりますが、それをもう一度確認したいのと、あと、先ほど来、1年でという話が多いのだけれども、これはもう期間を3年と決めた時点で、この時期に公募が行われるというのは、その前のときも、2年前でこんなに早くやるんだと私も思っていたけれども、これはこの規定で3年と決まった時点で、今頃の公募だということは決まっていたということだと思っておりますので、その確認をしていただきたいということ、まず、そこだけ聞かせてください。よろしくをお願いします。

○築山障害者施策推進担当課長　公募に当たりましては、条例に定めます選定基準に沿って総合的に審査をいたしまして、最も適していると認めた団体を選定したものでございます。審査委員、選定委員に外部の有識者を入れることで、公平性、客観性、透明性をより高めた形で実施いたしました。

また、公募の実施に当たりましては、委員のおっしゃいますとおり、平成30年度の段階で、建物管理ができないといったようなところがございましたので、そこで建物管理を含めました総合的・一体的な管理運営を実施するということで、今回の公募に至ったものでございます。

○石田（秀）委員　それで行われたと我々も信じておりますし、その部分については、良かったなど。

それから、我々も障害者団体から様々お話を伺いました。利用者の方々からは、現在のサービス事業者でこの施設を利用していききたいのだというお話を聞いたり、対象者の範囲をもっと広げてくれないかというお話もあったり、障害者支援、気軽にもっと相談できる体制になっていないというふうに向った方もいらっしゃる。

こういうふうに向った中で、1つは、公募の趣旨というのが今回ありましたよね。それについて、先ほどもいろいろな話があった。公募の趣旨、繰返すわけではないけれども、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供といった指定管理者制度のメリットを最大限活かすため、建物全体の管理を含めた総合的かつ一体的な施設全体の管理運営を行うと。これは趣旨として、私はそのとおりだと思っておりますし、多分、先ほど引き継ぎの話も出た。双方で、事業者の責任で引き継ぎが行われるというのは、これは当たり前のことだけれども、それはやはり行政側も、そこはしっかりチェックをして、注視をしていただきたいと思います。

何しろ利用者の方々には不利益があってはならないわけで、これはぜひそう思っていたきたいのと、あとは、障害者の方々の拠点施設として、全ての障害者の方とは言わないけれども、なるべく範囲を広

げた中で拠点をつくっていただきたいと思いますので、そこら辺を今後こういうふうに必ずしていきますというところの答弁をいただきたいと思います。

それから、重層的支援体制整備のほうに行きます。重層的支援体制整備のほうについては、これは本当によくやっけていらっやると思っています。その中で、多機関協働が重要とこれから考えられるということだと思っております。この多機関協働ということができるとなると、例えば、ダブルケアとか、複合的な課題、すき間のニーズとか、これは既存の制度では対応できないものが結構あると。これに対応できる整備が私はできると期待をしています。

こう考えると、区民の皆様が安心して暮らせる事業、これが多機関協働だろうとすごく感じておりますので、ここら辺の体制整備、今は3部10課だけれども、ここをどういうふうにしていて、私は多分あと1部と5課ぐらい増やしたほうがいっだろうと思っているのだけれど、ここら辺をどういうふう増やしていて、どういう形にしていくか、どうやって整備していくかということ改めて伺いたしたいと思います。

○築山障害者施策推進担当課長 今回選定された事業者の提案では、今までサービスの対象ではなかった高次脳機能障害ですとか、対象者が新たに拡大されることとなっております。また、サービスの提供時間等も拡充されるものとなっております。

サービスを拡充することにより、地域生活支援拠点、それから、児童の療育支援拠点として、障害児の方が地域生活で安心して暮らせるよう支えていける施設にしていきたいと思っしております。

○寺嶋福祉計画課長 重層的支援体制整備でございますが、相談支援、社会参加支援、地域づくり支援という3つを重層的に支援していくという事業ですけれども、今、委員からご指摘ありましたように、このうちの相談支援の中で、今現在取組んでいるのは、例えば、高齢、障害、生活困窮といった福祉部内で対応できるもの、それから、子ども、精神といった、子ども未来部、保健センター等の協力を得るものといった形で、今年度3部で検討を進めているというところでございます。

しかしながら、これでも当てはまらないという相談がこれから増えていく、実際にもう起きているということがある中で、この相談支援の中で、もう一つ、大きな肝となる事業としては、この中に多機関協働事業というものがありまして、さらに、それ以外の関係者の方も関与していただいて事業を進めていくといった、こういう構築になってございます。その中には、例えば教育であったり、医療であったり、場合によっては警察であったりということも入ってこようかと思っます。

次年度の検討の中で、この多機関協働事業も重要な検討項目となっておりますので、ここら辺についてはしっかり進めていきたいと思っしております。

○石田（秀）委員 両方ともよろしくお願ひします。

次は、子育て支援をやりたいと思っしております、これ、厚労省が2020年2月22日の速報値、出生数、過去最少の87万2,683人で、これが19年の、速報値から確定値だと大体3万人ぐらい減るということなので、84万人ぐらいになるのではないかということでもあります。

2020年、婚姻件数からいくと、53万7,583組で、7万8,069組減、12.7%減、1950年に次ぐ戦後2番目の低さだということでもあります。

これを考えると、来年の出生数は70万人台に落ち込むのではないかとおわれております。75万人ぐらいではないかという話もあります。これは大変なことで、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測では、もし75万人となった場合、これは2039年の予想になっていたと。18年間前倒しされてしまうというようなことになりまして、様々これは大変なことになるのだらうと思っしております。

そうなってくると、これは東大の赤川教授は、子育て支援をいろいろな形でやるよりも、婚姻件数を増やしたほうが9倍ぐらいの効果があるのではないかという話も本に書いてある内容でありますけれども、こういう話があるということでもあります。

国も今いろいろやっていて、新婚新生活支援事業とかいって、60万ぐらい、所得制限はあるのだけれど、増やしているということでもありますけれども、いろいろやっていると。けれど、アンケートを取ると、男女とも結婚の利点は、精神的安らぎの場が得られる、子どもや家族を持てるという、これが1位、2位。けれど、結婚を考えたときに気になるというのが、男女ともにトップは、余暇や遊びの時間を自由に取れるか、お金を自由に使えるか、自分の生活リズムや生活スタイルを保てるか。女性のその次ぐらいに来ると、子育てと仕事の両立に不安があると。こういう形であって、踏み切れないという方々が非常に多くて、独身者が圧倒的に増えているということでありまして、ここに手を入れなくてはいけないのではないのかなと思っています。

それで、これって非常に難しい。国でやることだということだと思います。年少人口割合というのも出ておりまして、日本は12.3%で、世界でもトップクラスに低い。これはもう本当にそういうことでいいのかということでもありますけれども。

けれど、こういう場で、婚活というか、結婚のそういういろいろなこととかというのを、国もやっているのかなと思って、東京都でもやったら、結構やっているんだよね。東京都も、今回調べて分かったけど、結婚相談所までの紹介とか、出会いの場でオンラインとか、パーティーとか、街コンとか、東京ふたりストーリーとか、いろいろやっている。これだけやっているのだけれど、なかなかそういう意味では成果が実っていないのかなと思っています。

品川区も、長計とか、結構そういう人口統計を取りながら、いろいろなことをやってきていると思っています。そう考えると、ここはやはり品川でも、私は、もちろん都も区もやっているのだけれども、この婚活対策、それはやはり子どもに対する影響も、品川区でもやっていたのだけれど、あれはもうやめて、違った形で提案をして、それこそ東京都とか国に、品川ってこういうことをモデルでいろいろなことをやって、こういう成果が出たよぐらいのことは、調査研究ぐらいはしたほうがいいと思いますね。

ぜひ、そこら辺の調査研究をしていかないと、変な話、ここはコロナでばんと減ったということも考えられるのだけれども、そうではなくて、もう一回、ここでベビーブームを起こせるかというのも1つの考え方であると思っていますので、ぜひ、そこら辺のところを踏まえた政策を、来年度ずっと考えていただいてもいいので、再来年度からやるとか、ぜひ何かそういうことを打っていくべきだと思っていますが、もしお考えがあれば、最後にそこだけ聞きたいと思います。

○佐藤企画調整課長 少子化対策でございますが、まず人口の動向ですけれども、区内において、妊娠届率は約1%の減というところと、今後の出生数も大きく落ちる見込みはないというところで、直近ではそういう分析をしております。

また、子育て世帯や夫婦の人口流出も歯止めがかかっている状況でありますので、区として、これまでやってきた少子化対策等が一定の成果を収めているというところは確認しているところでございます。

一方、委員ご指摘のとおり、東京都また全国全体で少子化は進んでおります。東京都のほうで、また新たな補助金もできるというところで、5月以降、先進的な少子化対策をやった場合は補助の対象とするというのも出ておりますので、品川区といたしまして、子育てするなら品川区というところもありますから、今後、様々検討していきたいと考えております。

○渡部委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日火曜日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

遅くまでありがとうございました。

○午後6時11分閉会

委員 長 渡 部 茂